

令和4年12月作成

政策集

目 次

1 . 和歌山県談合・収賄事件の背景	1
2 . 県職員倫理規則の策定	3
3 . 監察査察制度	5
4 . 東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓	7
5 . 厳しい財政収支見通し	21
6 . 職員採用制度	23
7 . 新政策プロセスと国への提案・要望	27
8 . シンポジウム	29
9 . 和歌山の偉人シンポジウム	31
10 . 国際的なつきあい	33
11 . 情報通信のハードインフラ整備	37
12 . ワークেশョンの導入及び全国への普及	39
13 . 半島振興法の延長	41
14 . ふるさと生活圏を単位とした過疎地再生・活性化支援制度の創設	43
15 . 関空・紀淡・四国高速交通インフラ	45
16 . 部落差別解消	49
17 . 紀州学研究	51
18 . 県立自然公園の見直しと新紀州御留林	53
19 . レッドデータブックと生物多様性	57
20 . 太陽光発電事業に対する規制	59
21 . 大阪府の排ガス規制とトラック業界支援	61
22 . プラごみ対策	63
23 . 刃物による殺傷事件	65
24 . 飲酒運転根絶の取組	67
25 . 女性活躍企業同盟、わかやま結婚・子育て応援企業同盟	69
26 . 女性管理職の育成・登用	73
27 . 不幸な猫をなくすプロジェクト	75
28 . 民泊事業者の管理責任の明確化	77
29 . 和歌山市水管橋の落橋	79
30 . 少子化対策	81
31 . 2歳児童虐待死事件	85
32 . コムスン事件	87

33 . 高齢者の見守り	89
34 . 医師確保対策と医学部定員増の要望	91
35 . 医師の偏在対策	95
36 . 地域医療構想	99
37 . 危険ドラッグ	101
38 . 新型コロナウイルス感染症対策	103
39 . 産業別担当者制度	111
40 . 産業振興政策の見直し	113
41 . 価格転嫁と下請いじめ対策	119
42 . 万博誘致戦略	121
43 . キャッシュレス決済の普及	123
44 . 第2の就活サイクルプロジェクト	125
45 . プレミア和歌山	127
46 . 100年企業表彰	129
47 . 小型ロケット発射場の誘致	131
48 . 企業誘致政策	133
49 . 観光政策	137
50 . おもてなしトイレ大作戦	141
51 . 農林水産行政における試験研究・普及の強化	143
52 . 傾斜が20度を超える急傾斜農地の災害復旧	145
53 . ため池改修の加速化	147
54 . おいしい！健康わかやま	149
55 . 農業の生産性向上	151
56 . 厳選みかんの取組	153
57 . わかやま農産物安心プラス認証制度	155
58 . 野生鳥獣害対策	157
59 . 緑の雇用と森林・林業施策	161
60 . 違法伐採対策	163
61 . 企業の森と企業のふるさと	165
62 . 公共調達制度の見直し	169
63 . 重点施策	173
64 . 建設業振興策	175

65 . 県内道路ネットワークの整備	177
66 . 奥瀬Ⅲ期（分担割合のアロケーション）	179
67 . 河川の安全の向上	181
68 . 合併処理浄化槽	187
69 . 景観条例	189
70 . 周辺の景観に大きな支障を及ぼす廃墟への対策	191
71 . 高速道路等の沿道における屋外広告物規制	193
72 . まちの空洞化と農地転用	195
73 . 住宅耐震化	199
74 . 大規模建築物耐震化	201
75 . 放置艇対策	203
76 . 南紀白浜空港の民間運営	205
77 . 学力向上対策	207
78 . 体力向上対策	209
79 . 道徳教育の充実	211
80 . ふるさと教育の充実	213
81 . 国際化教育の充実	215
82 . ICT教育の推進	217
83 . 高校生の就職活動における一社推薦制度の見直し	221
84 . いじめ対策	223
85 . 不登校対策	227
86 . 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録	229
87 . 「紀の国わかやま国体」に向けた選手強化と効率的な大会運営	233
88 . ワールドマスタースゲームズ関西	237
89 . 市町村負担金の見直し	239
90 . 政府関係機関の誘致	241
91 . 審議会への丸投げ	245
92 . お正月の作法(名刺交換会)	247

1. 和歌山県談合・収賄事件の背景

【背景】

- ・平成18年11月、木村前知事の辞職・逮捕。
- ・官製談合に関わった県職員2名が懲戒処分、1名が訓告処分、5名が注意処分されるに至った。
- ・県庁としての問題点の1つ目は、建設業界の談合に県庁が関与しており、業界の秩序維持の手段として使っていたこと、さらにそれを木村前知事が自己の政治的利益のために利用していたこと。
- ・2つ目は、県庁職員が知事の公務以外の政治活動や私生活の世話をしていたこと。
- ・3つ目は、地方紙に県庁職員が知事の私金を配っていたこと。

【対応】

- ・今後2度とこのようなことが起きないように、新しい公共調達制度の確立、知事を含む県庁職員の和歌山県職員倫理規則の制定、監察査察制度の導入など、誰が知事の職に就いても、誰が関係する職員でも、不祥事を起こし得ないような制度を作成。

2. 県職員倫理規則の策定

【背景】

監察査察監 平成 19 年度

・知事就任当時、県政を清潔なものとし、前知事の汚職のような事件を再び起こさないようにするため、制度として県庁の内部規律の整備を進める必要があった。

【対応】

・そこで、清潔な県政を実現するための内部規律の一環として、平成 19 年度から監察査察制度の導入とともに、今まで作っていなかった知事を含む県庁職員の倫理規則を、国家公務員倫理規程に準じて新たに策定することとした。

・これは県職員が仕事を行う上で県民の誤解や不信を招くことがないように、利害関係者と交際する場合のルールであり、例えば、県職員は利害関係者と飲食を共にすることは、県職員自ら費用を負担する場合、つまり割り勘であれば認められる（但し、1 万円を超える場合には倫理監督責任者に届出が必要）が、原則として利害関係者から飲食等の接待を受けることは不可としている。また、利害関係者との麻雀などの遊戯や旅行については割り勘でもできないことになっている。ただし、ゴルフについては国家公務員倫理規程にならって、たとえ割り勘であっても不可としていたが、ゴルフ場業界への過剰な圧迫となると考え、また他のスポーツとの差をつけることはいかなるものかと考え、2 年後、割り勘つまり自分のプレー代は自分で負担するのであれば可とした（倫理監督責任者に届出が必要）。

【結果】

・このように明確な交際のルールをつくることで、ルールに従っている限り不必要に萎縮することなく、積極的に県民とつきあい、行政の推進に役立つ情報収集や情報伝達を行うことが可能となる。

3. 監察査察制度

【背景】

監察査察監 平成 19 年度

・平成 19 年の和歌山県庁を巻き込んだ官製談合事件を契機として「清潔で透明性のある県政」を実現することが求められていた。

【対応】

・通常、県民から不信感を持たれるような事案が発生した場合、内部の人の間でのかばい合いという疑惑を防ぐために、弁護士など外部の人に介入してもらうことがよく行われる。しかし、真実かどうか分からない告発だけで、いきなり外部の人が調べようとしても、内情がよくわかっていない組織を調べることは難しい。また、告発が偽りであった場合、職員がいわれのない汚名を着せられ世間にその話が広がってしまうと、最終的にそれが偽りだということが証明されても、回復できないダメージを与えてしまうことになる。したがって、まず、内部的にしっかりと真実を確かめ、本当に処罰に値するという場合のみ、毅然として問題に対処するという姿勢が求められる。

・そこで、和歌山県では、地方自治体では全国で初めて監察査察制度を立ち上げた。この監察組織は、県庁の内において、綿密に事実を明らかにするようなものでないといけませんが、その任に当たる人が内部の人間であると、県庁内でかばい合って隠しているという疑いを招いてしまう。そこで、外務省の監察査察制度を参考に、検察庁 OB の監察査察監をトップにした組織として制度化した。

・監察査察監は、少数の部下を持ち、事案の調査をさせるが、不正の疑いは、それが真に不正であると証明されるまでは、胸のうちにしまっておいて、うわさが拡散することを防ぎ、真に不正が明らかになった場合は知事に報告して、適正な処分を求める。また外部からの投書、告発なども、まずは監察査察監がひとりで目を通して、必要があれば監察査察を行う。

・ただ、監察査察監は、知事の直轄であるため、知事以外の方が不正を働いていても、不正は正せるが、問題は知事が不正を行った時であり、知事が監察査察監の告発を握りつぶしたらどうなるのかという問題が残る。そこで、知事が不正を握りつぶそうとした時は、監察査察監は別組織である県の監査委員にその旨報告をしなければならないという制度とした。これによって、その情報は自動的に公開されるので、知事が悪事を隠そうとしても露見してしまうということになる。

【結果】

・監察査察監制度を導入することによって、県庁に対する県民の不信感の払拭につながることができた。

4. 東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓

【背景】

- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災の時に関西広域連合の一員として岩手県に職員を派遣し、被災地を応援、当時の災害対応を分析。
- ・平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害により、死者 56 名、行方不明者 5 名、計 61 名の人的被害が発生。知事の咄嗟の発想で様々な課題に対応。

【対応】

- ・これに対する対応は「紀伊半島大水害記録誌」、「紀伊半島大水害 復興 10 年の軌跡」の形で詳細なる記録を残したのでここでは記述しない。
- ・この災害に際して知事は、①全責任をとる、②動員できるものは総動員する、③司令官は必要以上に動かない という方針で臨んだ。
- ・また、災害対策を遂行するに当たって、その際思いついた緊急対応を含め、23 の政策（以下）を生み出した。
- ・これらについては人が変わっても、いつでも自動的に発動できるよう制度化（常備軍化）し、定期的に訓練・点検を実施。
- ・令和 4 年度に 260 項目について総点検を実施し、結果 10 項目において課題を抽出。課題解消に向けて対応中。
- ・また、できるだけ DX 化し、人為的な原因で発動が遅れないように今後工夫。

東日本大震災と紀伊半島大水害を教訓とした 23 の政策

【事前対策】「災害による犠牲者ゼロ」を目指して対策を進める

① 避難困難地域完全解消のための対策

- ・本県は南海トラフの震源域に近く、津波到達までの時間が短いため、津波避難困難地域が存在する。
- ・津波による犠牲者ゼロを目標として、平成 26 年に「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を作成。令和 6 年度までに全ての津波避難困難地域の解消を目標とし、堤防等の整備、避難路、津波避難タワー整備等を推進。
- ・東海・東南海・南海 3 連動地震による津波避難困難地域は 4 町 22 地区。令和 4 年 11 月時点で 16 地区が解消済み。
- ・南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域は 12 市町 61 地区。令和 4 年 11 月時点で 11 地区が解消済み。

② リスク評価をした避難場所を地震津波用と水害用に分けて発表

- ・紀伊半島大水害では、安全と考えていた避難所が被害を受けた。
- ・そのため、避難場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に含まれていないか各市町村において点検を実施した。結果、区域内に含まれている避難場所が存在。
- ・大規模災害時にも安全な避難先を確保するため、専門家の意見も踏まえ、県が避難場所の見直し基準と避難場所の安全レベル（☆～☆☆☆）を示し、それを基に市町村が避難場所の見直しを実施した。

③ DONETを利用した津波の到達予測システムの構築

- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合、最も早く津波が到達する串本町では、地震発生後3分で1mの津波が想定されている。
- ・県民が津波から「逃げ切る」ためには、少しでも早く精度の高い津波観測データを得る必要がある。
- ・そのため「地震・津波観測監視システム（DONET）」を使って、地震・津波の発生メカニズム等を研究していたJAMSTECと協定を締結し、熊野灘沖および紀伊水道沖の海底に設置された観測網からリアルタイムに観測情報を入手できる体制を整備した。
- ・これにより津波の規模や到達予測をいち早く把握し、避難を促す緊急速報メールを県民に配信する仕組みを構築。

④ FMラジオとメールを使った防災情報の伝達

- ・災害時にラジオは県民にとって、有効な情報収集手段の一つとなっているが、本県の地形的特徴から、ラジオが聴こえないということがあった。
- ・そこで災害時に県民が必ず1局以上のラジオ放送を聴取できる環境を整備するため、FMラジオにてAM放送の難聴取エリアを補完するなど対策を実施。
- ・また、県内の気象情報や地震・津波の情報などさまざまな情報をメールで配信する仕組みを導入。

⑤ 和歌山県独自の気象予測システムの導入および 避難勧告等の判断伝達モデル基準の作成と市町村への伝達

- ・紀伊半島大水害時に避難勧告等の具体的な数値基準がなかったこと、当時の降水予測では6時間先までの予測情報しか提供されなかったことから、市町村が適切なタイミングで避難勧告等を発令できなかった。
- ・この反省を生かし、避難勧告等の発令基準を市町村に示すとともに、最長51時間先までの予測を確認できる「和歌山県気象予報システム」を整備。
- ・これにより市町村が地域住民に対し、早期かつ的確に避難情報を発令することが可能となった。
- ・本県のモデルは、内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン改正案にほぼそのまま採用された。

⑥ 避難場所とそのルートが検索可能で、家族の避難情報等も分かる県独自の防災ナビアプリ配信

- ・スマートフォンの利用者が増加する中、避難場所への最短ルートの検索、家族の避難情報の確認、河川水位や土砂災害危険度情報等が確認可能なアプリを開発。
- ・これまでに和歌山県が取り組んできた防災対策の成果を広く提供し、日頃の防災意識の向上に寄与するよう、アプリの普及啓発を実施。

⑦ 住宅の耐震助成

- ・和歌山県では、東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震により最大震度7の揺れが生じる可能性がある。

・地震による建物の倒壊から命を守るため、和歌山県では住宅の耐震化に対して全国トップクラスの支援を実施。

(詳細は 73.住宅耐震化に記載)

⑧ 大規模ホテル、福祉施設など大規模建築物の耐震助成

・平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の改正により、大規模建築物の耐震診断結果の報告が義務化された。

・緊急に安全の確保が必要な施設について、全国に先駆け、耐震診断から耐震改修まで国費に加え、県費による補助を実施することとした。

(詳細は 74.大規模建築物耐震化に記載)

⑨ ダムの事前放流

・紀伊半島大水害の際に二川ダム、椿山ダム、七川ダムでダム操作規則に基づくただし書き操作（貯水容量が満水に近づいてきたので放流量を流入量と同一とする操作）を実施せざるを得なかった。このため、日高川では下流で氾濫が生じ、人命も含め多大な被害が生じた。

・2 度と同じことを繰り返さないためにどうしたらいいか考え、水害を防ぐために新たなダムを建設するのは非現実的であることから、既存ダムの利水容量部分を治水に活用できないか、発災後まもなく関西電力社長に知事が要請。関西電力社長は人道的な観点から即時に了承。

・その後、事務作業を経て、平成 24 年に「緊急時における県営ダムの利水容量の有効活用についての協定書」を締結した。

・この協定により、大規模な洪水が予測される場合は、貯水位を下げて治水機能向上を図る、いわゆる「事前放流」の取組を全国に先駆けて実施した。

・その後、知事は、この方法の有意性を国土交通省幹部に何度も説明し、全国的に採用することを進言。令和元年度に国において「既存ダム洪水調節機能強化に向けた基本方針」が策定され、全国的に事前放流の取組が進展した。

⑩ 民間企業を活用した県管理河川における砂利の一般採取促進

- ・民間事業者による砂利採取は、河川の乱掘や河床低下による河川構造物や橋梁などへの影響の観点から、昭和 61 年制定の許可方針により原則禁止していた。
- ・紀伊半島大水害により大量の土砂が河川に堆積し危険度が増したところもあるが、それをすべて公共事業で撤去しようとすると多額の費用と時間が必要という状況であった。
- ・これまでの許可方針を平成 25 年に改正し、有田川、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川の 6 河川で一定の基準を設けた上で民間事業者による砂利採取の再開と採取区域を拡大した。
- ・河川管理者が実施する河床掘削と併せて、治水安全度の向上に大きく寄与している。

⑪ 速やかなブロック塀対策

- ・平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学生が亡くなる事故が発生。事故発生後すぐに、県内のブロック塀の安全点検を実施した。
- ・ブロック塀の安全対策を実施する市町村に対し、「わかやま防災力パワーアップ補助金」により支援を実施。

⑫ 停電・通信障害の早期復旧に向けた関西電力や N T T西日本との協定締結

- ・平成 30 年の台風第 21 号により、多数の倒木や電柱倒壊などにより大規模な停電及び通信障害が発生した。
- ・災害対策基本法上、道路や公共施設の復旧の責任は県や市町村にあるが、電力や通信の復旧責任はそれぞれの事業者にある。
- ・道路啓開は数日で完了したが、すべての停電が解消されるまでに約 10 日の時間を要した。
- ・原因としては、電線が倒木に絡み、斜面崩落に巻き込まれた状況であったこと、また電力会社が伐採をする場合は、所有者の承諾をとる必要があったため、復旧作業が進まなかった。
- ・知事は、このことを認識すると、すぐに県の土木部隊を派遣し、関西電力の復旧部隊と協力して作業を開始することを指令。これにより復旧が格段にスピードアップ。
- ・この反省を踏まえ、平成 31 年に関西電力及び N T T 西日本の各社と「災害時における停電・通信障害復旧作業の連携等に関する協定」を締結し、県が両社の要請に基づき復旧作業の支障となる倒木・土砂などの撤去作業を支援。

⑫ 災害時の避難場所での電力供給のための自動車メーカー等との協定締結

- ・災害に伴う停電により電源が喪失した避難所等へ電気自動車及び給電装置を配備し、電力供給等の応急活動を円滑に実施する協定を締結。

(三菱自動車、日産自動車、トヨタ自動車、損保ジャパン)

⑬ 移動式給油スタンド

・令和 2 年度、県内に 25 箇所ある中核給油所の内、津波浸水想定エリア内に立地する 5 箇所が津波被害を受けた場合の代替設備として、全国の都道府県で初めて移動式給油スタンドを 5 台配備し、緊急通行車両への燃料供給体制の強化を図った。

・さらに令和 3 年度には、広域防災拠点の機能強化を図るため、5 台追加配備した。

⑭ 防災訓練をショー的なものから実践型に転換

・東日本大震災や紀伊半島大水害の災害対応の経験から、自衛隊などの実動機関や関係機関が連携し、実際の災害時の対処を想定した訓練が必要であると考え、平成 24 年より「津波災害対応実践訓練」を実施。

【応急・復旧対策】 迅速な人命救助とスピード感を持った災害対応

⑮ 災害時緊急機動支援隊の常設化と電子化設備

・東日本大震災や紀伊半島大水害のような大規模災害発生時には、被災した市町村は機能不全に陥り、平時のように災害対策基本法上の責任分担ができないことが分かった。東日本大震災の際、無傷の県庁が被災した現地市町村に報告を求めているような状況であったことを教訓に、紀伊半島大水害の際は被害の大きな市町村に緊急に県庁職員のチームを組織化して現地派遣し、公共施設の被災状況の把握や避難所の運営を肩代わりさせた。

・この際には、派遣したチームから本庁災害対策本部に避難所で不足している物資を連絡させ届けたが、すべてアナログ情報であった。このことから被災地で収集した情

報を現地と災害対策本部がWEB上で共有できる「災害情報収集分析システム」を構築するとともに、現地チームに持たせるタブレット端末等を整備。

・また、このような緊急派遣をいつでも（知事がわざわざ命令して組織化しなくても）できるように、人事異動の度ごとにあらかじめ災害時緊急支援要員（10人×4班×18市町＝720人）を任命し、緊急時に対応できる体制を整備した。

⑯ 産業廃棄物企業を動員した災害廃棄物処理支援

・災害廃棄物は一般廃棄物であるので、法律上、市町村の責任で処理をしなければならない。しかし、通常処理している量をはるかに超える廃棄物が発生するので、市町村がそれを速やかに行えるはずがない。

・紀伊半島大水害時には、産業廃棄物処理のシステムで災害廃棄物を処理することにした。そこで、産業廃棄物協会（現：産業資源循環協会）に協力をお願いしたところ、有力企業が担当を分担して事に当たってくれ、県も産業廃棄物担当の職員を被災市町村に派遣し、迅速な災害廃棄物処理に貢献した。

・災害廃棄物を種類を問わず一箇所に捨てると、後で処理をするときに時間がかかるので、被災地に一時的に捨てられたごみは、はじめから分別して回収し、種類別に作られた一時保管所に分けて捨てることにして、これを市町村に徹底して指導。

・これらの教訓を活かし、現在は、この産業廃棄物の処理機能を活かした災害廃棄物の処理を「常備軍化」している。

⑰ 民間企業の力を借りた災害廃棄物としての流木の迅速処理

- ・紀伊半島大水害時に海岸・河川・ダムに推計約 18,000 トンの流木が漂着・堆積した。
- ・漂着・堆積した流木は原木に近い状態で、再利用可能なものもあったため、従来のように一律に処分するのではなく、再利用可能な流木は一般の希望者に提供するなど処理コストの削減や資源の有効利用を図った。
- ・ただし、公平に提供し、不法投棄などを防止するためルールを策定。
- ・結果として、約 3,000 トンを希望者に無償提供した。

⑱ 住家被害認定士の常備化と要員の養成

- ・災害時に被災者が早期に支援制度を利用できるようにするには、市町村が被害状況を速やかに把握し、被災者支援の基礎となる罹災証明書を交付することが重要である。
- ・しかし紀伊半島大水害時には、調査の知識を有する職員がほとんどいなかった。
- ・そこで県は、主として和歌山市の建築士の方々の協力を得て、臨時に建築士・県庁職員チームを多数編成して、被災市町村に送り込んだ。
- ・その教訓を踏まえ、大規模災害発生時において、県が民間建築士関係団体等に応援要請を行い、調査員を被災市町村に派遣する協定を締結した。また、本来の責任主体である市町村に住家被害認定業務についての知識と技術を備えた者をあらかじめ多数養成するため、「和歌山県住家被害認定士制度」を創設。

⑱ 最初から出入りをコントロールする救援物資の集積と配布

- ・東日本大震災時には全国から救援物資が届けられるが、何もかも受け取ると、整理が追い付かず、必要な物資を必要なときに被災地に届けられない事態が発生した。
- ・そのため紀伊半島大水害時には、まず必要な救援物資の拋出申し出は受け付ける（古着の類は受取りを遠慮する旨公表）が、搬入は差し止めてもらい、自らの倉庫に置いておいてもらって、和歌山県が運んで下さいとお願いしたタイミングで持ってきてもらうことにした。また、倉庫協会の協力を得て、被災地の隣接地に物資の保管倉庫を確保した。
- ・また県トラック協会の協力を得て、機動的に救援物資の搬送を行った。
- ・以後、この方法を制度として堅持。

⑳ 空き家、旅館ホテルなどを活用したバーチャル避難所及び仮設住宅

- ・被災者の一時避難用の住宅確保にあたり、すべてを仮設住宅で対応するのではなく、県が旅館・ホテルの借り上げや公営住宅を提供することにより被災者の受け入れを行った。
- ・仮設住宅の建築は、被災地周辺の空き室の状況等を確認し、どうしても必要な場所にのみ建設した。

㉑ 義援金の早期配布と紀伊半島大水害の災害査定の早期完了

《義援金の早期配布》

- ・東日本大震災では、災害義援金の配分が進まなかったことが社会問題となった。

・義援金は被害の全容が判明してから被災者に配分することが一般的ではあるが、紀伊半島大水害時においては、1日でも早く被災者に届けるため、順次、配分委員会を開催し、その都度、被災者に義援金を配分した。

《紀伊半島大水害の災害査定の早期完了》

- ・早期復旧工事着手のため、平成 23 年度中の災害査定完了を目標として設定。
- ・災害査定に際しては、国に査定事務の軽減を要望し、設計書添付図面の簡素化や総合単価の適用限度引き上げ等の項目が認められた。
- ・併せて、東日本大震災を受けて岩手県に派遣していた土木職員 7 名を呼び戻すとともに、仁坂知事が関西広域連合長である兵庫県の井戸知事（当時）に対し、関西広域連合構成府県、関西 4 政令市、九州地方知事会構成県から土木職員を派遣してもらえるよう依頼。
- ・結果、関西広域連合及び九州地方知事会などの 18 府県市から 19 名の土木職員が派遣された（田辺市にも 9 県市から 10 人の土木職員が派遣された）。
- ・派遣された職員の協力を得ながら、県・市町村合わせて 1,785 件、約 472 億円の災害査定を平成 23 年内に完了させた。

② 紀伊半島大水害の本格復旧の目標設定

- ・紀伊半島発生から約 2 か月で道路河川の応急復旧に目途がついた。
(迅速な応急復旧をおこなうため、対策が必要を判断される個所については、各建設部の判断で地元業界団体と随意契約し、応急復旧を実施した。結果、最大 180 ケ所あった通行止めは、9 月末で 37 カ所、10 月末で 24 カ所まで減少。主要幹線道路はすべての箇所でも通行可能)

・本格的な復旧・復興のため、11月1日に復興・復旧アクションプログラムを作成。
平成24年度末（被災から1年半）までに被災箇所の95%を本格復旧させることを目標として設定した。

・結果として94.5%の復旧が完了し、平成29年3月にはすべての被災箇所が復旧完了した。

【復興対策】 迅速な復興への対応

② 復興計画の事前策定への着手

・被災したまちの復旧・復興に時間がかかると、再建する気力の喪失、企業活動の停止、また移転などによる地域活力の喪失が生じる。時間がかかる原因として、復興の方法による意見の相違（元の場所に再建するか、高台に移転するか等）が挙げられる。

・そのため、あらかじめ被災を想定した復興計画を作成し、迅速な復興を行う準備をしておくことが重要であると考えた。

・県では、市町村の復興計画の事前策定を加速化させるために、「復興計画事前策定の手引き」を策定し、市町村の計画策定を支援。

・平成31年3月には、美浜町において県内初の復興計画が策定された。

5. 厳しい財政収支見通し

【背景】

総務部 平成 20 年度

・知事就任当初の平成 19 年当時、財政があと 2 年半で破綻するという危機的状況であったことから、大幅な行政改革に着手した。

【対応】

・大幅な人員削減などによって、基金の大幅な取り崩しに頼ることなく財政収支を均衡させることを目標とする『新行政改革推進プラン』を平成 20 年 3 月に策定、公表。

・これは、行財政規律を規定する計画によってあらかじめ籐をはめ、県が放恣な財政運営をしないようにする手法である。

・大幅な支出減のためには、かつての国政で行われた事業仕分けが当初の目標を達成できなかったように事業の見直しだけでは十分ではなく、県財政の中で大きなシェアを占める人件費に手を付けざるを得なかった。その際、人件費削減の方法としては、他で行われ人気を博していたような、職員の勤労意欲の低下につながりかねない「給料の引き下げ」ではなく、退職者の不補充による「人員の数の削減」によって行うこととした。その分、従来であれば若年の部下に任せていた仕事を上司が自分で処理しなくてはいけないことになるので職員は大変であったが、意義を理解して皆耐えた。行革の計算上 12%の人員削減を計画していたが、9%になったところで行革の実が十分達成できたので、削減はそこでストップし、以降は水準を維持している。

・プラン策定にあたっては、当時さかんに言われていた「埋蔵金」議論に鑑み、すべての特別会計、基金、外郭団体の事業を徹底的に洗い出して、それぞれの意義を評価。つづすものはつづし、残すものは残すことにして埋蔵金などと不要な批判を受けな

いよう、包み隠すことなくその実体やリスク等の評価のすべてを行革プランの中でオープンにした。

【結果】

・プランの実施により、県の財政は立ち直り、プラン終期の平成 24 年度末において、県の貯金である財政調整基金と県債管理基金の合計額もプラン開始時の 151 億円を上回ることとなった。また、その後もほぼ 5 年に 1 度、このプランの改定を行い（名称は異なるが）、継続的に財政が破綻しないような工夫をしている。

6. 職員採用制度

【背景】

総務部 平成 19 年度～

- ・時代に応じた優秀な人材を採用し、育成していくため、職員採用は非常に重要である。しかし、どのような職員を採用しうるかは採用の制度にかかっている。
- ・従来は、採用が情実や不正に行われることを極力排除するために、客観的な筆記による公務員試験の成績を重視して、その後の面接で特に不都合がなければ筆記試験の得点順に採用していた。その後は面接が次第に重視されるようになったが、まず行われる筆記試験による選抜が厳しく、かつ配点も面接より筆記試験に重点があった。
- ・この筆記試験の問題は人事院の外郭団体が作成したものを購入したもので、包括的で客観的であるが、学生の真の学力を評価したものか、疑問も呈されていたし、筆記試験の成績がよくても、人との対応、プレゼンテーション能力、徳性などで問題のある学生は、県庁入庁後の業務の中で十分な仕事ができなくなるおそれがあった。

【対応】

- ・そこで平成 19 年から下記のように順次試験方法の改革を行って、より優秀な県庁職員を採用できるようにした。

① 人物本位の面接試験

- ・採用にあたって、その人が公務員としての資質があるかどうか、県民のために尽くす熱意を持っているかどうかを丁寧に見極めるためには、面接を行うことが最適である。そこで人物本位の評価を行うため、面接試験を重視した試験に切り替えることとした。具体的には、平成 20 年から 1 次試験（学科試験）の合格者を、採用予定

人数の2倍から3倍にして、面接試験を受けうる人を増やし、更に平成23年度からは個別面接試験を1回から2回にし、面接試験の配点を1400点から1800点と大幅に増やした。これによって試験全体に占める面接試験の配点割合は6割となった。

② 採用試験の受験年齢の引き上げ

・平成19年度の試験から、一定の社会経験を積んだ人にも活躍してもらえるよう年齢上限を従来の29歳から35歳に引き上げた。

③ 採用試験の特別枠

・平成21年度の試験から、文化・学術、スポーツ、海外生活等の分野において、高い目標を持って活動に打ち込んできた結果、入試の時期までに十分な公務員試験勉強をする暇がなかった人がいることに鑑み、これまでの経験で得られた意欲・行動力・精神力を和歌山県のためにどう生かしたいか等についてのアピール論文と面接を重視した採用試験の特別枠を設定。そこで筆記試験のウェイトを大幅に小さくして、その代わりにアピール論文で、公務員試験の勉強のかわりに打ち込んでいた他の活動の経験が、今後の公務員生活でどう生かせるかと考えるかを訴えてもらうことにした。

④ 就職氷河期世代を対象とした採用試験

・バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったために、正規雇用の職に就けなかったり、早期に退職したりした結果、長らく非正規雇用等不安定な雇用状態を余儀なくされた人に対して、正規雇用の機会を提供したいという思いから令和2年度より就職氷河期世代を対象とした採用試験を開始。

・受験資格：36歳～45歳。「前年の4月1日以降、正規雇用で就労していない人」かつ「正規雇用で就労した期間が通算3年以下の人」

⑤ 職務経験者を対象としたUIターン型採用試験

・他県で就職し、キャリアを十分に積んだ後に、和歌山に帰りたい、和歌山で仕事をしたいという人を対象にUIターン型採用試験を令和2年度から開始。趣旨としては、県外の民間企業等での経験の中で培った経営感覚や発想力を活かして和歌山県勢発展のために活躍してもらいたいというもの。

・受験資格：40歳以下。「県外在住」かつ「和歌山県外に本社を置く企業等で職務経験を5年以上有する人」

⑥ チャレンジ県職員の再採用制度

・県内企業の振興と地域経済の発展のため、県での職を辞してでも、ベンチャーの創業などに前向きにチャレンジすることも評価すべきである。しかし、国や他の地方公共団体を含め、公務員をいったん辞めると、また戻りたくなくても戻れなくなってしまう。そこで、一定期間のそうした仕事に従事した後、再度、公のための働きたいと思った際に、選考試験を経て県職員に復帰できる制度を平成27年度に創設。

・要件としては、新分野での企業活動等、自己のリスクをものともせず果敢にチャレンジし、地域経済の発展に貢献しようとするもので、県内で自ら起業し、新たな産業分野での進出を図るものや、県内企業に従事し、主要な立場で新分野への展開を図るものなど。辞職時に希望職員の民間従事計画を聴取し、あらかじめ選考対象として承認を受けておくことが必要となる。

⑦ 育児・介護等を理由に退職した県職員の再採用制度

・育児や介護等に専念するために県を退職した職員で、子育て等が落ち着いた後、優秀な人材に再び県職員として活躍してもらうために、復帰を希望する人を対象とした採用制度を令和 3 年度に創設。

・要件：採用時年齢が 59 歳以下のもの、かつ県職員として 3 年以上の実務経験を有するもの

⑧ 教養試験の見直し【I 種・資格免許職】

・複雑高度化する行政需要に対応できる多様な人材を確保するため、公務員向けに特化した一般教養対策をしなくてもいいように、一次試験で実施している教養試験を、これまでのように人事院の外郭団体で作成している特別な試験から、民間企業で採用されている基礎能力試験に変更。

7. 新政策プロセスと国への提案・要望

【背景】

企画部 平成19年度～

・財政力が弱い和歌山県では、国に頼るところも依然として大きなものがあり、各省庁の概算要求原案を検討し始める前に、和歌山県の要望を各省庁にインプットする必要がある。国の関係省庁に要望を実現してもらうためには、国の新政策の検討が始まる5月から6月には行っておく必要がある。

・和歌山県にとって何が必要かという検討にあっては、従前は来年度予算の検討として、秋口から行っており、国に対する要望はこれとは別にといった具合に、それぞれがバラバラに行っていた。

【対応】

・平成19年度からは、自らの現政策を分析、問題点を洗い出して、来年度に向けて「和歌山県が自らこれからどうしたらいいのか、どうしていくべきか」を年度当初から検討する形に変更。

・その中で県自らが取り組むべき施策と国の各省庁へ要望すべき施策とを整理し、国に対して要望するものを「政府提案」として6月初めを目途にまとめて、国へ働きかけることとした。その際、単に和歌山の固有のお願いだけでなく、国全体としてこういうようにすべきではないかという政府提案も要望に加えることにした。

<「政府提案」を実現するための二つのポイント>

- ① 和歌山の実情を一所懸命きちんと訴えること。
- ② 単なる地域エゴと聞こえないように、国の役人がわかるような理屈を示唆し、それを採択してもらうようにすること。

・言い放しにするのではなく、提案・要望の結果を取りまとめ、各項目の担当課が継

続的に国の動向をグリップしている。

・年度当初から、現在の政策を評価しながら、新しく必要となる政策を考え、一応の目論見を確立し、その一部は5月に政府要望としてまとめ、各省庁に働きかけを行い、10月頃を目途に骨格を出して、さらにこれを踏まえた上で、予算の検討を行い、政府の予算案決定の内容を反映して2月議会に県予算原案を提出するという新政策プロセスを構築。

【結果】

・このプロセスをその後毎年踏んでいる。この中ですべての職員が自らの担当する部局の政策ばかりではなく、県の政策全体、さらには国の政策、制度についても、常に考え提案する習慣がついてきた。

8. シンポジウム

【背景】 危機管理局・企画部・商工観光労働部 平成9年度～

・世の中が激しく変化していく中、日本中から注目されるような求心力のあるシンポジウムは大事である。

・そうしたシンポジウムは、全国的に参加者を募り、講師も日本一のレベルで、内容もそれにふさわしいものを企画するなど、和歌山県の求心力を高める方向で活用しなければならない。

【対応】

・以下のような日本一のシンポジウムを和歌山で実施している。

サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム（平成9年度～）

・和歌山県警が中心となり、全国から産・官・学の英知を集めて情報交換を行う「第1回コンピュータ犯罪に関する白浜シンポジウム」を開催。現在は、県、県警など7団体で実行委員会を結成して運営。

・平成18年からは情報危機管理コンテスト（リアルタイムなインシデント解決力を試す情報セキュリティに関するコンテスト）も並行して実施。

・毎年5月頃に白浜で3日間開催し、コロナ禍前は全国から約600名が参加。

津波防災の日制定記念「稲むらの火シンポジウム」（平成23年度）

・平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、本県の偉人である濱口悟陵の「稲むらの火」が語り継がれている、安政の南海地震が発生した11月5日を「津波防災の日」と定められたこと記念して開催。

・「津波防災の日シンポジウム2011」（内閣府主催）の東京会場との中継のほか、講演やパネルディスカッションなど、濱口悟陵の顕彰と過去の災害の教訓を広く発信。

・これ以降は、津波防災講演会を毎年実施（令和2年度はコロナのため開催せず）。

データ利活用シンポジウム（平成28年度～）

・統計データ利活用センター及び和歌山県データ利活用推進センターの意義を広く発信するために、全国的に第一人者として活躍されてる専門家を招いてシンポジウムを毎年開催（過去5回のうち、国・県の共催は3回、県単独は2回。令和2・3年度はコロナのため開催せず）

＊統計データ利活用センターの開所は平成30年4月からであるが、その前から開催しデータ利活用の重要性・有用性を全国に発信（令和4年度：約750名参加）

宇宙シンポジウム（令和元年度～）

・串本町での民間初の小型ロケット発射場建設の決定を受けて、この地が世界と強烈な競争をしている宇宙開発利用の最先端となることを広く発信するため、衛星工学の第一人者や宇宙ベンチャー企業の経営者などを招いて毎年開催。

・令和4年度の開催にあっては、令和6年度に宇宙探究コースが設置される県立串本古座高校の生徒も運営に協力。

デジタル化推進シンポジウム（令和3年度～）

・デジタル技術の活用による新たなサービスの創出や生産性の向上に向け、企業等の機運醸成を図るため、和歌山県にゆかりがあり、全国で活躍されている方などを招いて開催。

高野山会議（令和3年度～）

・東京大学先端科学技術研究センター「先端アートデザイン分野」主催（共催：和歌山県、高野町、金剛峯寺、高野山大学）で、世界に二つとないパワースポットである高野山において、地球規模の課題解決のため、科学や芸術、デザイン、宗教など多様な分野の専門家が集い、持続可能な社会の実現に向け、4日間議論するシンポジウム。約500名参加（4日間の延人数）。

【結果】

・県職員はもちろん、県民の方も、和歌山県がこのようなシンポジウムを開催して、求心力を高めていることを自覚して、参画している。

9. 和歌山の偉人シンポジウム

【背景】

企画部 平成 23 年度～

- ・和歌山県は、様々な分野で個性あふれる立派な人物を輩出し、その人々が織りなす躍動的な歴史を残したが、世の中にはあまり知られていない。
- ・和歌山県民の誇りであるにもかかわらず、そうした偉人の存在を知らない県民が和歌山県を卑下する考えのもととなっている。
- ・そこで県民向けには、その点内容が充実している「わかやま何でも帳」を県民の皆さんにできるだけ広く読んでもらうよう PR するとともに、県外の人に和歌山の偉人についてアピールする場として、和歌山の偉人シンポジウムを東京で開催することとした。

【対応】

- ・平成 23 年度から和歌山県偉人顕彰シリーズとして、毎年東京でシンポジウムを開催し、先人の業績を広く顕彰。共催者として積極的に対応してくれた明治大学に集客と会場設営をお願いしている。また、テーマに応じて省庁と共催するほか、新聞社や関係する市町村、企業、団体の後援を得て、その媒体での情報発信も期待している。

【結果】

- ・多くの方に参加いただき、和歌山県民の誇りをアピールすることができた。

第 1 回	平成 23 年 10 月	南方熊楠	約 1,300 名
第 2 回	平成 24 年 12 月	陸奥宗光	約 850 名
第 3 回	平成 25 年 10 月	濱口梧陵	約 650 名
第 4 回	平成 27 年 1 月	弘法大師空海	約 1,100 名

第5回	平成27年12月	華岡青洲	約800名
第6回	平成28年12月	松下幸之助	約1,000名
第7回	平成30年2月	和田勇	約800名
第8回	平成31年2月	岡潔	約1,000名

※令和元～3年度はコロナのため、令和4年度に延期。

10. 国際的なつきあい

【背景】

企画部 平成 19 年度～

- ・世界的規模で、人やモノ、情報が行き交う現代社会において、また人口減少に伴う国内市場の縮小が懸念される中、グローバルな視点を無視して、和歌山の成長戦略を考えることはできない。
- ・従来からの国際交流は友好(姉妹)提携が主であり、本県においては、山東省（中国）、ピレネーオリアンタル県（仏）、フロリダ州（米）、シナロア州（メキシコ）と友好(姉妹)都市提携が結ばれており、ガリシア州（スペイン）「サンティアゴ・デ・コンポステーラ」とは、高野・熊野参詣道の姉妹道提携を結んでいた。
- ・しかしながら、平成 20 年にスペインのガリシア州と関係を結んでから 10 周年を記念して知事が訪問した際にガリシア州は政権交代しており、和歌山県との関係をすっかり忘れていたことがあった。交流を続けていくためには、一定のメンテナンスが必要である。
- ・友好(姉妹)提携先等との交流が周年記念の相互訪問など形式的なものとなっており、双方にとって利益になるような交流があるとは言い難い状況であった。
- ・また、海外でのコミュニケーションをするために必要となる知識や語学力が職員に十分に備わっておらず、勢い現地の日本人に過度に頼り切るきらいもあった。

【対応】

- ・和歌山県の国際交流の能力を考え、形式的な関係を多くすることはやめ、和歌山にとっての利益という点から交流の対象を絞り込んだ。また、具体的な取組を進めて行くことにした。例えば、山東省（中国）では、環境問題が課題になっていたことか

ら、山東省への技術者派遣を行ったり、和歌山県での環境研修団の受入を行ったりした。

・このようにつきあい先は、できる限り絞り込むこととしたが、相手の経済力や我々の関心も踏まえて、重要なところとは関係を結ぶこととした。インドのマハラシュトラ州や中国の四川省はこの例である。

・インドについては、平成 24 年に当時の大阪神戸インド総領事のヴィカース・スワループさんからインド経済を牽引するムンバイを州都とする、人口 1 億 1 千万人、インド経済の中心であるマハラシュトラ州と相互協力する MOU（覚書）を締結してはどうかという提案を受け、担当職員が何度も現地を訪問し、色んな人と折衝し、日印双方の国会議員にも助けて頂いて、翌年、マハラシュトラ州との観光・食品加工分野における相互協力の促進・拡大を目的とした MOU を締結した。締結以来、両県州のトップによる相互訪問をはじめ、双方の世界遺産センターでの世界遺産の相互宣伝、インド憲法の父と言われるアンベードカル氏の像を高野山に建てる手助けや、農産物の加工ビジネスの可能性を探るミッション団を派遣するなど実質的な交流を進めている。

・さらに、中央政府関係機関との関係を強化することとした。その理由は、日本全体のごく一部である和歌山県において相手側の企業が望むマッチングの候補者がいるとは限らず、和歌山県側からしても、相手が小さい地方政府である場合、そこにその対象がいるとは限らないからである。したがって、相手を中央政府とすれば、こちらからマッチング案件を持ち出せば、しかるべき相手とマッチングしてくれるという期待が大きくなることから、インドネシア商業省、工業省、ベトナム農業農村開発省、商工省、タイ工業省、商務省、観光庁、香港貿易発展局や台湾産業連携推進オフィスと MOU 等を締結した。

・また、交流を一過性のものにしないため、相互にメリットがある実質的な交流関係を築くことが重要である。そのため、知事や県職員、民間交流団体がそれぞれの機会

にあまり時間を置かず付き合っ、できるだけ具体的な相互利益を追求することとしている。

・加えて、海外と交流するときには、相手側の然るべき人とコミュニケーションができるようになっておかなければならないことから、外務省や JETRO、自治体国際化協会等に職員を派遣し、外交上必要となる知識や語学力などを備えた人材を育成している。

【結果】

・和歌山県の外交能力は格段に高まり、例えば、印日政府間の共同声明の中で、「マハラシュトラ州と和歌山県との活動を評価する」ことが明記されるなど、本県の取組が、我が国の外交上良い材料として貢献している部分もある。

・県内事業者も国外に多数同行し、県産品や保有する技術を PR し、新たなマーケットに進出する足がかりを築ききっかけとなるなど、海外ビジネスに積極的な事業者も現れている。

・また、海外職員研修や、外交経験のある職員の加入等により、職員の能力も高まり、国際交流のロジは格段に向上し、ミッション構成員の役割の明確化が進むことで、知事の出張においても、必要最小限の人数で対応することができている。

11. 情報通信のハードインフラ整備

企画部

【背景】

- ・情報化社会が進展する中、それを支える情報通信基盤の整備が不可欠である。
- ・和歌山県は電波が届きにくい山間部が多く、仁坂知事が就任した平成 19 年当時においても携帯電話が利用できない不感地区がなお多く存在した。また、高速ブロードバンド網については、それまでも整備に努めてきたが、未整備エリアが残されていた。
- ・このままでは、条件不利地域として県内向けの投資の障壁となるばかりか、住民の利便性や緊急時の連絡手段の確保という観点からも懸念があった。

【対応】

- ・平成 19 年 3 月に「和歌山県携帯電話つながるプラン」を策定し、平成 19 年度からの 4 カ年で携帯電話不感地区（当初 146 箇所、その後判明した不感地区もあわせ合計 194 箇所）をすべて解消する目標を掲げた。
- ・方針としては 2 点。人の住んでいるエリアはすべてカバーすること。それに加えて、山間部であっても熊野古道などの名所や主要幹線道路沿いはつながること。
- ・しかしながら、携帯電話事業は民間企業によるものであることから、まずは県が携帯電話事業者を説得することとした。知事を先頭に各事業者を訪問し、不感地区がなくなったときにどれほど便利になるかについて、携帯電話未利用者に対して県からも懸命に PR するので、ぜひ整備を進めてもらいたいと交渉。
- ・その上で、事業者による鉄塔施設整備に対して、国庫補助も活用しつつ、県単独でも必要経費の一部を支援した。

・また、高速ブロードバンド網については、平成 18 年 5 月に策定していた「和歌山県ブロードバンド基盤整備 5 年計画」に沿って、平成 22 年度までに重点 10 市町を計画的に整備することとした。

【結果】

・こうした取組によって、インターネットや地上デジタル放送、携帯電話等に係る情報格差はほぼ解消することができた。

携帯電話人口カバー率・世帯カバー率 99.9%（令和 4 年 3 月）

超高速ブロードバンドの県内整備率 99.9%（令和 4 年 3 月）

12. ワークেশンの導入及び全国への普及

【背景】

企画部・商工観光労働部 平成 29 年度～

・都市部の多数のビジネスマンは、毎日同じ仕事場に通い、窮屈にデスクが並んでいるオフィスで朝から晩まで働くことでマンネリ化し、創造的な仕事ができなくなるという心配がある。また、通勤に長い時間をかけ心身とも疲弊し、忙しい人は休みを取れず家族との時間もとれないということになりがちである。

・こうした社会情勢を踏まえた「働き方改革」という言葉がもてはやされているが、単に残業を止めよう、働く時間を削減しようということばかりに関心が向いていた。

・一方、観光スタイルは、従来の見物型観光から体験型観光に変化しており、観光のコンテンツとして、旅先での仕事というも新たな観光需要を創出できるという期待があった。

【対応】

・平成 28 年度の新政策会議において、ヨーロッパの状況をつぶさに勉強してきた当時の情報政策課長から「ワークেশンを日本で初めて始めたい」との提案があった。

・和歌山県が情報政策課長を中心に東京の企業 100 社以上を回り、関心のある企業を集め、平成 29 年 8 月に総務省及び経済産業省の共催のもと、東京においてフォーラムを開催し、ワークেশンという言葉の定着を図った。

・IT 企業の集積地となっている白浜町を一つのモデルとして、大いに全国に発信をしたことから、白浜町がワークেশンの聖地と言われるようになった。

・和歌山県のみならず、日本全体でワークেশンを流行らせようと、全国の自治体に呼びかけ、令和元年 11 月にワークেশン自治体協議会を立ち上げ、多くの自治体とともに全国的な取組を展開。

・また、令和 2 年 7 月に首相官邸で開催された観光戦略実行推進会議において、知事からワーケーションの説明をしたところ、菅官房長官が共感を示されて政府としてワーケーションの普及に取り組むとの発言がなされ、地域おこしの注目の的となってきた。

・和歌山県は、この機運に乗るように、IT 企業等のサテライトオフィスの誘致を進めるほか、「Office Cloud 9」など受入施設の整備を進めている。また、ワーケーションに乗じてビジネス展開を図ろうとしている三菱地所(株)と進出協定(平成 30 年 8 月)を、(株)日本能率協会マネジメントセンターとは包括連携協定(平成 31 年 2 月)を締結した。さらに、県内でワーケーションの受入ビジネスを行う民間事業者を登録する「Wakayama Workation Networks」制度を創設するなど、地域での受入体制の充実を図っている。

【結果】

・ワーケーションは、コロナ禍を機とした社会変化にマッチしたこともあり、一気に脚光を浴びるようになり、全国的なトレンドとなった。

・和歌山県においては、多数の企業がワーケーションを体験。また、「Wakayama Workation Networks」には、166 サービス（令和 4 年 11 月末時点）が登録されるなど受入ビジネスの創出に寄与。

・ワーケーション自治体協議会の加盟団体は、設立当時 65 団体であったが、213 団体(令和 4 年 11 月末時点)まで増加した。

・協議会では、令和 3 年度から日本テレワーク協会、日本観光振興協会や日本経済団体連合会の共催のもと、官民参加型のイベントとして、地域課題をテーマに議論するアイデアソン「ワーケーション・コレクティブインパクト」を全国の複数地域で実施している。

13. 半島振興法の延長

【背景】

企画部 平成 25 年度～

- ・半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れるなど不利な条件にある半島地域の振興を目的に、県選出の国会議員等が中心となった議員立法により、昭和 60 年に成立。ただし、期限は平成 7 年 3 月末までの時限法(10 年間)。
- ・以降、平成 7 年及び平成 17 年の法改正により、それぞれ期限を 10 年間延長され、平成 27 年 3 月に法期限を迎えることとなった。
- ・しかしながら、半島地域は依然として、交通通信、産業基盤、生活環境の整備等の面で一般の地域に比べ低位にあり、さらに高齢化、人口減少が進行することで半島地域の発展が一層阻害される懸念がある。

【対応】

- ・期限が切れる前年度となる平成 25 年度から、スケジュール・目標など戦略を練り、法の延長等に向け始動。
- ・単なる延長のみならず、この機会に半島振興法がより充実した内容となるよう検討を行い、半島振興道路整備事業債の拡充に加え、広域的に取り組むための新たな地方債や総合交付金の創設など、今後必要となる半島振興策をまとめ、国土交通省など関係省庁や関係国会議員に対し、根拠となるデータを示して働きかけを行った。
- ・さらに、平成 26 年 7 月 10 日に半島振興法延長・拡充実現決起大会を開催し、関係道府県、府県議会、市町村が一体となって、国会議員や関係省庁に対し、強く要望活動を行った。

【結果】

・平成 27 年の通常国会において、半島振興法が改正され、期限が 10 年延長(令和 7 年 3 月末まで)されるとともに、以下のように財政支援が拡充された。

- 半島振興道路整備事業債の拡充(充当率：75%⇒90%)
- 半島振興広域連携促進事業(国庫補助事業)の創設

平成 26 年度補正予算 2 億円

平成 27 年度当初予算 1 億円

14. ふるさと生活圏を単位とした過疎地再生・活性化支援制度の創設

企画部 平成 24 年度

【背景】

・和歌山県では、「過疎地域自立促進特別措置法」の期限(平成 22 年 3 月末)を迎えるにあたって、過疎対策の見直しを行い、ハード対策に加え、市町村と地域が自主的・自立的かつ総合的に事業実施ができるよう自由度の高いソフト対策の仕組みを検討。

【対応】

・住民生活の一体性が確保できる「ふるさと生活圏」を形成し、地域住民が主体となって、くらしや産業、担い手等の地域が直面している様々な課題について話し合い、解決するために行う取組を総合的に支援する制度を平成 22 年度に創設。

- ▶ ソフト事業 1,000 万円/3 か年
- ▶ ハード事業 1,000 万円/1 か年（令和 2 年度から）

・地域住民が参加しやすい仕組み（例えば寄合会）を構築し、住民が決めた地域の再生策を県と市町村が側面から助言。

・このわかやま版「過疎集落支援総合対策」をモデルとした支援制度の創設を国に提案したところ、平成 24 年度の補正予算から総務省が和歌山県の作った説明資料などを駆使し予算編成が行われた。

【結果】

・国の平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度当初予算に計上され、以後制度化し、地域住民の一体性を重視した総合的な過疎対策が全国で実施されることとなり、ふるさと生活圏の活性化を促進した。

15. 関空・紀淡・四国高速交通インフラ

【背景】

企画部・県土整備部 平成 25 年度～

・四国新幹線は、大分市、松山市、高松市、そして徳島市付近を通過して淡路島を経て、最終的には大阪に至る約 480km の新幹線整備の計画で、国において昭和 48 年に基本計画が決定され、昭和 49 年から豊予海峡、昭和 58 年から紀淡海峡における海底トンネル調査が実施されたが、平成 19 年で打ち切りという状況になった。

・その後、昭和 62 年の第四次全国総合開発計画（四全総）においては、日本の基本的な国土構造上第 2 国土軸という概念が示され、大分から豊与海峡を渡って四国新幹線のルートから紀の川筋を経て名古屋に至る第 2 国土軸が示された。

・一方、和歌山県でも、このための独自の地質調査などの調査事業を平成 5 年度から平成 15 年度まで累計約 16 億円の予算を投入して行い、その時の資料は残っているが、利用されずに今日に至っている。

・平成 21 年 7 月に大阪府知事により関西国際空港と大阪市中心部とをリニアモーターカーで結ぶ関空リニア構想が提唱され、関空高速アクセスについて、国土交通省と大阪府・市において検討が開始された（この構想は、現在は新幹線ではなく、なにわ筋線という形で結実しつつある。）。この関空への大阪市内からの高速アクセスと四国新幹線をドッキングすれば、さらに多くの人の利便性を向上させるプロジェクトになりうる。

・一方、関西の道路構想の中に京奈和自動車道を含む関西大環状道路と大阪湾環状道路の高規格幹線道路があり、整備が進む中で、紀淡海峡ルートが繋がっておらず、当初の効用を發揮していない。

・これらを一つのプロジェクトとして構成されれば、紀淡海峡ルートが実現されると、①第 2 国土軸として国全体のリダグダシーの確保がされ、②西日本の大動脈の代替

機能を有する四国新幹線の実現が同時にでき、③関西国際空港の機能強化に繋がる関空と大阪都心を結ぶ超高速鉄道の早期整備が図られ、④関西大環状道路・大阪湾環状道路の実現に資するという、一石四鳥の意義がある。

【対応】

・和歌山県としては、一旦、火の消えかかっていた四国新幹線等の紀淡海峡の高速鉄道インフラの実現に動き出すことにした。そこで知事が関係府県知事に直接働きかけ、平成 25 年 9 月に関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会を設立し、機運を盛り上げようとした。同年 11 月に東京において設立記念シンポジウム、平成 26 年 3 月には大阪においてシンポジウムを開催。

会員：大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

オブザーバー：香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

・また、この協議会を立ち上げるにあたり、和歌山県と兵庫県との間で意見の対立があった四国新幹線をめぐる大阪・徳島間のルート（紀淡海峡か明石海峡か）について、兵庫県知事から譲歩する発言があり、ようやく地元の対立が解消した。

・平成 26 年度から関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現を国に対して、和歌山県の政府提案で要望を開始し、平成 27 年度からは関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会の提言活動も開始。

・平成 27 年 7 月に和歌山県及び大阪府内の市町により、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会が設立(平成 29 年には奈良県内市も加入)。

【結果】

・関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会や関係自治体でのシンポジウム等を開催し、機運醸成。

開催年月	開催地	テーマ等	主催者
平成 26 年 6 月	徳島市	シンポジウム 「鉄道の将来」	徳島県
平成 29 年 1 月	堺市	シンポジウム 「国土の強靱化と交通インフラ」	和歌山県・ 徳島県・堺市
平成 30 年 5 月	和歌山市	シンポジウム 「未来を創る交通インフラ」	和歌山県・徳島県・ 堺市・協議会
令和 2 年 2 月	徳島市	シンポジウム 「未来を創る高速交通インフラ」	徳島県・和歌山県・ 協議会
令和 3 年 11 月	WEB	セミナー 「未来を創る高速交通インフラ」	徳島県・和歌山県・ 協議会

・令和 4 年 4 月に京奈和関空連絡道路及び和歌山環状北道路が重要物流道路の候補路線に指定。

16. 部落差別解消

企画部

【背景】

・県では、これまで同和問題の解決をめざし長年にわたり様々な取組を進めてきた。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、匿名性と拡散性のあるインターネットを使った差別書き込みや、結婚や就職に際して同和地区かどうか問い合わせる行為が発生するなど、今なお許しがたい差別事件が起こっている。

【対応】

・和歌山県選出の国会議員や和歌山県議会議員、県が協力して働きかけた結果、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行された。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもの。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

・県では、インターネット上の人権侵害を防止するための啓発等を行うとともに、差別書き込みのモニタリングを実施し、差別の拡散・助長の抑制に努めてきた。

・さらに、県議会議員からの提案をきっかけに、県においても条例を作ろうという気運が高まり、令和 2 年 3 月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざすこととした。

・条例制定後も県と市町村等とで連携し、インターネットを利用した部落差別の書き込みのモニタリングなどにより部落差別の実態把握や県当局による是正のための行

動、相談体制の充実を図ってきたが、モニタリングで確認した部落差別の書き込みについて、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）に削除要請を行っても、削除されないものがあるという現状があった。そこで、令和 2 年 12 月に条例改正を行い、新たにプロバイダの責務を定めるとともに、県等からの削除要請や自主的なパトロールによって、プロバイダ自身が差別書き込みを確認した場合、当該情報を削除することを求めることとした。

【結果】

・インターネット上の差別書き込み削除要請に対するプロバイダの対応は、徐々に向上しているものの、こうした差別書き込みのほか、差別発言や問合せなど根絶できていないのが現状であり、部落差別解消に向けた取組を引き続き実施していく必要がある。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
確認レス件数	195,455	194,547	165,628	130,843
差別書込件数	362	339	252	155
削除件数	83	46	116	87
削除率	22.9%	13.6%	46.0%	56.1%

* 令和 4 年度は 10 月末現在

17. 紀州学研究

【背景】

企画部・教育委員会 令和4年度

・和歌山県を中心とした紀州は、神武東征の神話の舞台となっているように、我が国の歴史において重要な役割を担っている。また熊野、高野山など我が国の宗教を包括するような神秘的な地域を抱えるとともに、沖を流れる黒潮は我が国内外の人の交流を促進し、さらに、類い稀な動植物を有する生態系や、特異な景観を有している。

・しかしながら、こういった様々な分野に関しては、在野の研究者あるいは大学研究者などが個々の観点から研究を行い成果を出していただいているが、それを総合的にまとめ、意見交換をしたり、学際的研究をしたりするような場がない。

【対応】

・歴史、文化、文学、宗教、風俗などの人文科学や、紀伊半島の動植物の生態や気候、海流、地形などの自然科学、この地域の経済、産業、暮らし、交流などの社会科学など、紀州に関するあらゆるものを「紀州学」として総合的に研究を進め、紀州の魅力を県内外に発信するとともに、しっかりと次世代に引き継いでいくため、研究の場として「紀州学研究会」を立ち上げる。

・和歌山県のこうした取組と並行して、東京大学も和歌山県に大いに興味を持ってくれたことから、学術研究の推進や人材の交流・育成等について連携・協力する包括連携協定を締結することとなり（令和4年11月）、今後協同で研究が期待できる。

・東京大学と共同研究を進めるうえで、和歌山県側も研究テーマに沿った研究者を揃えていけるよう、紀州学研究会の活動に参加いただける研究者を広く募っている。

18. 県立自然公園の見直しと新紀州御留林

《県立自然公園》

環境生活部 平成 19 年度

【背景】

・和歌山県を代表する自然の風景地を保全するとともに、その利用の増進を図ることを目的として、昭和 29 年から順次、県立自然公園として 10 か所を指定してきたが、当時の自然公園の指定は観光施策推進の性格が強く、区域内には寺社仏閣やダム湖などの人工的な景観も多く含まれていた。

【対応】

・その後、平成 14 年の自然公園法の改正により、国・地方公共団体の責務として、自然公園における生物多様性の確保が明確化されたことや、平成 19 年度に自然公園制度発足から 50 年を迎えたことから、県立自然公園のあり方について検討を開始。国や他府県に先駆けて、自然環境と生態系の確保に主眼を置いた、県全域にわたる自然公園の抜本的な見直しを実施。

・その際、県として保全すべき自然資源を 3 つの基準に基づき抽出することとした。

- ① 県を代表する傑出した自然風景であること
- ② 県の有する多様な生態系を維持する環境であること
- ③ 人と自然の関わり合いによって育まれてきた地域の特出する風景であること

【結果】

・検討の結果、平成 21 年度には、1 公園（大池貴志川）を廃止し、3 公園（城ヶ森鋒尖、果無山脈、白見山和田川峡）を追加し、12 公園となった（その

後、2公園が国立公園に編入され、また、新たに2公園を新規指定し、現在は12公園)。これによって、原生林などが残っているような貴重な自然に対し、規制をかけることによって十分な保全が図られるようになった。

(参考) 現在の県立自然公園：12公園

高野山町石道玉川峡、龍門山、生石高原、西有田、白崎海岸、煙樹海岸、城ヶ森鋒尖、果無山脈、日置川、白見山和田川峡、古座川、大塔山

《新紀州御留林》

環境生活部・農林水産部 平成28年度

【背景】

- ・江戸時代に紀州藩では「留山（とめやま）」という制度を定め、森林資源の保護や土砂災害の防止が必要な場所での樹木の伐採を禁じていた。
- ・こうした森林も戦後の経済成長の中で伐採が進められることとなったが、現在でもなお貴重な自然が残っているところがある。ただ、和歌山県の森林の95%は民有林であり、所有者は今は協力して天然林のまま切らないで置いてくれていても、今後維持する負担に耐えられなくなる恐れがあることから、県では紀の国森づくり基金を活用して市町村が貴重な森林を購入する際に補助金により支援してきた。

【対応】

- ・平成28年度からは、市町村での購入に加え、県においても購入を進めることとし、先人の知恵にならって、貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林を、「新紀州御留林」として公有林化を図ることで、永続的な保護を行うこととした。「新紀州御留林」という名称は、一般の耳目を引くため、昔の名称をいささかコンセプトはちがう本制度にそのまま拝借することにしたものである。

・今後も、貴重な植生が残る天然林を県民共有の財産として後世に継承するため、適切に保全していく取組が必要である。

【結果】

・貴重な森林の公有化面積（県・市町村）は令和3年度末現在 1,122ha となっている。

19. レッドデータブックと生物多様性

環境生活部

【背景】

- ・日本列島は生物の多様性という点で素晴らしい自然の宝庫であるが、開発と気候変動などによって絶滅の危機にある生物が多く存在する。
- ・和歌山県においても、世界に誇ることのできる自然が残されているが、様々な問題もある。戦後の拡大造林によって多くの樹木が伐られ、スギ・ヒノキの人工林に変わり、昔のような生物多様性が失われつつある。
- ・一方、平成 22 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）において「戦略計画 2011-2020」が採択されたことを機に、各地で生物多様性戦略を策定することが一種のブームとなった。
- ・和歌山県では、何のためにそれを作り、どのような意味があるかなど、まずは理屈を詰めてから作ろうということにした。ところが、なかなか検討が進まず、時間だけが経過し、最終的には和歌山県が全国でも最後尾グループとなってしまった。そこで、早急に生物多様性和歌山戦略を策定することとした。

【対応】

- ・和歌山県では、希少種についての記録を残し県民に警鐘を鳴らすため、平成 13 年に「和歌山県レッドデータブック」を作成していた。
- ・仁坂知事就任後に「和歌山県レッドデータブック 2012 年改訂版」を作成する際、通常だと調査会社に丸投げすることが多いところ、和歌山県には各地域に各分野で精通した専門家が多くいるので、その方々の知恵を結集して、県庁自らがレッドデータブックを作ることにした。また、「和歌山県レッドデータブック 2022 年改訂版」を取り

まとめた際には、できる限り写真を掲載し、一般の方々にもどういった生物かイメージしてもらいやすいように工夫を凝らした。

- ・生物多様性和歌山戦略については、環境基本計画の中の重要な一部として、本県の自然環境や生物の多様性を守るため、地域別の特色を適確に分析し、平成28年に策定した。

- ・戦略を着実に実行し、県民の意識を高めるためのシンポジウムの開催、生物多様性の保全を担う人材の育成、貴重な植生が残る天然林の公有林化（新紀州御留林）、外来生物条例の制定と防除などに取り組んでいる。

【結果】

- ・県民の生物多様性保全意識が高まり、和歌山県の識者が力を合わせて、意味のあるレッドデータブックや自然環境戦略を作るという習慣もできた。

20. 太陽光発電事業に対する規制

【背景】

環境生活部 平成 30 年度

・太陽光発電は再生可能エネルギーとしての評価が高く、かつ生じた電力をかつての政府のかなり有利な条件で買い取ってもらえる FIT 制度のおかげで太陽光パネルを大規模に設置することがブームになっていた。

・そうした中、近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電の計画が増加しており、防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について県民の不安が増大していた。

・太陽光発電は、規模や設置場所によって、環境影響評価条例や森林法等の適用を受けない場合があり、また、事前に地域住民等に説明が行われないうまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例も発生していた。

・一方で、規制については、例えば、電力事業を規制する電気事業法には、発電設備の基準のみで、設置する用地に関する基準はないなど、既存の法律では十分と言えなく、また、他府県で実施している環境アセスメントやガイドライン、届出による規制では法的な実効性に問題があった。わずかに少し効果があったのは、林地開発の許可の際の住民同意であったが、この同意又は不同意という手続が法律的に是認されるようなものであるかどうか、言い換えると、訴訟に耐えられるものであるかどうかについては疑問があった。

【対応】

・そこで、県では、太陽光発電事業について、県民の理解と環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、「太陽光発電事業の実施に関する条例」を制定（平成 30 年 3 月 23 日制定・一部施行、平成 30 年 6 月 22 日全面施行）。

・規模がかなり小さいものでも規制が適用されるようにするため、出力 50kW 以上の太陽光発電事業を行おうとする者は知事の認定を受けることとし、この認定を受けるためには、認定申請前の手続として、初期の段階から自治体との協議や地元への説明を通じて、自治体や地域住民の意見を聴き、地元との適切なコミュニケーションを図ることが義務づけられている。さらに認定申請にあたっては、事業計画の公表が義務づけられ、事業計画の内容が認定基準に適合しているかを審査することとなる。

(認定基準) 土地造成など防災措置、設備の安全性、環境への影響、
景観との調和、関係法令の許認可状況など

・また、県は提出された申請書を縦覧するとともに、住民の不安を解消するために、住民等の意見提出、市町村長からの意見聴取等の手続、それに対する事業者からの見解書の提出についても審査手続の中に規定。その際、住民は事業について懸念がある場合、その内容について科学的知見をもって正しいと立証しなくても、県に対して意見を出すことができ、県はこれを専門家に諮って評価し、問題がある時は事業者の説明を求め、改善を迫ることができることとした。こうしたやりとりを含め、知事は認定・不認定を決定することとした。

・また認定後の事業実施段階においても、土地の造成から、設備の設置、維持管理、設備の撤去・解体に至るまで、事業計画に従って適切に行うことを義務づけている。

【結果】

・条例の制定によって、住民の理解と自然環境との調和に配慮した、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図る制度を他府県に先駆けて構築することができた。

21. 大阪府の排ガス規制とトラック業界支援

【背景】

企画部・環境生活部 平成 20 年度

・大阪府において大気環境の改善を図ることを目的に、平成 21 年 1 月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、自動車 NOx・PM 法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等に対して、大阪市や堺市など府内 37 市町への流入車規制が実施されることとなった。

・この規制によって、基準を満たさないトラック事業者は大阪府へ往来することができなくなり、準備をしていなかった県内トラック事業者は大阪府の仕事から完全に締め出されるおそれがあった。

【対応】

・この環境規制をクリアするために、各トラック事業者は排ガス低減装置装着又は適合自動車への買換などの設備投資を行わなければならなくなったが、これを支援するために、県トラック協会は自ら積み立てている基金を取り崩して補助を実施。県としても、県内トラック事業者への影響の大きさを鑑み、緊急事態の対応として県費を投じて補助を行うこととした。

【結果】

・県はトラック事業者延べ 248 社に補助を実施。県・協会の支援によって 1,027 台が適合車両となったことで、環境負荷軽減はもとより、県民生活にとって重要な物流が確保された。

22. プラごみ対策

【背景】

環境生活部 令和2年度

・近年、プラスチックごみの海洋への放出が大きな問題になっている。プラスチックは自然環境へ出てもなかなか分解されず、徐々に破碎されながらいつまでも海洋を漂い続けることから、海洋生物に悪影響を与えることが懸念されている。

・こうした懸念から、レジ袋の有料化やマイバッグの使用など、ごみになるようなプラスチックの使用をできるだけ減らす取組が世の中の主流となっている。しかし、こうした取組によって減らすことのできる量はプラスチック使用量全体の中でわずかである。

・また、ごみにしないためにプラスチックのリサイクルを進めることも重要な取組であるが、汚れたプラスチックの場合、分別回収しても再利用は難しく、焼却する施設がなければ地中に埋めるしかない。こうしたプラスチックは自然には分解されることがないため、がけ崩れなど自然災害によって地表に出てくると、最終的に海に流れ出してしまうおそれがある。また、埋める最終処分場も容量に限りがあり、その逼迫も懸念されている。

・さらに、プラスチックを含むごみのポイ捨てや不法投棄も大きな問題で、陸上に散乱したごみは河川を流れ最終的には海に流出することになる。

・こうしたことから、海洋プラスチックごみ対策としては、使用済みのプラスチックを環境に出さないことが一番本質的であり、そのためには、ごみのポイ捨てや不法投棄を厳しく取り締まること、回収したプラごみを埋めることなく焼却することが求められる。

【対応】

・県では、令和2年に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定。「環境監視員」を県内全域に配置することで、不法投棄や屋外でのごみの投棄の取締りを強化するとともに、環境監視員が監視パトロール時に屋外でプラスチックを含むごみの

投棄を現認した際に、行為者に対し、ごみを回収するように命令を出し、従わなかった場合には罰則を科すこととした。

・併せて、啓発活動として、10月を「ごみの散乱防止強化月間」と位置づけ、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに、様々な取組を行っている。例えば、環境監視員の出発式や監視パトロールを強化するほか県民や事業者が実施する清掃活動等を「わかやまごみゼロ活動」として認定し、県ホームページ等での情報発信や清掃活動用の資機材の貸与などを行うことによって、地域における清掃活動を通じ、ごみの散乱防止のため県民が一丸となって取り組む運動を支援している。

・汚れたプラスチックごみの焼却処分に当たっては、ごみ自体を焼却炉の燃料として利用したり、発生した熱を回収できるような高性能な焼却炉の整備が必要であるが、小規模市町村でもこうした焼却炉を整備できるように、国に対して補助金の要件緩和と補助率のかさ上げを要望している。

【結果】

・9名の環境監視員を県立保健所などに配置し、監視パトロールや取締りを実施している。また、道路や森林の維持管理パトロールの際に、不法投棄されたものはないかも監視している。

・また、パトロールの結果や県民からの情報を基に、不法投棄が行われやすいところを中心に、市町村と協力して不法投棄監視カメラを設置し監視を強化している。

・このように県を挙げて取締りを強化しつつ、啓発等により、ごみの散乱防止に対する県民意識の向上と理解を求めているところである。

23. 刃物による殺傷事件

【背景】

環境生活部 平成 27 年度

- ・平成 27 年、全国で刃物使用による殺傷事件が相次いだ。
 - 2 月：紀の川市における若年者のククリナイフによる小学生殺人事件
 - 3 月：兵庫県洲本市におけるサバイバルナイフによる 5 人連続刺殺事件
- ・銃刀法では、ククリナイフやサバイバルナイフなどの刃物について、殺傷能力を有するにも関わらず、「なた」等と同様、日常的に使用するという認識で、正当な理由のない携帯は禁止（刃体の長さが 6cm 超のもの）されているが、自宅等での所持は禁止されていない。

【対応】

- ・県としては、ククリナイフやサバイバルナイフなどは、日常的に使用されている刃物とは違って「社会的に有用性が極めて低く」かつ「殺傷能力の高いもの」であることから、自宅とはいえ所持を認めているのは不当であると考え、国に対して、法律の枠組みの中で原則所持を禁止するよう主張。
- ・国への要望と併せて、県民の安心・安全の確保のため、県独自の規制として、青少年健全育成条例を改正（平成 27 年 12 月 1 日施行）。規制対象は青少年に限られるものの、全国で初めて有害刃物類の所持を禁止した。国で禁止していないナイフ類を、県条例で法と同趣旨の「危害防止」を目的として所持を規制することは「法律の先占」理論により不可能であるため、対象を青少年にしぼって、規制目的も「青少年健全育成と保護」と変えることによって、この法律の先占をクリアしたものの。

【結果】

・青少年以外の者の所持に対しては、未だ銃刀法の改正には至っておらず、法律の枠組みのなかで、危険な刃物を規制するよう、継続して国に対して改正の要望を行っている。

24. 飲酒運転根絶の取組

【背景】

環境生活部 令和元年度

- ・平成 29 年の交通死亡事故に占める飲酒運転の割合 17.1%と全国ワースト 1 位となった。
- ・平成 18 年にも同様にワースト 1 位となったことがあったが、この時は警察の罰則強化と取締り、「安全・安心・飲酒運転根絶宣言の家」などの強力なキャンペーンを展開することで、平成 21 年には飲酒運転による死亡数がゼロとなるという成果を上げたが、ワースト 1 位に再び戻ってしまった。

【対応】

- ・これをうけて、飲酒運転根絶の取組を強化するため、「飲酒運転の根絶に関する条例」を制定（平成 31 年 4 月 1 日施行）。
- ・条例には、飲酒運転の撲滅を実効的なものにするため、運転者に対してだけではなく、酒を提供する飲食店等に対しても義務を課し、違反者に対しては罰則を設けることとした。
 - ① 飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する医療機関への受診・治療の義務（初犯者は努力義務）を規定。5 年以内に 2 回違反した者には受診が命じられ、県への結果の報告が義務づけられるとともに、命令に違反した場合は 5 万円以下の過料が科される。
 - ② 飲食店に対しても、酒類の提供の際に、利用客に対して交通手段の確認するなどの責務を規定。違反者が飲酒した飲食店に対しては通知書を送付し、1 年以内に再度利用客が飲酒運転した場合は、警察による店への立入調査

や指示等が行われる。その指示書を掲示せず、指示に従わない場合、5万円以下の過料が科されることとなる。

【結果】

・こうした取り組みによって、飲酒事故は減少傾向にある（H30:30件、R1:28件、R2:22件、R3:19件）。

25. 女性活躍企業同盟、わかやま結婚・子育て応援企業同盟

【背景】

環境生活部・福祉保健部 平成 29 年度

・長期的に人口減少をくい止め、元気な企業を増やし、県民生活の幸せを向上させるためには、子育て環境をよくして子供を産み育てられやすくすることと、女性に広く活躍してもらうということが重要である。どちらも、その基礎となるのは、職場の環境を改善することである。つまり、働きながら安心して子育てができるような条件が整い、男女の別なく能力に応じて登用されるなど、女性が活躍できるような制度が必要となる。職場の環境をよくするためには、経営者や責任者が従業員や職員の結婚・子育てや女性の活躍に理解を示し、それをサポートする環境づくりに進んで取り組んでもらわなければならない。このため、外から強制されるのではなく、自発的に取り組もうとする仕掛けが必要である。

【対応】

・そのため県では、平成 29 年度から、企業同盟を作り、子育て環境や女性活躍に関する環境を制度的に保障している企業（公共団体、組合等の企業以外の団体も含む）にこの同盟に参加してもらうこととした。同盟の参加企業には、子育て環境や女性活躍のための制度を設けているという条件をクリアしてもらい、また、この同盟に入ろうとする企業には、下記の環境や制度を実現することを条件とする。また、昨今の雇用情勢から考えると、こうした同盟に入って、結婚・子育てや女性の活躍に熱心だと認識される企業には人が集まりやすいメリットもある。

《女性活躍企業同盟》

○ 男女ともに公正な採用・登用・育成や、働きやすい職場環境の整備に率先して取り組む企業等を「女性活躍企業同盟」として組織化し、働きたい人が安心して働くことができる環境整備を促進。

(参加要件)

- ①「働く女性の活躍を応援する企業」と宣言すること。
- ②女性の能力が十分に発揮できる取組を行っていること。
- ③女性が継続して働きやすい職場環境を整備し、全従業員に周知していること。

(県の支援)

- ・参加企業・団体間交流会やセミナー等を開催
- ・県ホームページで参加企業等を紹介
- ・県が作成する就職ガイド等で参加企業等であることをPR
- ・優れた取組を行っている参加企業等を表彰

《わかやま結婚・子育て応援企業同盟》

○ 結婚や出産・子育てを応援する体制が整っている企業等で構成する「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」を進めることにより、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指す。

(参加要件)

- ①「結婚や子育てをしようとする社員が、安心して、充実した結婚・子育て生活を送れる企業である」ことを宣言すること。

②育児・介護休業法の制度を就業規則に明記するとともに、全社員に対して、理解を深める研修等を定期的実施していること。

③結婚や子育てをしやすい職場環境を整え、全社員に周知していること。

(県の支援)

- ・参加する企業等が集い、意見交換を行う『交流会』の開催
- ・特に先進的な取組を行っている企業等を称える『表彰式』の開催
- ・県のホームページや県広報紙、地方情報誌などでの PR
- ・優良事例集を作成し、県内の大学・高校・専門学校や参画企業等に配布

【結果】

- ・令和4年10月時点で、女性活躍企業同盟には905団体が、わかやま結婚・子育て応援企業同盟には627団体がそれぞれ参加。
- ・先進的な取組を行う企業を称える表彰式や、参加企業が集い、互いの取組などについて情報交換を行う交流会が開催されている。

26. 女性管理職の育成・登用

【背景】

環境生活部

・和歌山県は全国平均と比べると専業主婦の割合が高く、就業している割合が低い（H29）。しかし、管理職のうち女性の占める割合について言えば、和歌山県は20.1%と、全国平均12.3%よりも高い。それでも2割にとどまり男性に比べると低い水準にとどまっている（R3）。

・女性幹部の登用比率を押し上げ、女性の活躍をもっと盛んにするためには、一定の数値目標を定めて、管理職に女性を登用しようとか、公的な審議会の女性割合を増やそうとか、女性の採用者を増やすなどといった、いわゆるアファーマティブアクションがよく一般的に言われる。

・しかし、本来であれば、能力で公平に処遇されなければならないものを、数合わせをするようになっては本末転倒であるし、男性にとっても、女性にとっても尊厳を傷つけるようなところもある。

・一方で、女性の活躍を推進するためには、何より必要なことは機会の平等である。この機会の平等が達成されていないものは徹底的に直されなくてはならない。

・さらに、長い間、女性の活躍を阻んできた制度的・歴史的な処遇の結果として、本来であれば訓練を積んでいれば十分管理職に登用されるような人が、その機会を奪われている可能性もある。このこともよく配慮せねばならない。

【対応】

・以上を念頭において、企業や団体の経営者や職場の管理者がそれぞれ自発的に、女性が働きやすい職場作りに向けて、採用や人事管理や処遇の改善に取り組むよう促進する仕組みとして、「女性活躍企業同盟」を創設した。

・これは、男女ともに公正な採用・登用・育成や、働きやすい職場環境の整備に率先して取り組む企業等を「女性活躍企業同盟」として組織化したもので、参加企業は交流会を通して情報交換を行ったり、管理者向け・女性従業員向けの各種セミナーを実施しており、県では優れた取組を行っている参加企業等を表彰するなど同盟の活動支援を行っている。

【結果】

・県庁においてもこうした取組を進めた結果、採用においては、一般職では女性の割合が半分近くまで増加した。今後、性別にとらわれず能力に応じて女性職員をきちんと処遇して育成していかないといけない。そうすれば、いずれ管理職や幹部の女性比率も向上していくはずである。

27. 不幸な猫をなくすプロジェクト

【背景】

環境生活部 平成 28 年度

・当時、飼い猫の不適正な飼い方や、野良猫に対する無秩序な餌やりなどが原因となって住民の生活環境に支障が生じるなど、全国的に猫に関する苦情が増加していた。

・一方、こうした苦情への対応や、飼い主の持ち込みなどによって保健所等に引き取られた猫のうち、返還されたり譲渡されたりするケースは少なく、やむなく殺処分せざるをえない猫が非常に多い状況にあった。

・すなわち、猫に無秩序に餌をやり、その結果生まれた猫を保健所に持ち込んで殺処分が行われるという望ましくない事態が発生していた。

【対応】

・野良猫による生活環境への被害を減らし、殺処分される不幸な猫をなくすために、県では平成 28 年度から「不幸な猫をなくすプロジェクト」を開始。

① 苦情が多い野良猫の増加を抑制し、猫の殺処分数を削減するため、「動物の愛護及び管理に関する条例」を改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）。

（１）猫の飼い主の責任を強化（所有の明示・ふんの適正処理の義務付け、屋内飼育の努力義務化等）することで、飼い猫が不適正な飼い方によって野良猫となるのを防止

（２）野良猫に餌やりを行う場合のルールを規定し、野良猫を迷惑動物として排除するのではなく、不妊去勢手術を施しルールに基づいて地域で管理する「地域猫対策」を推進

※地域猫対策の計画認定を受けた人に対して、県では野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行うなど地域猫対策の支援を実施

② 引き取られた猫の生存の機会を増やすため、ボランティア登録制度やマッチングサイトの創設などによって、譲渡を促進

【結果】

・このプロジェクトを推進した結果、開始前の平成 27 年度に比べて、令和 3 年度には猫に関する苦情件数は 44%減少し、保健所等に収容された数は 54%減少することに。その一方で、譲渡数は 8.2 倍に増加。その結果、殺処分数は 83%減となった。

	苦情件数	収容数	譲渡数	殺処分数
平成 27 年度	1,752	2,579	86	2,478
令和 3 年度	986	1,186	709	422
増減率	▲44%	▲54%	8.2 倍	▲83%

28. 民泊事業者の管理責任の明確化

環境生活部 平成 30 年度

【背景】

・外国人観光客の急増とともに、特に大都会を中心に民泊が脚光を浴びた。和歌山県のような地方では、空家も多く、それを民泊という形で活用できれば、これはプラスである。しかし違法な民泊がはびこり、住民の不安が高まっていたことを背景に、平成 29 年に住宅宿泊事業法が制定された。しかしそれでも次のような問題があった。

①法律や政省令では、事業の適正な遂行のために事業者が何を行うべきかを具体的に定めていない。法令上ではなく、ガイドラインによる規定では法的な安定性が欠け、事業者にとって明確性や透明性に関して問題が残る。

②トラブルが発生した場合に住宅宿泊管理事業者が駆け付ける要件が緩く、周辺住民に対する事業者の管理責任が不明瞭。もし客がトラブルを引き起こした時、ホテルだと管理者が客に対応してくれるが、管理者が当該住宅にいない民泊の場合は、周辺住民が困り、市町村や警察に苦情が殺到するおそれがある。

・このように、同法には予見可能性と透明性が不足しており、地方からは「住宅宿泊事業法は天下の悪法」との声が出ていた。特に旅館業法などの厳しい法規制を守り、客の管理も衛生状況の維持もコストをかけて行っていた宿泊業者からは不公平だという批判があった。

【対応】

・これに対して、県では、問題である法の予見可能性や透明度を高めるような法運営を可能とし、県民生活の安寧を守りつつ、一層の観光振興を図るために、「住宅宿泊事業法施行条例」を制定（平成 30 年 6 月 15 日施行）。

- ・条例には、「苦情等への対応のため、管理業者はおおむね徒歩 10 分以内の範囲に駐在しなければならない」ことや、「事業の届出に当たって事業者は、事前に周辺住民へ説明したうえで、反対の意思がないことを確認しなければならない」ことなど、事業者が守るべきルールを明文化し、生活環境への悪影響の防止と事業者に対する透明性の確保を図ることとした。同時に既存宿泊業者の義務との間でイコールフットリングも確保した。

- ・その上で関係者が皆納得したうえで、民泊の振興を図り、雇用はもちろん空家の活用も図ることとした。

【結果】

- ・県独自のルールを定めたことで、事業者、周辺住民、宿泊者のいずれもが住宅宿泊事業に安心感を持つことにつながっている。

29. 和歌山市水管橋の落橋

【背景】

環境生活部 令和3年度

・令和3年10月3日、紀の川に架かっていた水管橋が崩壊し、大径90cmの水道管2本が折れ、和歌山市の紀の川以北の6万世帯、13万8千人に水道水を供給できなくなる事態が発生した。

【対応】

・対応は水道事業者である和歌山市が行うこととなるが、県としても職員を派遣するなど支援を実施。県内外の市町村や自衛隊等から給水車を派遣してもらうことで急場をしのぎつつ、次に応急復旧をいかに早く実現するか方策が検討された。

・水道管の本管を復旧させるまでの間、臨時の水道管を設置する必要があり、水管橋のすぐ隣にある県道の六十谷橋が候補として挙げられたが、水を通した水道管は重量が増すことから、同時に橋に車を通しては橋に荷重がかかりすぎ、橋の強度が保てなくなることが判明。そのため、県は六十谷橋を通行止めにして、臨時の水道管の設置場所として提供することにした。橋の通行止めによる渋滞の発生はやむを得ないこととして、水を通すことを最優先にした。

・次に問題となったのは、必要となる水道管が大径管であるため、臨時の水道管そのもの手配がすぐにできないという事態であった。そこで直ちに知事から経済産業省に連絡をとり、工事に必要な約600mあまりの資材の確保方協力を要請し、各メーカーに当たってもらった。その結果、資材確保にこぎつけることができた。また国土交通省近畿地方整備局からは技術支援のためのチームが派遣された。

・こうして、崩落3日後の10月6日から六十谷橋への仮設工事が始まり、昼夜を分かたない工事によって、10月8日には驚異的なスピードで応急復旧工事が終了し、10月9日から給水が開始されることになった。

【結果】

- ・その後、本格復旧が進み、翌年の7月6日に送水管2本の送水機能が完全復旧することとなった。
- ・この事故を契機として、県において、水道のみならず和歌山県内すべてのライフラインについて、国、市町村、民間事業者と合同で一斉点検を行った。
- ・危機管理監がプロジェクトチームリーダーとなり、国、市町村（代表5市町）、民間事業者（13社）、県によるプロジェクトチーム会議を11月2日に設置し、点検を約1ヵ月で実施。それぞれの機関から点検結果と対策案が報告・議論され、最終的に令和4年2月3日に、国・市町村・民間事業者・県による「和歌山県安全安心なインフラ構築宣言」が出された。
- ・この宣言に基づき、緊急に対応すべき事業として、県では令和4年度予算において、災害時に病院や福祉施設などへの給水に必要な加圧式給水車の補助を創設することとした。

30. 少子化対策

【背景】

福祉保健部・教育委員会 平成 19 年度

- ・本県の人口は全国よりも早いペースで減少が進んでいるが、その要因としては、県外へ転出する人が転入してくる人よりも多い社会減によるものと、生まれる人よりも亡くなる人の方が多い自然減によるものの両方がある。
- ・地域の活力を維持するようにするためには、人口の減少をくいとめる必要があるが、そのためには、雇用の場を増やしたり、移住を促進したりして社会減への対策を行うとともに、自然減に対しては生まれる子供の数を増やす少子化対策が急務である。
- ・出産や育児、修学など子供を生み育てるのには様々なステージでお金がかかるが、子供を生み育てたいと希望する人が、経済的な理由から子供をあきらめることのないよう支援を行うことが必要となってくる。
- ・また、核家族化が進み、身近な家族から支援が受けにくくなっている中で、妊娠前から育児に至るまでの様々な悩みを、気軽に相談できるような環境を整備することも望まれている。

【対応】

《経済支援》

○ここのとりサポート

- ・不妊治療は当時、医療保険が適用されておらず、費用負担が重かったことから、不妊に悩む夫婦に対して、一般不妊治療費助成や相談支援に加えて、体外受精などの特定不妊治療費の助成を平成 16 年度から実施。
- ・平成 28 年度から特定不妊治療の自己負担の軽減を図るために、助成制度を大幅に拡充。自己負担を医療保険と同じように概ね 3 割になるように国、県、市町村で助成。

※令和 4 年 4 月から特定不妊治療は保険適用に

○紀州3人っこ施策/紀州っ子いっぱいサポート/在宅育児支援

- ・働きながら多くの子供を育てるのは負担が大きいことから、和歌山県では国に先駆け、多子世帯に対して、経済的支援を強化。
- ・平成19年度より多子世帯への経済支援である「紀州3人っこ施策」を開始し、翌年の平成20年度から3人目の保育料等を無償に（保育所入所の0～2歳児を対象）。
- ・平成28年度には保育料等無償化を拡充（対象年齢を小学校就学前の0～5歳児までに拡大、対象施設に幼稚園・認定こども園等を追加）。
- ・平成30年度には、「紀州っ子いっぱいサポート」として、第2子にも保育料等の無償化を拡充（所得制限あり）。
- ・令和元年10月より国の幼児教育・保育の無償化が始まったが（保育料等無償対象：すべての3～5歳児、非課税世帯の0～2歳児）、国制度の対象とならない第2子以降の0～2歳児（第2子には所得制限あり）の保育料や副食費について無償化を引き続き実施。
- ・併せて、子育ての選択肢を広げる観点から、平成30年度より「在宅育児支援」事業を開始し、保育所等に預ける世帯だけでなく、在宅で第2子以降の0歳児を育児している人に対しても支援を実施（第2子には所得制限あり）。

○乳幼児医療費助成

- ・乳幼児の健康の保持増進と子育て世代の経済負担軽減を図るため、特に抵抗力の弱く、病気にかかると重症化しやすい小学校就学前の乳幼児を対象に、所得制限を設けた上で、医療保険の自己負担部分に対する支援として、市町村への補助を昭和48年から実施（県・市町村1/2ずつの負担で、自己負担なし）。

・市町村によっては、対象年齢を小学校就学前だけでなく、中学卒業までとしている団体や18歳までと引き上げている団体もあり、団体ごとに様々な制度となっている。そのため、県において統一的に県費でやってほしいとの要望があるが、次の理由から県では、対象は小学校就学前までとし、全額県負担ではなく市町村への補助という形で支援を行っている。

1. 各市町村で子供の医療費助成に差があるかもしれないが、この施策で手厚い団体があれば、別の福祉施策で手厚い支援を行っている団体もある。地方自治の観点から、市町村がそれぞれ特色のある施策をとってしかるべきであることから、県としては必要最小限の部分だけを支援していること。

2. 県と市町村の関係で、他県には県だけで医療費助成をしているところもあるが、代わりに和歌山県では建設事業の市町村負担金をとらないなど、市町村への支援については、県によって様々であることから、これも地方自治として一律に行う必要はないと考えること。

3. 仮に県が市町村の負担を肩代わりするとしても、市町村の財政負担が軽減されるだけで、受益者である県民にとって何ら変化はないこと。

○和歌山県大学生等進学給付金/奨学金等の所得制限の緩和

・大学に進学すると、入学料や授業料の他に下宿の家賃や食費、生活費など大学生活を送るにあたって多額の費用が必要となるが、将来こうした負担がかかることを危惧して、子供を持つことを断念することがないよう、教育に係る経済負担を軽減する施策を創設。

・平成28年度から、「和歌山県大学生等進学給付金制度」を開始。進学意欲と学力が高いにも関わらず、経済的な理由で大学等への進学をあきらめることがないよう、進学支援金の貸付を実施（大学卒業後県内で就職した場合など一定の条件で返還免除）。

・また、令和 4 年度から、多子世帯に対する経済負担の軽減を更に進めるため、奨学金等に設定されている所得制限を緩和（3 子以上の世帯を対象に、所得制限に 50 万円加算）

《 相談体制 》

○子育て世代包括支援センター

・核家族化が進み、かつての大家族ではあった手助けが得られないため、子育て家庭は子育ての悩みを抱え込んでしまいがちである。そこで、平成 28 年度から県では県内全域で「子育て世代包括支援センター」が設置されるよう市町村を支援。妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく、保健師や助産師などの専門職による総合的な相談支援をワンストップで実施（令和元年度全市町村において設置済）。

○子育て情報検索システム

・直接相談窓口に行かなくても、LINE のチャットボットシステムによって、子育てに関する質問に 24 時間 365 日回答する仕組みを令和 2 年度より運用。

【結果】

・多子世帯への支援によって、出生数全体に占める第 3 子以降の出生数の割合は、増加傾向に（H18:14.9% → R3:20.2%）。

・ただ、合計特殊出生率は、令和 3 年で 1.43 と全国平均 1.30 より高いものの、人口維持に必要な水準である 2.07 にはなお遠い状況にある。結婚後に生まれる子供の数はなんとか横ばいを維持できているが、男女ともに未婚率が高くなっていることが少子化の大きな要因であることから、希望する人が結婚できるよう支援を充実させることが今後の課題である。

31. 2歳児童虐待死事件

【背景】

福祉保健部 平成 25 年度

- ・平成 25 年 7 月、2 歳児童虐待死事件が発生。
- ・経過としては、平成 23 年に児童相談所が病院からの虐待通告を受け児童を一時保護。父親を警察に告発したものの起訴猶予処分になった。その後、両親の引取希望を受け、家庭再構築のための面会や外出、外泊を数十回重ねたことで、児童を家庭引き取りとした。
- ・しかし、依然として支援が必要であったので、児童相談所は市の当該部局に家庭訪問をお願いしたが、児童相談所でやってほしいと言われたため、対応しようとしたものの、訪問調整がうまくいかず、2 週間後に児童は父親からの暴行により死亡した。
- ・県ではこの事件の発生を厳粛に受け止め、死亡事例の再発防止と、最善の対応策を検討するため、弁護士、医師、大学教授、学識経験者で構成する「児童虐待等要保護事例検証委員会」を設置した。
- ・検討委員会において問題点や課題を整理したところ、児童相談所が市に対し初期の段階で情報提供したにもかかわらず、市は支援すべき対象児童としなかったことや、第一次的な児童家庭相談の窓口としての自覚に欠け、児童相談所に任せきりであったことが明らかとなった。

【対応】

- ・事件後、全市町村に対し、責任と自覚をもって児童の見守りを行うよう徹底。さらに、平成 30 年度には「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を全市町村と締結し、児童虐待の対応において、県・市町村の役割分担を明確化し、一時保護や措置が必要とされる事案は児童相談所が対応するが、在宅での支援が可能な事

案は、市町村が児童への見守りや家庭訪問を行うなど、責任を持って対応することとした。

【結果】

・こうした方針に基づき、児童を虐待から守るため、県・市町村が役割分担をして見守り体制の強化に取り組んでいる。

32. コムスン事件

【背景】

福祉保健部 平成 19 年度

・平成 18 年 12 月、訪問介護大手コムスンによる介護報酬不正請求が東京都で発覚。その後、岡山県、青森県、群馬県、兵庫県においても同様の不正が次々と判明した。いずれのケースにおいても、指定の取消処分が下される前に、事業所の廃止届を提出することで処分を逃れる悪質なものであった。

・こうした不正問題を受け、厚生労働省は、平成 19 年 6 月 6 日、不正請求が発覚した都県だけでなく、全国においてコムスンの介護サービス事業所の新規開設や更新指定を今後認めないという処分を下した。事実上、介護事業からの“退場処分”であった。しかし、同日夜、突如、親会社のグッドウィル・グループはグループ内の別会社にコムスンの事業を譲渡する計画を発表。コムスンによれば、この別会社はコムスンと法人格を異にしているため処分は及ばないと主張して、処分の骨抜きを図ろうとしたものであった。

・これに対して、厚生労働省は「譲渡自体には法律的な問題はない」との見解を示し、このようなコムスンの脱法行為を認める方向であり、当時の厚生労働大臣や官房長官も記者会見で同様の発表を行った。

・また、知事が「厚生労働省はどう言っているのか」と訊ねたのに対して、県の担当者の回答は、「国の担当者は、法律上適法になってしまったので手出しができないと言っている」というものであった。

【対応】

・脱法行為を正当化していたら法秩序は乱れ、法治国家でなくなってしまう。したがって、そのような脱法行為は認められるはずがないというのが行政の常識だというのが知事の見解であった。

・一般に、地方公共団体の職員は、国が言っているからといって、内容について吟味することなく、その権威だけで鵜呑みにしがちであるが、国の意見も、担当者の個人的な見解から、法令の組織的な解釈まで、様々なレベルがあるので、どのレベルのものか見極めることが必要である。

・コムスの脱法行為に怒った知事は、翌6月7日の定例記者会見の場で、「脱法行為は正義に反する。そのような人間が福祉事業に手を出していること自体がおかしい。国が事業継続を認めても、和歌山では絶対に認めない。」と発言。

【結果】

・知事の発言が全国放送に取り上げられ、最終的に、同日夕方、厚生労働省の担当局長が記者会見を開き、一転、「コムスが事業承継で処罰を免れようとしても許さない」と発表することとなった。

33. 高齢者の見守り

【背景】

福祉保健部 平成 21 年度

・和歌山県は高齢化率が高く、ひとり暮らしの高齢者の割合が上昇傾向にある（65 歳以上の人口の 22.7%。R4.1.1 現在）。かつてであれば、大家族で暮らす高齢者も多かったり、ひとり暮らしの高齢者が体調を崩すようなことがあっても、近所の人ですぐに気づいて助けることができたりしたが、近年、中山間地域においては過疎化によって、そもそも周りに住む人自体が少なくなっており、都市部においても、核家族化やライフスタイルの変化などによって地域でのつながりが薄れ、近隣からの気づきや支援が得られにくい状況にある。そのため、孤立化したり、日常生活の困りごとを抱える高齢者の増加が問題となっている。

・こうしたことから、介護や生活支援が必要な高齢者の状況確認やひとり暮らしの高齢者の孤独死防止等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、行政を含め地域ぐるみで見守り、助け合う取組が求められていた。

【対応】

・そこで、県では、「地域による見守り」と「事業者等による見守り」という 2 つの見守り活動によって、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めることとした。

・まず、平成 21 年度から、「地域見守り協力員制度」を開始。県では、見守りや声かけなどに協力してくれるボランティアを「地域見守り協力員」として、市町村の推薦に基づき活動を依頼し、必要な経費を支援している。

・地域見守り協力員には、自身の散歩や買い物など普段の生活の中で、高齢者に通常と変わったこと（例えば、洗濯が干されたままになっている等）が起こっていないかを見守ってもらったり、挨拶などの声かけをお願いしており、異変を感じた際は民生委員などに連絡してもらうようにしている。

・さらに、平成 25 年度からは、県内すべての市町村も参加する全国初の試みとして、新聞・郵便配達など一般家庭に出入りする機会が多い民間事業者（下記参照）と協定を結び、訪問や配達などの業務の中で高齢者に何か変わったことがないか、さりげない見守りを実施してもらい、これまでの地域での見守りに加えて「見守りの目」を増やすこととした。

・協定の中で、事業者は、日常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者等に対して何らかの異変等を察知した場合に、所在市町村の担当窓口へ連絡（緊急性が高い場合は警察・消防へ通報）するよう努めることとしている。

【結果】

- ・地域見守り協力員として、県内 30 市町村で 1991 名の方が活動中（R4.12.1 現在）。
- ・民間事業者 12 社と見守り協力に関する協定を締結（R4.12.1 現在）。
- ・こうした地域での見守り活動のおかげで、早期に異変を察知し、人命救助につながっている。
- ・平成 30 年度には、地域の巡回や声かけ等の活動を熱心に行った方や人命救助に関わった方など、見守り活動に功績のあった 24 名に感謝状を贈呈した。

〔協力民間事業者 12 社〕

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ・ 関西電力送配電(株)和歌山支社 | ・ JA グループ和歌山 |
| ・ (公社)日本新聞販売協会
和歌山支部・紀北支部・紀南支部 | ・ 日本郵便(株)（県内全郵便局） |
| ・ 佐川急便(株)和歌山営業所 | ・ 和歌山ヤクルト販売(株) |
| ・ ヤマト運輸(株)和歌山主管支店 | ・ 西濃運輸(株)和歌山支店 |
| ・ わかやま市民生活協同組合 | ・ (一社)和歌山県 LP ガス協会 |
| ・ 和歌山県信用金庫協会 | ・ 明治安田生命保険相互会社
和歌山支社 |

34. 医師確保対策と医学部定員増の要望

【概要】

福祉保健部 平成 19 年度

・知事就任時、和歌山県では、当時の和歌山県立医大の自己犠牲とも言える地域の拠点病院への医師派遣によって、かろうじて救急医療体制は維持されていたものの、地域の拠点病院の勤務医不足から、地域の医療体制が崩壊する危険性があった（当時、地域医療の中核を担う和歌山市以外の 17 の公的病院において、必要とする医師数約 470 人のうち 80 名が不足）。

・当時、新たな臨床研修制度の導入に伴って、全国的に大学病院は人材不足に陥っており、大学病院から派遣されていた医師が地域の病院から引き上げられる事態が続出。他県では東京や大阪といった大都会も含めて救急医療が崩壊しつつあった。和歌山県では、県立医大が県内公的病院の医師の約 8 割を供給しており、引き上げられる他大学出身の医師の代わりに、県立医大学長が自らの医局の若手医師を派遣してくれていたおかげで、かろうじて救急医療の崩壊をまぬがれ、むしろ大阪府南部や奈良県及び三重県の山間部の三次救急は和歌山県の病院が担うという状態にあった。ところが、入学定員は 1 学年 60 名と、本県より人口の少ない他県の医学部と比べても少なく、派遣すべき医師の新規供給も限界に達しつつあった。このままでは県立医大においても医師の派遣を行うことができなくなり、その結果、和歌山県でも地域医療の崩壊が予想される状況にあった。

・こうしたことから入学定員増が急務であったが、当時、医師数を抑制するために、医科大学の入学定員を増やさないという平成 9 年の閣議決定が存在していた。

【対応】

・この閣議決定の背景には、医師が増えると、その分余計な医療行為を惹起し、国全体の医療費が増えるという考えがあった。しかし、医療行為の総量は医師が「余計

なこと」をする、すなわち医療の供給だけで決まるのではなく、国民の医療需要によっても左右されるので、供給側の医師の数だけで医療費の総額が決まるというのは間違いであると知事は主張。医師数過剰の問題が生じているのは主として都会や地方の中心都市の開業医の問題なのだから、むしろ、現在及び将来の医師過少が予想される地域の拠点病院やへき地医療に、県立医大の定員増加分の医師を派遣して、卒後一定期間従事することを義務づける制度を政府に対して提示することによって、国に対し定員増を強く働きかけた。

【結果】

- ・その結果、様々な政治的配慮がなされ、結果として、当時の閣議決定が覆され、平成 19 年の「緊急医師確保対策」において、全国各県は 5 人の医師養成数を認められ、養成数の少ない和歌山県は 25 人の増員が認められることとなった。うち 20 名は地域の拠点病院に一定期間勤務することを約束する前提で入学を認められるもの。5 人はへき地医療機関での一定期間の勤務を約束するものである。
- ・その後も定員枠が拡大し、最終的に合計 50 名（恒久定員 30 名、臨時定員 20 名）の定員増が認められることとなり、県内のへき地医療拠点病院や地域の中核病院に医師を派遣することで、地域医療提供体制を堅持することができた。
- ・しかし、こういう県民医療枠や地域医療枠で地方勤務してくれる医師が、その勤務期間中に最新の医療知識から切り離されてしまい、将来の医師として大成できないのではと危惧するのは気の毒なので、下記の研修プログラムを作って、地域勤務のあとは大学に戻って最新の医学を身につけ、また地域勤務に戻るといったサイクルを経験してもらうことによって、知識も経験も身につけた総合医の養成を図ることになっている。

・令和5年度から地域勤務の義務期間を終える医師が現れることになっており、現在、この人々を地域の病院に必要な中堅医師に育てるための新たな処遇制度を検討中である。

医学部募集定員(1学年あたり)の推移							
大学	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
和歌山県立医科大学	一般枠	60	60	70	70	70	70
	県民医療枠	—	20	20	20	20	20
	地域医療枠	—	5	5	10	10	10
	小計	60	85	95	100	100	100
近畿大学	和歌山県枠	—	—	—	5	5	10
合計		60	85	95	105	105	110

【県民医療枠】卒業後9年間、地域で中核的役割を果たす公的病院で勤務

義務期間								
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修 (大学)		後期研修 (大学)	地域 中核病院	地域 中核病院	後期研修 (大学)	後期研修 (大学)	地域 中核病院	地域 中核病院

【地域医療枠】卒業後9年間、へき地医療拠点病院やへき地診療所で勤務

義務期間								
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修 (大学)		へき地医療 拠点病院	へき地医療 拠点病院	へき地医療 拠点病院	後期研修 (大学)	後期研修 (大学)	へき地医療 拠点病院 へき地診療所	へき地医療 拠点病院 へき地診療所

35. 医師の偏在対策

【背景】

福祉保健部 平成 27 年度

- ・医師の数で各都道府県に隔たりがあるという医師の地域偏在が問題になっており、特に医師が東京に集中するのは問題ではないかという議論があった。
- ・そこで、国では、長期的に医師供給が需要を上回ることを前提に将来的な医師の過剰を防ぐという観点から、臨時定員である地域枠の撤廃や内科専門研修募集定員のシーリングなど、地域医師の養成数（医学部定員、臨床研修募集定員、専門研修募集定員）を調整することで、都道府県間の医師の偏在を解消しようとしていた。
- ・確かに和歌山県の医師は多いが、それはほとんど和歌山市の開業医の数によるところが大きく、むしろ地方部では圧倒的に医師が少ないという状態が続いている。
- ・そのため、県立医大での定員増となった県民医療枠・地域医療枠の医師を地域に配置することによって、何とか地域医療や救急医療の崩壊などを止めていたが、医師数が多いことだけをもって、県立医大の養成数を減らされるといった、地域の実情を考慮しない医師偏在対策が進められてしまうと、それまで頑張ってきた医師確保対策の取組が無駄になり、医療崩壊を招きかねない事態となっていた。
- ・さらに、医師の養成数を絞ったところで、他県の医育大学を出て、別の県で開業することは禁じられていないのだから、論理的には医師の地域偏在是正にはあまり意味はない。また、東京に関して言えば、激変緩和措置等によって、結局、東京の専門研修医数は事実上減らないという結果が予想された。

【対応】

- ・このように、地域医療を守っている県だけが打撃を受けるのは不合理であるため、国に対して次のような反論を行った。

・まず、現在、医師多数となっている地域のほとんどは、開業医が多い地域でもある。その要因は、これまでの人口や地域経済の状況による高い医療需要を受けて開業が促進されたが、その後の人口減少により、医師数の割合が相対的に上昇したことなど地域の歴史的、経過的な事情によるところが大きい。そのため、医師需給の議論においては、そのような地域の特殊事情を、考慮する必要があるのではないか。

・また、病院勤務医ではなく開業医が増える要因は、診療報酬の決め方も影響しているのではないか。医師がどこで開業するかは、地域の経済状況や自身の生活の事を考慮して決定しており、開業する地域を自由に選べるという制度である以上、需要が多い地域で開業する医師が多くなると考えられ、医業というマーケットの中で、地域偏在は自然と解消されていくはずである。

・ただし、マーケットによる地域偏在是正の効果は非常に緩やかであるため、医師の地域偏在を早急に是正しなければならないのであれば、開業規制こそが最も効果的な手段ではないか。

・さらに、地域間の医師偏在を養成数で調整するのは間違っている。医育大学は全国から学生を募集し、そこで養成された医師が、全国に散らばって医療を提供しているため、地域の医師数と、医学部の養成数との相関関係は必ずしも強くない。そのため、地域における医師の過不足を、地域の養成数（医学部定員）でコントロールするのは、目的と手段が一致していない。よって、地域間の偏在は、例えば、和歌山県の県民枠、地域枠のように、自主的な努力、工夫によって就職時において需給調整をするべきである。

・また、「地域枠（臨時定員）」と地域での医師の過不足は関係ない。平成 20 年度以降の臨時定員は、へき地等の医師不足を解消するために「地域枠」設置を要件として増員が認められた制度であり、全国的な医師の地域別の過不足とは関係がない。臨時定員については、地域における需要調査を行うなど、地域医療の実態を十分に把握した上で、その必要性を慎重に議論すべきであり、臨時定員をもって全国的な医師の多寡をコントロールするのは間違っている。

・特に、現在、新型コロナウイルス感染症への対応に、必死に取り組んでいる状況において、医師養成数を削減するという議論は、国民の理解を得ることはできない。

【結果】

・令和2年度から専門研修募集定員において、修学資金の貸与を受けている地域枠医師に限り、専門研修のシーリングの枠外で採用可能とされた。さらに、令和3年度から地域での従事要件が課されている本県の「県民医療枠」もシーリング枠外として採用できるよう取扱いが変更された。

・同様に、臨床研修募集定員の算定において、地域枠加算の対象医師に「県民医療枠」が加算対象になったことから、本県の令和4年度の募集定員が増加した。

・また、令和4年度までとされていた医学部臨時定員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえて、令和5年度も暫定的にこれまでと同様の方法で設定することとし、1年間の延長を決定。

・ただし、医師の偏在是正の議論は終わったわけではなく、新型コロナウイルス感染症対応で医師が大変という話が出ている中で、国としても見直しを強行するというのはなかなか難しいために中断している状態にすぎない。そのため、和歌山県としては、医師の地域偏在対策を、入口（養成段階）ではなく、出口（就業段階）で進めるべきと今後も国に対して主張し、論理的に正しい方向へ少しずつ修正していく必要がある。

36. 地域医療構想

【背景】

福祉保健部 平成 28 年度

・団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）には、医療と介護の需要が大きく伸びることが予想されることから、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、国は平成 26 年「医療介護総合確保推進法」を制定し、都道府県に地域医療構想を策定することを義務づけた。

・そこで、都道府県は医療圏ごとに高度急性期、急性期、回復期、慢性期における令和 7 年の医療需要と必要病床数を推計し、地域の医療関係者等との協議を通じて、病床機能の分化と連携を進めながらその数に収れんするよう調整することになった。

【対応】

・和歌山県では、平成 28 年 5 月に地域医療構想を策定し、医療圏ごとの必要病床数と全体の数を明示した。その後、医療圏ごとに「協議の場」を設置し、関係者の協力を得ながら、病床数が令和 7 年に向けて収れんしていくよう、取り組むことにしていた。

・しかし、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、次の課題が明らかとなった。

・地域医療構想は、平成 25 年のレセプトデータなどを活用して令和 7 年における一般病床及び療養病床の必要量を推計したものであり、そのため、新興感染症等の発生による医療需要は考慮されていない。

・事実、今般の新型コロナウイルス感染症患者の入院受入に当たっては、感染症病床のみでは到底足りず、一般病床や療養病床、さらには廃止・休止病床とされていた病床も活用して対応してきたところである。

・こうしたことから、新興感染症等を考慮せずに推計した医療需要に基づく病床数に収れんさせると、新興感染症等が発生した時には更なる病床の不足を招き、地域医療に大きな影響を与える恐れがある。

・県としては、国に対し、地域医療構想を策定するために国が推計した医療需要について、新型コロナウイルス感染症への対応で見えてきた課題を踏まえて再検証し、改めて、令和7年に必要な病床数の考え方を示すことを主張した。

【結果】

・国は「高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる令和22年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要がある」として、令和5～6年度で新しい地域医療構想の内容などを検討し、都道府県は令和7年度にバージョンアップを行う見通しとなった。

・地域医療構想を進めるに当たっては、医療機関の自主的な取組とその取組に対する地域の合意形成が重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応で見えてきた課題を踏まえて、丁寧に進めていく必要がある。

37. 危険ドラッグ

【背景】

福祉保健部 平成 24 年度

・平成 24 年当時、危険ドラッグを使用し救急搬送される事例や、車を暴走させ交通事故を起こすなど危険ドラッグに関連した事件事故が全国各地で相次いで発生し深刻な社会問題となっていた。

・危険ドラッグに対しては、薬事法で有害性を立証できた成分を「指定薬物」に指定し規制されていたが、その立証には相当の期間が必要であったことに加え、指定薬物に指定できたとしてもその成分に類似した構造を持つ未規制成分が次々と登場したことから、対応は後手に回り、危険ドラッグは「アロマ」や「お香」と称して合法的なものとして堂々と販売されている実態があった。また、「お香」などと称して人体への使用を目的としていないように偽装して販売された場合、医薬品として規制することが困難であり、成分が明確に禁止の対象でないものを取り締まることは憲法の営業の自由に反する可能性があったため、対応は困難であった。

【対応】

・そこで、和歌山県では、危険ドラッグをより迅速に規制するために製品に着目した「薬物の濫用防止に関する条例」を制定（平成 24 年 12 月 28 日一部施行、平成 25 年 4 月 1 日全面施行）し、本県独自の規制を行うことにした。

・条例には、全国で初めて「知事監視製品」というカテゴリーを設け、有害性が立証されていなくても、そのおそれがあると認められる製品を指定し、「お香」と称して法をすりぬけようとする企てを逆手にとって危険ドラッグの迅速な規制を可能とした。

・この知事監視製品に指定されると、たとえ「お香」と称していても、これを販売する業者は、あらかじめ販売場所などを知事に届け出ることや、販売時に購入者に対して使用方法（お香として使用し、吸入しないことなど）の説明書を交付・説明することを義務付けた。また、購入者にも一定の規制をかけ、住所、氏名及び本来の用途以外に使用しない旨の誓約などを記載した書面を、県内店舗で購入した場合には

販売業者に、インターネットや県外店舗で購入した場合には、知事に提出することを義務付けた。

・さらに、これらの規制に違反した販売業者、購入者には罰則を科すこととし、県は、この規則が守られているかどうか監視することとした。購入者は、これらの規則を守らずに吸ったりしているのが見つかりと処罰されることとなる。

・法や条例で未だ禁止の対象になっていない物質を含む「お香」を売ることを禁止することは、憲法違反となるかもしれないが、本条例においては、「お香」というならあくまで「お香」として売って、「お香」として使ってもらおうという論理を用いた。

・このほかに、条例には「知事指定薬物制度」についても規定し、医薬品医療機器等法で指定前の精神作用を有し健康被害を起こす成分を県独自で指定し、正当な理由なく製造・販売・所持・使用等することを禁止した。

【結果】

・条例施行後、知事監視製品・知事指定薬物の指定や、販売業者等への立入検査などを実施したことで、県内の販売店は全て閉店したほか、ネット販売でも和歌山県内への販売が自粛されるなどの効果があった。

・この製品を規制する仕組みは他の自治体にも広がったほか、法においても「告示禁止物品」というカテゴリーが新設され、この制度に基づく規制により、国内での危険ドラッグ販売店舗がほぼ壊滅するに至っている。

38. 新型コロナウイルス感染症対策

福祉保健部 令和 2 年度

① 済生会有田病院の院内感染

・新型コロナ発生の最初期である令和 2 年 2 月 13 日に済生会有田病院で新型コロナウイルスの院内感染が疑われる症例が報告された。

・そこで、県はただちに感染症法に基づく積極的疫学調査を開始。PCR 検査と必要な隔離の実施によって、感染症ないし感染の疑いのある人を特定。これ以上の感染拡大はほぼなさそうだという域に達した。

・しかし、当時、新型コロナウイルスは病原性がよくわからず非常に恐れられていたため、院内感染が発生すれば、病院がほとんど立ち上がれないような状況に陥る懸念があった。しかし、病院は地域医療を支える大事な機能を果たしており、病院の信用を取り戻すことが急務であった。そのために絶対に安全であることを公に示す必要があった。

・そこで、県は、病院関係者全員の PCR 検査を行うこととし、職員や入院患者、濃厚接触者はもとより退院患者や出入りの業者も含め 620 人以上の PCR 検査を、国や大阪府の力を借りながら迅速に実施し、感染の拡がりをもはやないことを証明した。さらに、積極的疫学調査に直接当たる職員以外の職員を動員して病院外で潜在的感染源を見逃してはいないかをローラー作戦で確認し、それがないことを証明していった。

・こうして、長らく休診になっていた済生会有田病院は 3 月 4 日に安全宣言を出し、約 3 週間ぶりに通常の診療を再開することができた。

・当時、和歌山県は、PCR 検査は外国渡航経験のある人に限れという政府の方針と違って、PCR 検査をたくさん実施して立派だという声もあった。しかし、和歌山県が一番必死で行ったのは感染拡大を防ぐための感染者の隔離であって、PCR 検査は

判断のための手段でしかなかった。検査で陽性が判明した人を速やかに入院隔離・治療につなげてこそ効果が期待できるのであって、検査の後の手立てを何もしないまま、数多く検査をしても感染拡大を抑えることはできない。

② 国の受診基準に異論

・新型コロナウイルス感染症が発生した当初、国の方針では、医療機関の受診目安は「37.5 度以上の熱が 4 日以上続いた場合」であり、受診先は「通常のクリニックではなく、専門病院の外来（帰国者・接触者外来）」であった。この方針の背後には、受診規制を行わなければ、軽症、重症を問わず多くの患者が医療機関に殺到することで、医療現場のキャパシティが超過して医療崩壊を引き起こし、重症者が救えない事態になってしまうという懸念があったと思われる。

・しかし、新型コロナは急激に重症化する場合もあり、国の方針に従って受診しないまま 4 日放っておくと、かえって重症患者を増やす事態になりかねない。また、37.5 度以上の熱が 4 日以上続いた患者が、コロナかどうか検査していない状態で、いきなり帰国者・接触者外来のある大病院に殺到してしまえば、その患者がコロナかどうか判断できない医療現場は余計に混乱しかねない。こうしたことが論理的に考えれば容易に想定された。

・一方、コロナに対する恐怖から、通常のクリニックなどは、訪れる患者数が減少し、混雑していないのだから、コロナか否かの判断なら混乱なく行えるのであって、本県では、国の方針に反し、風邪症状のある人のクリニック受診を抑制することなく、通常どおりに受診することを勧奨することとした。患者に対してクリニックは通常の治療を行い、症状に応じて医師の判断で CT 検査等を行い、肺炎が認められる場合には、保健所に連絡して PCR 検査を実施する。この方法によって、和歌山県では新型コロナの早期発見、重症化の防止につなげることができ、医療負担を減らすことで医療崩壊

を防ぎ、併せて感染拡大を抑制することができた。その後、国も当初の方針を撤回するに至った。

③ 和歌山県のコロナ対策の基本

・和歌山県のコロナ対策の基本は、まず、感染防止は保健医療行政で対応することとしている。具体的には、感染をできるだけ早期に発見・隔離し、徹底した行動履歴の調査で感染を囲い込み、さらに県庁がヘッドクォーターとなって全保健所の統合ネットワークシステムを活用して、県全域で積極的疫学調査や入院調整等を実施するというものである。

・一方、経済・生活の再生のためには、あまり自粛や時短、営業停止などと県民の活動を制限しないようにして、安全な生活・安全な外出で対応してもらう。そうすると、感染の拡大の恐れが出てくるが、保健医療行政で丹念に囲い込んでいくことで、感染大爆発に至らないようにする。

・このように、複数の目的に対応して、政策手段をそれぞれ割り当てるのが和歌山県の政策割当のモデルである。すなわち、感染拡大防止は主として「保健医療行政」で対応し、経済・生活面においては、あまり県民に自粛、自粛と無理強いはしないで、本当に感染しやすいポイントだけを注意してもらう「安全な生活・安全な外出」で対応することで、コロナ対策を進めてきた。

④ 全員入院原則

・オミクロン株が流行する以前は、和歌山県では新型コロナの感染者は、宿泊療養や自宅療養ではなく、原則、全員入院する方針を採っていた。

・当時、世の中には、病院の逼迫を回避するため、入院するのは重症患者のみにすべきという意見があったが、自宅での療養となった場合、どうしても同居家族などに感

染させるリスクが残ることや、何より、コロナ感染症は特に急速に悪化して命の危険があるということがデータからわかっていたことから、和歌山県では全員入院を原則としたものである。

・和歌山県では、保健医療行政の働きで早期に囲い込みを行って感染者を発見することから、無症状段階の患者が多く、かつ原則全員入院していたので、無症状者においてその後どのように症状が経過していくのか、データが蓄積されていた。ワクチン接種が進む前の第4波のデータで見ると、当初無症状の人でも無症状のまま退院する人は約2割しかなく、肺炎になってしまう人が4割もいた。さらに、肺炎のうち20%は酸素投与が必要になり、人工呼吸器が必要になったり亡くなったりする人もいた。このように、初め無症状や軽症だと思えた人も、放置しておいたらいかに危ないかということがわかっていたため、可能である限り、全員入院してもらい健康観察・治療に万全を期すこととした。

・この全員入院を維持するためには病床を提供してくれる病院の協力が必要不可欠であるが、県から医療機関に対して強く要請したことで、公立・公的病院を中心に県全域で最大630床の病床を確保することができた。

・ただし、第6波以降は、感染者数があまりにも多かったので、この全員入院は放棄せざるをえなくなった。そこで、県庁が病床の余力を見ながら、余裕がない時は病状等を勘案してトリアージを行い、入院調整をして今日に至っている。

⑤ 保健所機能の強化

・新型コロナ対策のように長期間にわたる仕事は、いかにスタッフを疲弊させず、継戦能力を維持するかがポイントとなる。特に、保健師のような感染症対策の第一線で活躍するコア業務を担う人が、電話対応などで忙殺され疲弊してしまうと、本来業務である積極的疫学調査、すなわち、感染者の行動履歴を調べて濃厚接触者を

割り出し、速やかな検査の上、陽性者を入院・隔離することに注力できなくなってしまう。そうすると、新型コロナウイルスが見逃され、感染が拡がることにもなりかねない。

・そこで、和歌山県では保健所体制の強化を図ることとした。電話相談や検体採取、患者の入院医療機関への移送などの、いわばアンコア業務を、県庁の他部署や市町村、看護協会等からの応援や委託などの外注に回すことで、保健師等の医療知識のあるスタッフが、積極的疫学調査や入院医療機関との連絡調整、患者の健康観察など、保健所のコア業務に注力できるようにした。

⑥ 事業者への支援策

・コロナで売上の落ちた事業者への支援として、和歌山県では、幅広い業種において困っている人を支援することとした。

【飲食・宿泊・サービス業等支援金】

売上が減少した幅広い業種に対し、従業員規模に応じて 15 万円～100 万円を支援

・これに対して、国の時短要請協力金は、対象の業種が飲食店のみで、飲食店以外の業種への支援は、都道府県独自の取組に任されており、財政力の弱い県は支援しようにも、財源が不足することになる。また、特定の業種に偏ることなく、幅広くコロナで困っている人に対して、困っている程度に応じて、救済できる公平な支援策の制度設計が求められていたが、和歌山県は限られた財源の中でそのような方向で支援策を運用した。

⑦ ワクチン接種率が日本一に

・令和 3 年の春になって、我が国においても遅れていたワクチン確保の状況がようやく好転し、次に接種をいかに加速させていくかが問題となっていた。

- ・当時、アルファ株など変異株の出現によって感染者数がうなぎ登りに増加しており、この感染拡大をくい止めるには、ワクチンの接種スピードを上げることが急務であった。
- ・そこで、県は接種を担当する市町村と、年初の頃からどのようにすれば一番効果的に接種を進められるか協議を重ね、地域の実情に応じた接種体制の構築を目指すこととした。すなわち、人口が多く、クリニックの多い和歌山市においては、クリニックを中心にした個別接種型によって、一方、人口が少ない一部の町村は住民を集めて集団接種型によって、人口も少なく医療機関数も少ない地域では、隣の町と一緒に集団接種をする共同接種型でそれぞれ接種を進めることとなった。
- ・こうして、地域の実情に応じた最適な接種体制を構築することができ、行政・医療関係者が一体となって迅速な接種を進めた結果、令和3年5月中旬には、接種率日本一を達成することができた。

⑧ オミクロン株流行下における保健医療体制の強化

【第6波】（令和4年1月～6月）

- ・令和4年の年初から新たな変異株であるオミクロン株が猛烈な勢いで感染を拡大させ、それまで保健医療行政の頑張りでも感染を抑えてきた本県においても、短期間のうちに感染者があまりに急増したことで、全員入院原則を維持できなくなり、令和4年2月5日には、まん延防止等重点措置を適用することになった（3月6日まで）。
- ・肺炎等の重い症状がある人や基礎疾患・重症化リスクの高い患者は従来どおり入院することとしたが、それ以外の無症状・軽症の人は、宿泊療養や自宅療養、特に自宅療養にならざるを得なくなった。ただ、それでも、自宅で病状が悪化していないかを医師が健康観察してくれることで安心して自宅療養できる仕組みを医師会の協力を

を得て導入することができた。また、自宅療養では外出できないことから、生活物資の配送支援を開始することにした。

【第7波】（令和4年6月～）

・オミクロン株の BA.5 によって感染は更に桁違いに増加し、政府は逼迫した保健所や医療機関の負担を軽減するために、医師による発生届の全数届出義務を見直し、9月26日から全国一律に適用することを決めた。これによって、発生届の対象は高齢者や妊婦など重症化リスクの高い人に限定されることになった。

・こうなると、対象外となる若い軽症の人等については発生届が医療機関から出されないで、保健所は、どこでどのような人が療養しているのか、症状が悪くなっていないのかなど把握ができなくなってしまう。

・そこで、県では、「陽性者登録センター」を設置し、発生届の対象外となる若い軽症者などに対しても自宅で安心して療養できるようサポートする体制を整えた。

・保健所は高齢者など重症化リスクの高い人の対応に注力する一方で、発生届の対象外になる人も、陽性者登録センターに登録を行い、スマートフォン(MyHER-SYS)などを活用して健康状態を入力することで、センターが健康観察を実施することができる。熱が継続したり、息苦しさや胸痛など注意が必要な症状が現れたりする「要観察者」については、あらかじめセンターから患者情報を保健所に提供しておくことで、症状が悪化した場合でも速やかに入院できるようにした。このように、全数把握の見直し後も、発生届の有無にかかわらず、すべての県民が安心して療養できるような制度を構築した。

39. 産業別担当者制度

商工観光労働部 平成 19 年度～

【背景】

- ・一般に県の組織は、政策手段別に編成されている。
- ・例えば、商工部局では政策金融、技術開発、労働規制などの政策手段別の編成である。そうすると、産業界からは、政策手段の必要がなければ、県庁との接触到積極的にならない傾向ができ、職員の態度は基本的に待ちの姿勢となる。
- ・これでは、産業界の抱えている実態も、求められる真の行政ニーズも分からないことから、これらを県庁の方から掘り起こしに行く必要があった。そのためには、担当の産業、企業を決めて、常時接触する必要がある。
- ・そこで、経済産業省の組織編成のように、政策手段を所管する横割組織と、産業別に所管を分担する縦割組織が有用である。

【対応】

- ・経産省は組織が大きいので、業種別に所管する部署を作る事ができるが、県庁は組織が小さいので、産業別に専門の課を置く事はできない。そこで、従来の政策別に編成されている担当者 1 人 1 人に、特定の産業・企業を担当するというダブルミッションを与え、「産業別担当者制度」を導入した。
- ・また、課長補佐クラスの産業別担当者の下に、大きな企業や企業グループでは、企業別担当者を置いて、常時、意見交換をさせることにした。

【結果】

- ・産業別担当者制度の導入により、産業界と県庁の距離を縮める事に繋がった。
- ・また、産業別担当者は、施策をPR するだけでなく、企業や産業の動向、要望を掴み、政策形成にも繋げている。

40. 産業振興政策の見直し

商工観光労働部 平成 19 年度～

【背景】

- ・産業政策を考える際、まずは、どのようにすれば県内産業が発展するのかを分析する必要がある。
- ・また、その分析を踏まえ、企業の成長段階ごとに、企業の発展に資する行動を促すような助成策を考える必要があった。
- ・その際、県の政策のみならず、国や国の関係機関などを含むあらゆる政策手段を動員し、それらへのアクセスを容易にする必要があった。

【対応】

- ・これを実現するため、創業支援、技術開発、経営革新、販売促進、県内企業への情報伝達など、各方面ごとに政策手段を体系的に整備した。
- ・各種支援に関しては、県内企業が県に申請をすれば、県が任命した専門家が最も有望なプロジェクトから順番をつけて助成する制度とし、県内企業にチャレンジ精神を持ってもらえるようにした。
- ・また、県・国の施策を含めた政策手段の認知度の向上、その政策手段へのアクセスを容易にするためカタログを作って、更に検索が容易なわかやま企業応援ナビを立ち上げた。

○創業支援

- ・創業するためには、初期投資として資金が必要となる上、販売や管理も能力を持った人が協力しないとなかなか始められない。
- ・そこでアイデアや技術を持っている人で、「これは」と思う人がいたら、県でアレンジしたベンチャーキャピタル、企業創出ファンドや投資銀行などに協力してもらい、それらの人のお金や人材も投入してもらって、事業をスタートアップさせる「スタートアップ創出支援プロジェクト」を始めた。
- ・和歌山県内の人のみならず、東京や大阪などからでも、和歌山県で事業を興してくれる人であれば大いに育てていく制度とした。
- ・また、地方では都市部に比べ、起業家が成長するために必要な情報が、質・量ともに圧倒的に少ないことから、アントレプレナーシップを持つ起業家を、成功した起業家が育成・支援するため、金融機関、大学、行政、マスコミ等で構成されるプラットフォームを構築。実績ある起業家による講演や参加者同士の交流等を通じて、和歌山から世界に影響を与えることができる起業家の創出を目指している。

○研究開発・技術開発・新商品開発

- ・このうちでは、技術開発に焦点をあてて、今後の新たな産業技術の研究開発の推進に向け、毎年、重要事項を審議する産業技術戦略会議を実施し、ターゲティングを行い、今後どの分野に重点を置くかという点を明らかにした。
- ・企業に研究開発、技術開発、新商品開発のアイデアがあれば助成することとし、県に申請をすれば、県が任命した専門家が最も有望なプロジェクトから順番をつけ、予算の範囲内で助成を決定するようにした。

・和歌山の地域資源を活用して新商品開発等を支援する「わかやま中小企業元気ファンド」や、農林水産業者との連携を活かして新商品開発等を支援する「わかやま農商工連携ファンド」を創設した（規模は数十万円から数百万円）。

・また、ロボット、バイオ等の先駆的産業分野で、よりレベルの高い技術開発を目指す企業に助成をする「先駆的産業技術研究開発支援事業」を創設した（規模は3年間2000万円程度）。

・さらに、県内企業に、県の財力では助成が難しいような大型の技術開発をしてもらうため、国の競争的技術開発スキームを利用して、企業のコンソーシアムを組織し、これを県内外の有力大学や、支援してくれる県外の大企業も配してプロジェクトを創設する国の制度も活用した（ただし、この地方の科学技術を振興するための予算は、政府の事業仕分けにより廃止されたままである）。

○経営革新・生産力向上

・企業の経営革新や生産力向上により競争力を強化するための施策の一つとして、「わかやま地場産業ブランド力強化支援事業」を創設した。これは、県内地場産地の企業が、これまでに培った技術、経験、ネットワーク等を駆使して、コーディネーター、アドバイザー又はデザイナー等の外部専門家を招聘の上、賃加工・下請型企業からの脱却を目指して取り組む新たな事業を支援するものである。

・また、コロナ禍を契機に世界規模でデジタル化が一層加速化している中、県内産業の競争力強化と優位性を確立させるため、新たに「わかやまデジタル革命推進プロジェクト」として、シンポジウム開催による機運醸成、デジタル経営診断、知識や技術を習得するための各種講習会、課題解決のための専門家派遣や設備投資への助成など、DXの実現に向け、一貫して支援を実施している。

○販路開拓支援

・従来、生産者はその製品を販売しようとした時、卸売業界や専門商社に頼るケースが多かったが、それらの機能も活用しつつ、他国では、取引先を専門見本市で見つけるというビジネスモデルが一般的であるため、国内外の有力なバイヤーが集まる専門見本市（食品業界であれば FOODEX、繊維業界であればプルミエール・ヴィジョン等）を狙って、県のブースを作って出展者を募集したり、自発的に出展する企業に対して支援を行った。

・これらの専門見本市に加え、商談会の開催など多様な商談機会を創出し、県内企業にこれらの情報を提供するため、農水産物やその他県産品の販路開拓アクションプログラムを毎年策定した。

・このアクションプログラムは、毎年、今年の成果と反省を踏まえて、来年はどのような計画にするかという見直しを行い、コロナ禍においても、デジタルを活用した施策を行うなど、時機を逸することなく、販売促進に取り組んだ。

・また、インド・ベトナム・インドネシア・タイ・香港等の経済的に有力な国・地域の中央政府等とMOU（協力覚書）を締結し、県内企業とのビジネスマッチングの可能性を高め、ビジネスチャンスの創出・拡大を行った。

○情報発信

・このような政策手段を準備しても、利用する側の方々が認知して、自らの行動に取り組んでくれないと意味がない。そこで、県はもちろんのこと、国や国の関係機関などを含む政策カタログを作成して、県内企業を訪問し、政策手段の周知を行った。

・平成29年度には「わかやま企業応援ナビ」、平成30年度には「わかやま農林水産業支援ナビ」を立ち上げ、国を含むあらゆる政策手段を集約、オンラインで掲載

し、企業訪問の際のツールとして活用した。このツールは、県職員のみではなく、県内金融機関や関係団体の営業担当者も企業訪問の際に活用してもらうことになった。

【結果】

・企業のやる気を引き出し、チャレンジする意欲を喚起するための産業振興政策を講じた結果、創業支援においては、4D センサー(株)や glafit(株)が本マッチングイベントを契機に県内外の企業からの資金調達を実施。

・わかやま中小企業元気ファンドや農商工業連携ファンドでは、「有田みかん等の柑橘類を使ったマーマレードの開発」や、「県内産の新生姜を用いたジンジャーエールの開発」等、合計 5 5 5 件（約 1 4 億円）の支援を実施

・先駆的産業技術研究開発支援事業補助金では、「残留農薬分析の全自動処理を可能にするシステム開発」等、合計 1 0 3 件（約 1 2 億円）の支援を実施。

・平成 1 9 年には、国の競争的技術開発スキームを活用し、中堅化学業界の力を更に伸ばすためのナノケミカルプロジェクトを京大や阪大、更にユーザー企業として大企業にも参加してもらってコンソーシアムを組成し、3 年間で 4 億円の助成金を獲得することができた。

・販路開拓支援の取組により、「待っていれば売れる」という考え方から「優れたものを創出し、積極的に売り込み」という考え方に転換し、県内企業が自ら考え、経験し、成長することに繋がり、最近では、特に若い人達の活動が目立つようになってきた。

41. 価格転嫁と下請いじめ対策

商工観光労働部 平成 29 年度～

【背景】

・第二次安倍政権以来の金融政策の変更の結果、円安等の効果により、特に輸出採算のある大企業の雇用・所得環境は大きく改善したが、大企業を支える地方の下請企業には、影響があまり及んでいない。

・大企業は内部留保に努め、社員の給料を上げているものの、取引先の中小企業からの調達価格を上げていないことから、地方の下請中小企業は利益が少なく社員の給料を上げられないのが現状。

・大企業は大都市に多く、大都市の消費は刺激されているが、地方の下請企業の給料は上がっていないことから、地方の消費も伸びない。これが地方経済の低迷の原因である。

・また、あらゆる産業界において、昔からの取引慣行が多く残存していて、これが地方の中小企業にとっては、大変不利なものになっており、中には不正や違法と言われる取引も存在していた。この問題ゆえ、平成 29 年には、本県内の染色業界において、古くからの有力企業の一社が染色事業から撤退するという事態となった。

【対応】

・価格転嫁の問題は、知事が先頭に立ち、政府要人や経済界要人に対して、あらゆる機会を捉えて発信した。総理からは、価格転嫁が大事であるご発言頂いた。また、経済界においては、中小企業の味方である日本商工会議所はもちろん、大企業側の経団連首脳からも、できるだけ価格転嫁に応じて日本経済を元気にしようとの発言を頂いた。

・そうした中、政府、日本商工会議所、経団連、連合が一体となり、取引適正化に取り組む「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進することになったが、この宣言に賛同する経団連参加企業は、会員約 1,500 社のうち約 430 社に留まるなど、未だ十分な成果に繋がっているとは言い難い状況であるため、今後も継続して取組を進める必要がある。

・また、下請取引の適正化のため、和歌山県内においては、産業別担当者が中心となり、県内企業の取引実態のヒアリングを実施。

・平成 30 年 7 月 23 日、経済産業省と和歌山県が、全国で初めて「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」を締結し、不適正事例に対して、国から業界団体等へ改善要請を行って頂いた。

【結果】

・価格転嫁の取組を進めた結果、和歌山県内企業へのアンケートによると、令和 4 年 8 月現在、「価格転嫁できている」または「一部価格転嫁できている」と回答した企業は約 45%に達しており、平成 30 年 1 月に実施した調査では価格転嫁できている企業が約 13%に留まっていたことを考えれば、状況は少し改善したものの、特に最近ではエネルギー価格の高騰や円安等のコストアップ要因により、この問題は深刻化している可能性があるため、更に一層の努力を要する。

・また、下請取引の適正化に関しては、経済産業省の協力を得て取組を進めたところ、染色業界においては、古き悪しき慣習を是正しようという大きな運動がおこり、事態は随分改善されたように思われるが、未だ様々な分野において、このような問題が潜在化している可能性があることから、今後とも県も業界も、下請取引の適正化に向けた取組を進めていく必要がある。

42. 万博誘致戦略

商工観光労働部 平成 30 年度

【背景】

- ・2025 年の万博に大阪が立候補した。万博の誘致は関西全体の問題であり、和歌山県の利益にも繋がることから、県としても総力を挙げて支援する必要があった。
- ・大阪府市では、万博誘致のために関西の財界人やタレントなどを動員したり、外国のイベントで誘致スピーチを行うことで、非常に効果があったというような報道がされていたが、開催地に決定されるために最も重要なのは、投票権を持っている中央政府を攻略することである。その際、これまでの国対国の関係、外交上の貸し借りや、各国政府が持っている候補国への印象の差が勝敗を分けることになる。
- ・大阪府等からは、それぞれの地方自治体の姉妹県などに協力依頼の手紙を出すよう依頼があった。これは全く効果がない訳ではないが、中央政府を動かす事ができる地方政府がどれだけあるかを考えると、その効果には疑問があった。
- ・もう一つの万博誘致の成否は、万博誘致が、どれだけその国の国民からサポートされているかである。そうした機運を客観的なデータで示すことも判断材料のひとつになる。

【対応】

- ・まず、政府や大阪府市等に対して、万博誘致は外交で大いに動かないといけないとアドバイスした。
- ・そのうえで、和歌山県としては、海外の中央政府を動かす事ができる力強い関係を構築できている国に対して説得を試みることとし、エルトゥール号事件以来の関係

を活かして、トルコの中央政府に熱心に働きかけを行うとともに、交流があったベトナム等にも親書を送付した。

・更に、民間人を含め、中央政府に発言力のある人、或いは何らかのルートのある人を総動員することが効果的であると考えられたため、政府及び大阪府市等に対し、和歌山県からそのようなアドバイスをを行った。

・また、万博誘致が、どれだけその国の国民からサポートされているかデータで示すため、万博誘致委員会の会員数を増やすこととし、県のメールマガジンや産業別担当者を通じた働きかけや、商工会議所や商工会を通じて登録依頼したほか、全庁的にあらゆる機会を通じて会員数の増加に取り組んだ。

・また、県内全市町村で万博誘致決議をしてもらえるよう、市町村長と議長に対し、働きかけを行った。

【結果】

・トルコに対して働きかけを行った結果、トルコからは文書で「日本を支持することになるであろう」という返事をもらっていたが、残念ながら、同じイスラム国のよしみがあるので、トルコは、候補国であるアゼルバイジャンを支持することになった。

・一方、万博博覧会誘致委員会の会員を増やすことについては、県を挙げて協力した結果、団体会員数では、大阪府に次いで2位となった。個人会員数では、大阪府、東京都、兵庫県に次いで4位になった。

・また、県内市町村に万博誘致決議の働きかけを行ったところ、県内全ての市町村の議会で万博誘致決議をしていただく事になった。

・最終的に、外務省、経済産業省など我が国の総力を結集して取り組んだ結果、見事に当選を勝ち取ることができた。

43. キャッシュレス決済の普及

商工観光労働部 平成 30 年度～

【背景】

- ・平成 26 年の商業統計調査によると、和歌山県のキャッシュレス決済店舗の割合は 21.6%と全国最下位であった。
- ・日常生活での支払いから国内外の観光客の支払いまで、ありとあらゆる商品やサービスの購入時にキャッシュレス決済の普及が予測されており、その波に乗り遅れないような取組が必要であった。

【対応】

- ・最も将来性が高いと見込まれる決済サービスを県内に導入することが理想であるが、あらゆるキャッシュレス決済サービスが乱立している状況で、その標準化を待っているのは一向に県内のキャッシュレス化が進まないと考えられたため、乱立しているキャッシュレス決済サービスの中でも、特に有力と思われる会社数社にアプローチし、県内商工会・商工会議所等とも連携し、県内でキャッシュレスセミナーを実施し、県内事業者のキャッシュレス導入に向けた支援を行った。
- ・また、総務省においてはキャッシュレス決済サービスの統一 QR である「JPQR」普及事業を実施することとなったため、総務省に働きかけ、そのキックオフイベントを令和元年 6 月に白浜町で開催し、実証実験を令和元年 8 月から令和 2 年 1 月にかけて和歌山県で実施した。

【結果】

・キャッシュレス決済の普及に向けた取組の結果、令和元年、2年に実施されたキャッシュレス・ポイント還元事業（経済産業省）において、本県は、人口あたりの加盟店登録数が全国で12番目になるなど、徐々にキャッシュレス決済が普及していると言えるが、キャッシュレスサービスは日進月歩で進化しており、引き続きアンテナを高く、取組を継続していく必要がある。

44. 第2の就活サイクルプロジェクト

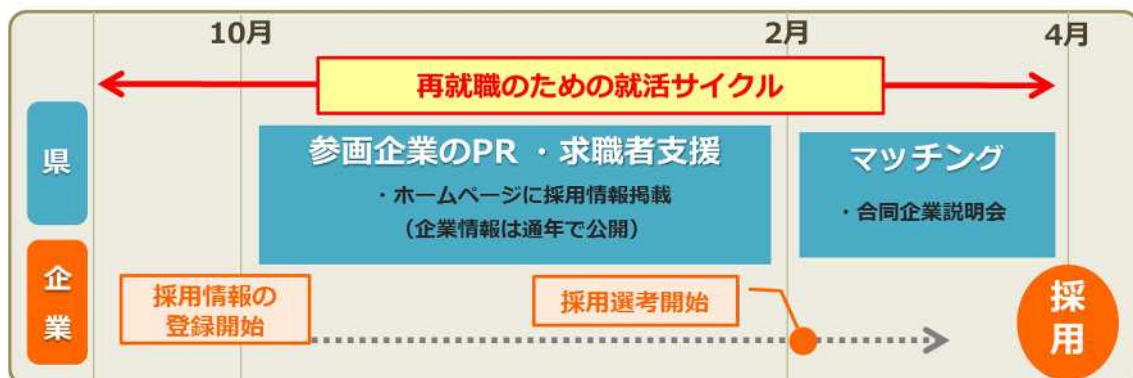
【背景】

商工観光労働部 平成29年度～

- ・毎年春から夏にかけて大学生が就職活動として企業訪問し、10月に内定を得るといふ就活サイクルは、学生にとっては、たくさんの企業を訪問し、各社を比較することで一番行きたい企業が分かる上、企業にとっても多くの学生を一斉に見ることで一番採用したい学生がよく分かる制度であるため、双方にとってよいシステムである。
- ・しかしながら、このシステムは新規学卒者だけに適用される制度であり、どこかの企業に就職して何年も経った人や、一旦職を離れた人にとって、このような便利な制度はなかった。
- ・今の時代、必ずしもすべての人が終身雇用とは限らない。また、出産子育てを機に職場を離れたが、子供が大きくなったので、もう一度職に就きたい人、定年後もう一度働きたい人、転職を考える人や就職を機に県外で就職したが和歌山に帰ってきたい人などの需要を捉え、取り込むための制度を構築する必要があった。

【対応】

- ・新卒者以外を対象とした、いわば第2の就職活動サイクルを構築し、10月に非新卒者への求人を企業に出してもらい、その情報を専用HP等において公開し、潜在的求職者に見てもらおうようにした。
- ・また、求人側の各企業に一同に集まってもらって、そこで求職者が、どんどん企業ブースを回って、自分にとって好ましい企業を発見してもらおうようにした。



・現在は、再就職のための就活サイクルの期間にとらわれることなく、採用情報の通年公開、大人のインターンシップ等の事業を実施し、再就職支援を強化している。

【結果】

・平成29年に初開催した合同企業説明会では、求人側の企業・団体が174社、求職者は341人が参加。直近では、コロナ禍の影響もあり、リアルとWEBのハイブリッドによる説明会を実施した。

・これらの取組により、令和4年10月末現在、540人の就職に繋がった。

45. プレミア和歌山

商工観光労働部 平成 19 年度～

【背景】

- ・和歌山県では、ミカン、梅、柿、モモといった農産物をはじめとして、全国に誇れる優れた製品があるが、自分達の生産物をアピールして成功している農家や農業法人はあっても、産地全体のブランド価値を高めるような動きは乏しかった。また、個々の農家は経営規模が小さいので、その製品のアピールも大々的に行えない状況であった。
- ・本県への観光客に県が土産品をお薦めする「優良土産品推せん制度」があったが、今後販売促進を図るためには、県外に積極的に売り出していく必要があった。

【対応】

- ・県外への販売促進を目的として、土産品の分野だけでなく、生鮮品から加工食品、産業製品、さらには観光資産まで含めた幅広い分野から、安全・安心を基本として、“和歌山らしさ”、“和歌山ならでは”の視点で認定する「和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨制度」を創設した。（平成 20 年 4 月）
- ・一部の高級品を選定するものや、順位付けを図るコンテストではなく、生産者のこだわりや創意工夫、何度も失敗した苦労話などのストーリー性を有する県産品を選定することとし、選考に当たっては、全国的に認知度の高い外部有識者による審査会（初代委員長は一柳良雄氏、現在の委員長は残間里江子氏にお願いしている）を設けることとした。審査の結果、認定されなかった商品についても、その理由を申請者に伝え、今後の取組の参考にしてもらうようにした。
- ・また、品質を保証するため、認定された商品は、5 年ごとに更新している。

・プレミアム和歌山に認定された商品は、本県を代表する産品として、ホームページやパンフレットでの紹介、物産展・商談会や紀州館での展示販売など、様々な機会を通じて、一般消費者や流通業界に対してPRするとともに、県内外の各事業者に対して贈答品等として積極的に活用してもらうよう働きかけを行った。

・平成26年度からは、発信力のある方々にプレミアム和歌山パートナーに就任いただき、試食会やトークショーを通じて、認定商品のさらなるブランド力アップに努めている。

【結果】

・プレミアム和歌山認定商品は、令和4年10月1日現在で、400事業者・1188商品。認定商品を通じて、和歌山県産品全体のイメージ向上につながった。

46. 100年企業表彰

【背景】

商工観光労働部 平成19年度～

・本制度は、平成19年度に中野BC株式会社の中野幸生社長(当時)が、和歌山県経営者協会の会長を務められていた際に、知事に提案された。

【対応】

・100年以上の歴史をもつ企業は、先代が築いたものをそのまま守るだけでなく、世の中がどんどん変わっていく中、経営や進出分野を工夫し、変革をしながら生き延びてきたという証であり、経営革新の厚い歴史が詰まっている。それは次の時代の環境変化にも対応できる力である。

・社会経済情勢が刻々と変化する中、100年以上にわたり伝統の技術や事業を守り、継承することによって本県の経済発展に貢献し、かつ他の企業の模範となってきた「長寿企業」を表彰し、その知見・経験を県内企業等に広く波及させるための制度を創設。

【結果】

・これまでに延べ169の企業（平成19年度：37企業、平成21年度：37企業、平成23年度：17企業、平成27年度：27企業、平成30年度：29企業、令和4年度：22企業）を表彰。

・このような企業を表彰し、老舗の知恵を活かした経営手法を広く情報発信することで、企業経営には、技術革新と経営革新の両方が大切であることを再認識してもらい、和歌山県内企業の更なる振興に繋がった。

47. 小型ロケット発射場の誘致

商工観光労働部 平成 28~30 年度

【背景】

- ・世界では、技術革新により衛星がどんどん小型化・軽量化し、通信や観測など、様々なビジネスでの活用が見込まれる中、従来の大型ロケットで一度に打ち上げるのではなく、小型衛星を小型ロケットでタイムリーに打ち上げるニーズが急速に拡大してきた。
- ・この小型ロケットの発射場を巡る競争は、世界を舞台に既に始まっており、様々な革新的な事業が構想されつつあった。
- ・平成 28 年、キヤノン電子が知事を訪問し、これから爆発的に増えてくる超小型衛星の打上需要に適確に応じるために、民間ロケット発射場建設構想を説明。
- ・この構想を実現するため、平成 29 年、キヤノン電子、IHI エアロスペース、清水建設、日本政策投資銀行の 4 社で構成される「新世代小型ロケット開発企画株式会社（平成 30 年 7 月以降はスペースワン株式会社）」が設立された。
- ・小型ロケット発射場の適地の選定にあたっては、「射点を起点として半径 1km 圏内が恒常的に無人であり、発射場関連施設以外の建物等が存在しないこと」、「射点から南方・東方に陸地や島嶼が存在しないこと」などが挙げられた。
- ・本プロジェクトは民間事業であることから、地権者をはじめとする地元関係者の協力が得られる前に、この情報を掴んで、事業を阻害する人が入る余地がないよう、情報統制には細心の注意を払い、進める必要があった。
- ・また、スペースワン株式会社は、巨大な親会社が出資するプロジェクト会社であるが、親会社に無尽蔵に出資を仰ぐ訳にもいかず、ロケット打ち上げ事業開始までの資金繰りをどうするかといった問題もあった。

【対応】

- ・立入禁止区域 1km 内の用地交渉（居住者を含む）及び漁業交渉等の地元調整を会社とともに水面下で行った。
- ・資金面については、企業が立地を希望する土地の取得・造成費用等に対する融資を行うことで、初期投資に係る負担の軽減に繋げ、投資案件の実現を促す「わかやま版 P F I」制度の活用が考えられたため、平成 30 年、スペースワン株式会社より「わかやま版 P F I」による 32 億円の支援申請を受け、同年 12 月議会で、債務負担行為の議決を経て、貸付を決定した。

【結果】

- ・平成 31 年 3 月、用地交渉及び漁業交渉を概ね妥結し、スペースワン株式会社と立地協定を締結し、日本初の民間ロケット発射場「スペースポート紀伊」の建設が決定した。
- ・これから爆発的に増加していく小型衛星の打上ニーズを取り込み、宇宙ビジネスの集積に向けて中心となる施設を和歌山に築くことができた。

48. 企業誘致政策

商工観光労働部 平成 19 年度～

【背景】

・和歌山県は軽工業の産地として、いち早く発展し、日本の他の地域と比べても大正末頃まで優位。その後、重化学工業化にも遅れ、日本の中での地位を下げているが、戦争で日本中が焼け野原になった後、鉄鋼・石油・化学といった重工業が伸長し、住金、花王、石油等、規模が大きい当時の花形企業が大発展をした。

・その後、ハイテク・自動車産業の時代になったものの、産業構造の転換が進まず、再び経済的発展から取り残されているので、少しでもそのような企業に進出してもらって、新しい要素を入れつつ、雇用を創出する企業誘致の取組が必要であった。

・企業が立地するには、地域の総合力が大変重要である。土地や建設のコスト、道路等のインフラ整備は十分か、優秀な人材は雇えるか、その際のコストはどうかといった直接的な要因のみならず、住民の企業に対する態度はどうか、従業員の家族の暮らし、住宅、医療、教育などの生活環境はどうか、県や市町村の行政が企業活動を助けるものか足を引っ張るものか、当地の社会・政治情勢が企業活動の阻害要因にならないか等々、企業はあらゆることを考える。

・「和歌山県に行くときつい目に遭うぞ」という情報が、ひとたび企業間のネットワークで流されると、どれだけ企業誘致の努力をしてもうまくいかないのに、新たな立地企業や既に立地している企業に対して、「和歌山に来てよかった。和歌山で操業して良かった。」と思ってもらえるような付き合いが求められていた。

【対応】

- ・地域の総合力を向上させるため、道路等のインフラ整備に取り組むとともに、和歌山県で再び汚職が発生することがないように新しい公共調達制度等を確立したり、お役所仕事で事態が遅れたりすることがないように行政の効率向上に取り組んだ。
- ・とりわけ、急な案件で、一刻も早く手続きを進めたい意向がある企業に対しては、県庁各課と市町村でスクランブル体制を組み、早期の許認可に向けて、必要な行政手続期間を可能な範囲で大幅に短縮するなどして対応した。
- ・企業は助成をもらえるからといって立地を決定する訳ではない。しかし、立地企業は、その後何十年に渡って操業し、投資額を回収するのみならず、十分な利益を上げていく必要があるため、採算見通しを立てやすくするための全国最高水準の立地奨励金制度も創設した。
- ・また、コロナ禍を契機に、サプライチェーンが途切れるなどの問題が表面化し、コスト重視で海外に出ていた生産ラインを国内に回帰させようという動きが出てきた。また、テレワークの普及に伴って、IT 企業等が地方にオフィスを設置する流れが加速してきた。そうした機微を捉え、和歌山県が有するビジネス環境の良さと、安全で快適な生活環境をアピールするため「New Work × Life Style」を提唱し、首都圏や京阪神からのアクセスの良さ、格安・魅力的なオフィス、安定した高速通信環境、教育環境、子育て支援、万全の医療体制等を PR した。
- ・県庁を挙げて企業誘致に取り組み、知事もトップセールスを行った。また、立地を決定した企業に対しては、困りごとがないか等、日頃から丁寧にフォローアップを行った。

【結果】

- ・企業誘致実績は、昭和 57 年～平成 18 年 11 月末の約 25 年間で 93 社であったが、平成 18 年 12 月～令和 4 年 12 月の 16 年間で 274 社と大幅に増加した。

・この間、IT 企業等のオフィスは、和歌山市、白浜町を中心に誘致し、現在 38 社が操業中である。

・大規模な案件として、平成 20 年には松下電池工業(株)が和歌山工場を増設した。現在は、パナソニックエナジー(株)が新型車載用リチウムイオン電池「4680」の量産開始に向けて、和歌山工場で準備を進めている。

49. 観光政策

商工観光労働部 平成 19 年度～

【背景】

- ・世界の観光マーケットは拡大しており、その対象となる観光客は、年齢、性別、国籍、人種等、多岐に及んでいるため、観光需要もどんどん多様化している。
- ・有名な所に行き、おいしいものを食べて、沢山買い物をして帰るといったような観光需要もまだまだ多いが、所得が高くなり、知的好奇心が高くなってくると、観光の対象も多様化してくる。
- ・また、一般的に見物観光から体験観光への流れがあり、更にその体験も、一つの体験方法ではなく、あらゆる体験方法があり、それを求める観光ニーズがある。
- ・そうすると、必ずしも観光地としての知名度は高くないが、自分の嗜好に合ったところに、ゆっくり行きたいというような人も出てくる。
- ・その際、観光地として武器になるのは、その多種多様化する観光ニーズに合致する観光資源があるかどうかであり、和歌山県に関しては、歴史、自然、文化、民俗、世界遺産、アドベンチャーワールドのパンダ等、多種多様な観光資源がある。
- ・従って、まずはその多種多様な観光資源が潰されないように、きちんと保全しながら、旅行事業者や旅行者にその情報を届けていく必要がある。
- ・また、観光客が実際に和歌山を訪れた際、おもてなしを含めた総合力が大切である。自分が泊まりたいような宿泊施設があり、食事場所があり、交通の便があるというような事が、きちんと備わっていなければならない。

【対応】

- ・次の5つの視点から、観光政策を展開した。

① 観光資源の保全

- ・観光の要諦は「希少性」。和歌山には希少性に富んだ観光資源が沢山あるが、見当違いの開発により、その希少性を失くしては元も子もないので、「観光資源の保全」が必要。
- ・平成20年3月24日に和歌山県景観条例を制定。平成21年1月1日より和歌山県景観計画を施行し、観光資源を保全するシステムを構築。
- ・また、屋外広告物条例による看板規制、多種多様な生物が生息する環境づくりのための自然公園の区域の見直し等を行った。

② ニーズの多様性の上に立脚した観光商品の開発とプロモーション

- ・「価値の多様化」、「個人旅行の増加」、「観光対象の拡大」や「体験の重要性」など国内外からの観光客のニーズの多様性の上に立脚した観光プロモーションが重要である。
- ・そこで、道普請ウォーク、サイクリングやワーケーションなど、観光ニーズに合った商品を新たに作り出し、プロモーションを行った。
- ・こうした取組の方針を取りまとめた観光振興アクションプログラムを毎年作成し、世界遺産・日本遺産、水の国わかやま、わかやま歴史物語、サイクリング、アウトドア、ほんまもん体験等、各種テーマごとに和歌山を売り出し、和歌山に招くためのプロモーションを国内外で実施している。

③ 情報伝達

- ・パンダの飼育数が日本一であることや、白浜温泉が東京から時間的に2番目に近い温泉であるということは十分にPRできていなかった。
- ・観光客に情報を発信するため、見本市、メディアを積極的に活用した。メディアの活用は、専門性のある情報媒体に掲載する事が効果的であるため、例えばサイクリングの промоーションであれば、サイクリストが好む雑誌への露出を行った。
- ・また国内外の有力な旅行会社への営業も継続して行った。

④ おもてなし・総合力の重要性

- ・「文明生活からの非解離」が重要。例えば、観光客が田舎暮らしをしたいということで、農家民泊に来た際に、古くて汚い便器だと嫌だと思ふ。そのような「快さの演出」が必要。おもてなし、総合力が大事。
- ・おもてなし力向上研修や和歌山おもてなしトイレ大作戦など、ソフト・ハードの両面での環境整備や、外国人観光客受入のために多言語案内表示、二次交通の利便性向上等に取り組んだ。

⑤ インフラ整備

- ・アクセスの利便性向上のためのインフラ整備は絶対条件。「和歌山は秘境であり、交通の便が悪いほうが良い」というのは間違い。観光客にとっては、時間とお金のコストパフォーマンスが大切。
- ・道路ネットワークの整備、フリーWifiの増設、サイクリングロードの整備やサイクルトレインの取組を推進した。

【結果】

- ・コロナ前の令和元年には和歌山県の入込客総数は、過去最高の 3,543 万人、外国人宿泊客数は過去最高の 50 万人に到達した。
- ・また、世界的な評価を得るなど国内外から注目される和歌山に成長した。

[主な評価]

- ✓ ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで、平成 21 年に高野山、平成 23 年に熊野古道が三つ星の評価を受け、「わざわざ旅行する価値がある観光地」として紹介される。【平成 21 年、平成 23 年】
- ✓ NATIONAL GEOGRAPHIC TRAVELER「2015 年に訪れるべき世界のベスト 20」において高野山が日本で唯一選出。【平成 26 年】
- ✓ ロンリープラネット「Best in Travel 2018」訪れるべき世界の 10 地域において紀伊半島がベスト 5 で選出（日本で唯一ランクイン）。【平成 29 年】
- ✓ Airbnb「2019 年に訪れるべき 19 の観光地」において和歌山県が日本で唯一選出。【平成 30 年】
- ✓ Gaijin Pot「2020 年外国人が訪れるべき日本の観光地ランキング」において熊野地方が第 1 位に選出。【令和元年】
- ✓ ロンリープラネット「Best in Travel 2021」サステナビリティ部門読者投票において、和歌山が世界で唯一選出。【令和 3 年】
- ✓ じゃらん「宿泊旅行調査 2022」都道府県魅力度ランキング編において和歌山県が総合満足度全国 1 位を獲得。【令和 4 年】

50. おもてなしトイレ大作戦

商工観光労働部 平成 24 年度～

【背景】

・観光客が観光地を評価する際、トイレが綺麗であれば、「良いところに来た」と思うが、トイレが汚ければ、たとえ他の所が良くても、観光地の印象はかなり悪くなる。

・和歌山県内には、過去に整備された公衆トイレがそのままになっているようなところもあった。

・平成 26 年には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録 10 周年、平成 27 年には「紀の国わかやま国体・大会」を控えており、集中的に取り組む必要があった。

【対応】

・トイレの整備をおもてなしの原点として、民間も含め県内の観光施設トイレの整備基準を設けた。具体的には以下の 4 点。

- 洋式トイレの導入
- 温水洗浄便座の設置
- 小便器の洗浄センサー化
- オストメイト対応設備の設置

・和歌山県は、県有施設を率先して改修したほか、市町村や鉄道事業者に対しては、事業費の 1 / 2 を補助した。ただし、鉄道事業者が特急停車駅のトイレを改修する際は、補助金の対象外とし、鉄道事業者が単独で改修する制度とした。

・その際、古いトイレが沢山あっても仕方がないので、トイレの統廃合も進めた。小さい駅舎の古いトイレなど改修に資金的困難がある場合等は、むしろこれを廃止して、近くにおもてなしトイレを市町村に作ってもらう方法も採った。

・飲食店や宿泊施設においても、トイレの整備は営業戦略の一つであると考えられることから、トイレを整備するよう県が説得した。その際、県の融資制度に「安全・安心推進資金」を新設し、トイレ改修及びバリアフリー化推進枠を設け、中小企業が低金利で資金を借り入れトイレを整備できる体制を整えた。

【結果】

・「おもてなしトイレ大作戦」として、3年間で集中的に事業を実施し、観光客からはきれいで気持ちいと多数の反響あり。その後、全国の自治体にも本取組が拡大された。また、本取組は週刊文春にも取り上げられ、賞賛されることになった。

・和歌山県内の観光地においては、この整備基準に適合するトイレを利用できるような環境になったが、未だ基準に適合していない民間のトイレも一部存在することから、今後も継続してトイレ整備の働きかけを行う必要がある。

51. 農林水産行政における試験研究・普及の強化

【背景】

農林水産部 平成 24 年度

・農業を振興していくためには、技術開発と普及が必要不可欠であり、試験研究機関で開発された新技術を地域の条件に応じて現場に合った形で農業者に普及することにより成果をあげてきた。

・本県の試験研究については、ミカン、ウメ、カキなど農作物ごとに県立の研究所があり、各研究所が品種改良や生産力向上に向けた研究内容を決めており、現場の研究ニーズを広く把握できる体制になっていなかった。

・農業普及事業についても、平成 16 年の農業改良助長法改正や三位一体の改革等の行財政改革によって、普及事業体制のスリム化や合理化が図られ、普及指導員は補助金事務等の内勤にも従事することになり、農業現場への対応が手薄になりつつあった。

・普及指導員は、最新の研究成果に習熟して、それを農家に伝える役割を担っているが、この伝達する機能が低下することで、研究機関と農業者のニーズが合致していない、あるいは協働できていないといった具合に、県の試験研究部門と農家との距離が遠くなっていた。

【対応】

・従来、試験場において、研究テーマを自ら決定して、研究を進めていたが、本来、研究テーマというものは、試験場のシーズと、農業現場からのニーズを加味して決定しなくてはならない。そこで、試験場からの提案だけでなく、行政当局や現場の農業者などからも研究課題を募って、外部の専門家に、どのような研究をしたら和歌山県のためになるのかという観点から優先順位をつけてもらって、研究テーマを決定するというプロセスを考え、「農林水産業競争力アップ技術開発事業」を平成 24 年度に

創設した。併せて本庁に、「研究推進室」を新設し、各試験場の試験研究全体を統括し、戦略的な試験研究を推進することとした。

- ・その一方で、選ばれた研究テーマだけでなく、基本的な継続的な試験研究も必要なので、これについても別途予算を用意して怠らないようにした。

- ・また、普及指導員の強化を図ることとし、まず、県の農学職は採用後に一般農業行政と普及と研究という3つの分野をすべてローテーションで経験することで幅広い知識を身につけるようにし、その後、適性と本人の意向を踏まえて、一定の年齢になると専門を決めていくような人材育成方針をとった。

- ・さらに、振興局の農業振興課に「普及グループ」を置いて普及業務に専念できるようにし、本庁においても、複数課に分散していた普及部門を経営支援課の「普及班」に集約し統括機能を強化した。また、各試験場に「技術普及チーム」を設置することで、技術に精通した経験豊富な研究員と普及指導員が一体となって、農家に最新の研究成果を持って行けるようにした。

【結果】

- ・産地が求める県オリジナル品種の研究開発を進めた結果、消費者ニーズを踏まえた競争力のある新品種の育成や、高品質生産技術、低コスト・省力化技術、温暖化対応技術の開発など、多くの実用的な研究成果があがるようになった。

- ・また、普及指導員の活動によって生産性の向上や新品種の導入が進められ、品質の向上や販売の拡大につながっている。

52. 傾斜が 20 度を超える急傾斜農地の災害復旧

【背景】

農林水産部 平成 23 年度

- ・平成 23 年度の紀伊半島大水害の際、被災した急傾斜地の梅畑の復旧に当たって、国庫補助の適用に関する問題が発生した。
- ・災害からの復旧においては、私有財産は国庫支援の対象にならないのが通例だが、農地の場合、法律によりその対象となる。
- ・ところが、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」では、「経済効果の小さい」農地は補助の対象としないとされており、当時の政令において、傾斜が 20 度を超える急傾斜農地は「経済効果が小さいもの」として補助の適用除外とされていた。
- ・これはおそらく、あまりに生産性の低い農地を国庫の負担で復旧するということは、国民経済的にロスが大きいと考えられていたものであろう。
- ・しかし、本県の主要農産物である梅の栽培は、農地の傾斜を有効に活用して落下梅をネットで収穫する効率的な農法であり、20 度以下の農地と比べて同等以上の農業所得が得られるものであることから、20 度以上の農地をすべて「経済効果の小さい」農地と見なして、災害復旧事業の適用除外とするのは法の趣旨に反すると考えた。

【対応】

- ・法律の規定が以上のとおりとなっており、それを中央官庁から教唆されれば、地方公共団体はそこであきらめてしまうのが通例であるが、梅の耕作方法から考えて、傾斜地の梅の栽培はむしろ生産性が高い農法であり、そうであるとすれば、傾斜が 20 度を超える急傾斜農地も復旧補助の対象にすべきであると、国に対して訴えた。そ

の際、法律の条文から考えて「20度を超える」規定している政令を改正することは可能だから、政令を改正するよう主張。

【結果】

・本県の主張が認められ、平成 23 年 12 月に政令が改正。傾斜が 20 度を超える急傾斜農地は一定の要件の下に災害復旧補助の対象に追加された。

53. ため池改修の加速化

【背景】

農林水産部 平成 24 年度

・県内のため池は約 5,000 か所存在し、ほとんどは江戸時代かそれ以前に築造されたことから、老朽化が進み、水漏れや堤の浸食が頻発していた。さらに平成 24 年度当時、前年の台風 12 号による紀伊半島大水害が起こったこともあり、豪雨や大地震によるため池の決壊に対して懸念が高まっていた。

・ため池の改修は、大きな規模のものは県が、規模の小さいものは市町村が、それより小さいものは水利組合等が行うことになるが、地震等による決壊によって被害がでるおそれが高いのは県が担当するものがほとんどである。そこで県として改修を進める必要があるが、当時、予算は少なく、一つ一つの工事には膨大な費用がかかり、地元負担の問題もあって、改修は遅々として進んでいなかった。

・一方で、農業従事者の減少に伴い農地も減っており、需要の点から、それほど大きな容量の池も必要なくなってきた。ため池の利用が低下するのにもなって、地域の財産としてため池に対する住民の関心も薄れつつあり、農業従事者の減少・高齢化も相俟って、日常の適切な管理・保全が行き届かなくなる懸念もあった。

【対応】

・こうした状況に対して、県では平成 24 年度に「ため池改修加速化計画」を策定し、予算を 1.5 倍に拡充して、危険度の高いため池改修をスピードアップして取り組むこととした。

・まず、一定の規模以上の大きなため池をすべて調べ、県で対策が必要な危険なため池をピックアップした。このうち、利用しないものについては水を抜いて廃止することとした。また、ため池の全体を改修するのではなく、雨が降った時、安全に下流へ流す放流口を大きくする改修や、地震発生後に安全に水位を下げる排水口などの安全

対策に必要な部分のみを改修することとした。部分改修においては、県の負担率を5%アップして市町村や地元の負担の軽減を図った。

・このように、従来進めてきた全面改修に加えて、地域の実情に応じ、廃止や安価な部分改修を取り入れ、一つ一つにかかるコストを少なくして、できるだけ早く危険箇所を直すことを主眼として計画を作った結果、事業期間が、それまでの47年間から14年間に短縮することができた。

・その後、平成30年7月豪雨など、豪雨や台風などによって多くの農業用ため池が決壊し人的被害を含む甚大な被害が発生したことから、国において、いわゆる「ため池対策関連二法」が制定され、ため池の適正な管理の強化や計画的な防災工事の推進が図られることとなった。これによって、本県でも約1,900ものため池が「防災重点農業用ため池」として指定され、今後、劣化・豪雨耐性評価を行ったうえで、県と市町村で改修等が進められることとなっている。

・さらに、県では令和3年度に「ため池サポートセンター」を設置し、ため池の管理者からの相談対応や、現地での助言や技術指導を行い、ため池施設の管理・保全の強化に向けた支援を進めることとしている。

【結果】

・ため池改修加速化計画に従い、国土強靱化予算等も活用し、現在、危険なため池の改修を進めており、令和4年11月現在で、完了・施工中の箇所は、全面改修で72箇所/76箇所、部分改修で56箇所/157箇所となっている。

54. おいしい！健康わかやま

【背景】

農林水産部 平成 24 年度～

- ・和歌山県は、温暖な気候で多種多様な果実や野菜の栽培ができ、海では多様な水産物が獲れるという恵まれた風土を有しており、まさに「食の宝庫」である。
- ・近年、健康に対して関心を持つ人が増加していることに伴い、食に関しても「健康志向」が強くなってきている。そのような世間の関心の高まりを適確にキャッチし、県産品の販売促進につなげていくことが求められている。

【対応】

- ・そこで和歌山県では、「おいしい！健康わかやま」というキャッチフレーズを作り、和歌山県産品の P R と消費拡大に向けた取組を行うこととした。
- ・具体的には、和歌山県立医科大学をはじめ様々な研究機関による研究業績をもとに、県産果物などに含まれる栄養素の働きをまとめた「和歌山県産 食材機能性ガイド」を発刊し、そうした栄養素が豊富に含まれている和歌山県産の食材は「健康に良い」ということをアピールした。
- ・さらに、テレビ・雑誌などの発信力が高いメディアで県産食材の機能性をアピールするため、著名人や専門家を起用した広報活動を展開するとともに、消費者向けフォーラムなども開催した。

【結果】

- ・多くのテレビ、雑誌、新聞紙において、和歌山県産食材とともに、その食材が持つ機能性が紹介された。テレビで取り上げられた主な例は次のとおりである。

・梅：クエン酸による骨粗しょう症予防効果

梅干抽出物による新型コロナウイルス増殖抑制効果

梅ポリフェノールによるピロリ菌増殖抑制効果

・じゃばら：ナリルチンによるアレルギー抑制効果

・みかん：β-クリプトキサンチンによる骨の健康維持効果

55. 農業の生産性向上

【背景】

農林水産部 平成25年度～

- ・和歌山県の農業は、果実の産出額が農産物全体の約7割を占めており、京阪神に近いという立地条件や温暖な気候条件を活かして、果樹や野菜、花きなどの商品作物を中心にさまざまな種類の作物を栽培している。
- ・しかし、近年は農家の高齢化が進み、経営主体の多くが個人経営であることから、後継者がいなく廃業をするケースも増え、収益性の高い農業を進めようとしても、労働力が不足していたり耕作放棄地が増加したりといった問題が生まれていた。
- ・このため、今後、農作業の省力化を図りながら、いかに高品質な農産物を生産していくのか、農業の生産性を高めることが急務となっていた。

【対応】

- ・そこでまず、施設園芸が盛んなオランダ農業を参考にして、生産面での改革を進めることとした。オランダは大変狭い国土にも関わらず、農業の生産性が高く、農産物の輸出額は、米国に次ぐ世界第2位（平成25年）であり、このオランダ農業の強さはどこから生まれているのか、それをどういう風に取り入れたら良いかということの研究するためにオランダに職員を派遣した。（平成29年度2名を、30年度に1名を半年程度派遣）
- ・その結果、オランダ農業の強みは、少数品目への栽培の集中、大規模生産、施設のITコントロールに依るところが大きいとわかった。前二者は、和歌山では難しいため、最後のIT活用による施設園芸を取り入れようということでスマート農業を進めることとした。
- ・県では、ロボット、IoTなど先端技術を活用したスマート農業を進めるため、段階に応じた支援を実施。まず、スマート農業フェアを開催し、施設園芸で使う環境制御装置や自動飛行可能な農薬散布用ドローンなどの機器について、展示や講演を通

して、農家の方々に知ってもらい、次に生産現場や操作講習会でスマート農業を体験してもらい、最後にこうした機器の導入に対して補助を実施している。

・農業の生産力を高める県単独の補助制度として、果樹向けには「日本一の果樹産地づくり事業」を、施設園芸向けには「次世代野菜花き産地パワーアップ事業」を実施しているが、これらの事業では、スマート農業の導入支援のほかに、重点的な分野に対して複数の支援策をメニュー化している。例えば、「日本一の果樹産地づくり事業」では、マーケットのニーズに応じた戦略品種の早期産地化や、輸出産地の育成、生産対策の強化といった支援策が、「次世代野菜花き産地パワーアップ事業」には、気象災害の影響を受けにくいハウスの高度化などの支援が盛り込まれている。補助を受けようとする農業者は、今後どういったことに力を入れていくのかを構想し、メニューの中から自分に合った支援策を県とも相談しながら選択していくこととなる。

・また、耕作放棄農地の解消に向けては、農地を貸したい人と借りたい人とのマッチングを行う「和歌山版農地流動化」を進めてきたが、優良農地の中に遊休農地が点在していたため、遊休農地を再生し、農地の貸付・売渡を通じて一団農地として効率的な作業ができるような制度を令和2年度から実施している。

・さらに、本県農業の発展のため、法人化を含めた経営の強化を図る取組として、新たな協業組織を立ち上げて生産拡大や販売促進等を行う取組や、農協の営農参画に対して補助を実施するとともに、農業経営発展サポート事業によって農業者の経営力の向上を図っている。

【結果】

・農家数は年々減少しているが、農業産出額は増加した。

(H25 : 993 億円 → R2 : 1,104 億円)

56. 厳選みかんの取組

【背景】

農林水産部 平成 27 年度

・和歌山県では、みかんの生産量は長らく日本一を誇ってきたが、品質の劣るみかんも、品質の良い甘いみかんも分けることなく混在して出荷していたので、全体として和歌山産みかんの評価は下がってしまい、販売単価は低迷していた。

・一方、愛媛県は、生産量は和歌山県よりも少なかったが、販売単価は高かった。そこでその取組を調べてみると、愛媛県では農協が統一的に出荷方法を決めていた。そこでは、すべてのみかんの糖度を測定したうえで、糖度の落ちるみかんは加工に回すこととして、一定の糖度以上のものしか生果として出荷しない。加工に回すみかんは価格は低いので、加工に回した分、売上は落ちることになるが、この減収については農協で補填することとしていた。この方式によって、市場に出荷される愛媛みかんの評価は高くなり、愛媛県の販売単価は高まった。

・本来であれば、みかんの販売単価を向上させる取組はその業界が行うことである。しかし、和歌山県では複数の農協がそれぞれ別々に販売するため、農協だけでは統一に対応できないくらいがあった。

【対応】

・そこで、平成 27 年度から「厳選出荷促進事業」を開始し、県が支援することで、すべての農協に参加してもらうことにした上で、統一的な方針のもと、光センサー選果機等を用いた厳格な糖度等のチェックを実施。基準を満たすもののみを「厳選みかん」と表示して市場へ出荷することとし、基準を満たさないものは、極力ジュース等加工に回すこととして、減収分に対しては、県と JA グループ等で助成することとした。

【結果】

・この取組によって、品質が保証された和歌山県の厳選みかんは市場で高く評価され、平成 29 年産の単価は 304 円まで上昇した（平成 26 年 191 円）。みかんの産出額は、厳選出荷をはじめた平成 27 年から令和 2 年まで 6 年連続で日本一を達成している。

・なお、県費の投入は当初の取り決めにしたがって導入後 5 年間のみで、現在では業界だけで当該事業を実施している。

57. わかやま農産物安心プラス認証制度

【背景】

農林水産部 平成 20 年度

・当時、食品の偽装表示問題や中国の餃子問題、有機農作物へのこだわりなど、消費者の食の安全に対する関心が高まっていた。特に農産物については残留農薬の問題が重要視された。このことは、県産の農産物が安全であることが証明されれば、それらの評価が高まることにもなる。日本では農産物についての取扱いは一般に慎重になされ、それが残留したまま流通しないように通常農家が収穫前に検査をして確認するというのが通例であった。

【対応】

・県では、消費者の不安を払拭するとともに、和歌山の農産物の安全・安心への取組を強化・PR するため、「わかやま農産物安心プラス認証制度」を平成 20 年度に創設。

・この制度は、生産履歴を記録するなどの安全管理対策に取り組み、収穫前と出荷段階の両方で残留農薬検査を行う生産者団体を県が認証するもの（県は出荷段階における検査費用を支援）であり、収穫前と出荷直前の 2 回も残留農薬の検査を実施するのは当時全国で和歌山県だけであった。

・認証済みの農産物には出荷包装への「認証マーク」の表示が可能となり、これによって消費者に対して安心をアピールするとともに、県のホームページにおいて認証状況や生産情報、検査結果などが誰でも簡単にわかるよう情報提供することとした。

・令和 2 年度からは、青果物の市場外流通（直売所等）が増加している状況を踏まえ、直売所出荷分についても補助対象として追加するなど取組みを拡大。

【結果】

・こうした生産者の行う安全管理の充実と生産情報の提供を促進することで、本県の農産物に対する消費者の安心につながっている。

(取組団体) 市場出荷：12 団体、 直売所等：7 団体



「和歌山県農産物安心プラス」認証マーク

58. 野生鳥獣害対策

【背景】

農林水産部 平成 19 年度～

・従来、鳥獣は保護すべきものと考えられ法律によって守られていた。例えば、シカについては、戦後に肉や毛皮の利用が増えたことで絶滅が危惧され、雌シカは狩猟禁止、雄シカは一日一匹しか撃ってはいけないなど、非常に厳しい制限が課されていた。

・しかし近年、鳥獣が増えすぎて、山村を中心に、農作物が荒らされたり、住民生活の安全が脅かされたりするような事態が顕在化してきた。

・自然が豊かな本県においても、イノシシやシカ、サルなどの野生鳥獣が増加し、農作物へ甚大な被害をもたらすなど、深刻な状況が続いており、一方で、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少するなかで、総合的な野生鳥獣害対策が喫緊の課題となっていた。

【対応】

・県では、「捕獲」と「防護」対策の強化による農作物被害の軽減と、捕獲したイノシシやシカをジビエ料理など地域資源として有効活用するジビエ振興を、鳥獣害対策の2本の柱として以下の取組を次々と講じた。

○被害の軽減対策

・知事就任後、すぐに和歌山県の鳥獣捕獲規制の大転換を実施。捕獲数を増やすために規制緩和を進めた。

狩猟期間延長(イノシシ H19,H20、シカ H20)

禁止猟法の一部解除（くくりわな 12cm 規制の緩和 H21）

シカの捕獲頭数制限の緩和（H20）、撤廃（H22）

・なお、国においてもようやく平成 26 年に鳥獣保護法から鳥獣保護管理法という名称が変わるなど、保護規制から増えすぎた鳥獣をどうコントロールしていくかに重点が移されるようになってきている。

・また、有害鳥獣の捕獲支援として、県単独の有害鳥獣捕獲支援事業（サル S61～、イノシシ H13～、シカ H20～。平成 23 年度には猟犬等のコストを軽減するため、銃猟による捕獲単価における県の補助を 5 千円引き上げ）を実施し、平成 25 年度からは国の鳥獣被害防止総合対策交付金の緊急捕獲事業等も活用することで、市町村を通じて、捕獲者の捕獲に要する経費の支援を行ってきた。

・併せて、鳥獣を効率的に捕獲できる電子センサー式わなや、パソコンやスマートフォンから監視、遠隔操作が可能なわななど、新しい技術を用いた安全で効率的な捕獲方法についても研究や導入を進めてきた。

・防護対策としては、各市町村の要望に応じて、県単独の防護柵設置支援事業及び国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してワイヤーメッシュなどを使った金属柵や電気柵などの防護柵の設置を推進しており、防護柵の総延長は平成 13～令和 3 年度で 3,105 k mまでに達している。

・有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者は高齢化に伴い年々減少傾向にあることから、新たな担い手の確保や育成の施策が求められていた。そのため、県では狩猟免許取得の費用補助や捕獲技術研修会の開催、射撃場での狩猟前訓練の補助などによって狩猟者をサポートするとともに、新規狩猟者を引き込むために、狩猟者との交流会、射撃場やジビエ加工処理場の見学、実際の狩猟現場の体験等を行い、狩猟に関する様々な魅力を広く伝えるセミナーや現地体験を実施してきた。

・狩猟者の技術向上や事故防止の研修に係る利便性の向上や、新たな狩猟者を確保する観点から、県内に射撃訓練施設の整備を行うということは重要な課題である。過去において、この県営射撃場を整備することについては、各方面からの働きかけがあった。また、政府では補助金を予算化した時期もあった。さらに、関係団体から

は、射撃場の運営者は必ず儲かるはず、赤字が出るはずがないという進言もあった。しかし、これまで複数箇所の地域からの誘致提案は地元対策が不十分で、また関係団体の協力が不明瞭のため市町村から断念の声があがり、うまくいかなかった。県としては、適正な費用で整備を行い、赤字運営となって毎年大きな県の財政負担が強いられないよう、次の条件をもとに検討を進めてきたところであるが、その条件が整いつつあると考えたので、11月にその旨を発表したところである。

【射撃場整備の3条件】

- (1) 騒音や鉛害対策をしっかり行った上での適正な整備費
- (2) 運営経費の県負担の抑制と運営主体の存在
- (3) 市町村の積極的な協力と地元住民の理解

○ジビエ振興対策

・一方、鳥獣を捕獲するだけではなく、狩猟のインセンティブを増やすには、シカやイノシシの肉に対する需要を増やす工夫が必要になってくる。そこで平成20年度から「わかやまジビエ」としてジビエの振興に取り組むこととした。

・まず、美味しいジビエのためには、獲った鳥獣を速やかにさばくことが必要となるが、狩猟の現場から離れていない、県内の各地域に食肉処理施設の整備が進むよう、処理機器導入等の支援を実施（R4 20 施設）。

・また、流通においては、肉の品質にばらつきがあって、流通業者、料理店、消費者に中々区別がつかないことになると、ジビエが敬遠されることにつながりかねないことから、小売業者や消費者が安心して選べるように肉質の等級を決める「ジビエ肉質等級制度」を全国で初めて設けた。

・更に、消費を拡大させるためには、ジビエをおいしく食べられるお店などが増えていくことが必須であるが、県内の飲食店・ホテル等で一齐にジビエを扱ってもらって、消費者にアピールし、需要を喚起する取組として、平成 23 年度から「わかやまジビエフェスタ」を開催。協力店舗を募って、県庁でまとめてパンフレットなども作り宣伝を行い、令和 4 年度には過去最多の 93 店舗の参加となっている。その他、学校給食への提供や料理講習会の開催などジビエの需要拡大に取り組んでいる。

【結果】

・こうした取組を進めてきた結果、県内の野生鳥獣による被害は減少傾向にある。

主要 4 獣種（イノシシ、シカ、サル、アライグマ）による農作物被害

H24 年度：353 百万円 → R4 年度：262 百万円（▲26%）

59. 緑の雇用と森林・林業施策

農林水産部

【背景】

・本県には、スギ・ヒノキに代表される豊富な森林資源が存在するが、急峻な地形や木材価格の低迷のために採算性が悪化し、その結果、間伐などの手入れが行き届かない荒廃した森林が増大する状況にあった。

・平成 13 年から始めた「緑の雇用事業」は、荒廃した森林を適正に整備し（森林環境保全）、この仕事に都市部からの I ターンの人を中心に従事してもらい（雇用対策）、さらに都市部からの人口流入によって地域の活性化を図る（地域活性化）という一石三鳥の事業といえるものであった。しかし、当事業は国や県の補助で支えられており、地域に入った人が林業従事者として自立するためには、何より、林業が産業として発展することが必要である。そのためには、従事者に対する助成の施策から、幅広い産業政策への転換、すなわち需要サイドにおいては木材の販路の開拓や新たな需要の喚起といった対策が、供給サイドにおいては林業の生産性向上を目指した施策が求められていた。

【対応】

・そこで平成 19 年より、「紀州林業の復権」を掲げ、産業政策としての「生産性の高い林業」の育成と、環境面に着目した「多様で健全な森林づくり」を 2 つの大きな柱とした施策を進めることとした。

○ 平成 19 年度「紀州材生産販売プラン」の策定

- ・低コスト林業の推進：作業道等の整備、高性能機械の導入等
- ・紀州材の利用拡大：合板需要の開拓やバイオマスの利用促進
- ・紀州材の販売促進：都市部大消費地への新たな販路開拓等

○ 平成 19 年度「紀の国森づくり税条例」の施行

- ・森林環境の保全や、森林と共生する文化の創造に関する施策に活用

○ 平成 29 年度「和歌山県森林・林業総合戦略」の策定

- ・「森林ゾーニング」による選択と集中により素材生産量の増加
- ・主伐による木材生産の本格化と生産量の増加
- ・木質バイオマス発電所への燃料供給開始
- ・農林大学校林業研修部での担い手育成の開始
- ・新紀州御留林による貴重な森林の恒久的保全

○ 令和 4 年度「和歌山県森林・林業“新”総合戦略」の策定

- ・「スマート林業」の推進による木材生産のさらなる増加
- ・ICTを活用した素材流通・販売体制の強化
- ・次世代の担い手の確保・育成
- ・貴重な森林の公有林化と、生育不良の人工林の広葉樹林化など

【結果】

(主な成果) H19 → R3

- ・素材生産量：16 万^m → 26 万^m
- ・貴重な森林の公有林化面積：0 ha → 1,122ha
- ・「企業の森」活動箇所数：38 箇所 161ha → 100 箇所 299ha

60. 違法伐採対策

【背景】

農林水産部 平成 21 年度

・平成 21 年 8 月、田辺市龍神村の水源涵養保安林において、伐採許可を受けた面積を大幅に上回る立木を伐採し、土地の形質変更の許可を受けた延長を大幅に上回る作業道を開設するという違法行為が確認された。以降、保安林の機能復旧に向け、行為者に対して、行政指導や復旧・造林命令といった監督処分を行ったが、解決に至るまで多くの時間を要することとなった。

※ 平成 26 年 4 月：造林命令に関する行為の履行を確認

5 月：復旧命令に関する行為の履行を確認

・また、全国各地で外国資本による開発や水資源の確保を目的とする山林取得が問題になっていた。一部では外国資本による山林取得を制限せよという動きも見られた。

【対応】

・今回の事案を教訓に、違法事案を早期に発見する仕組みとして、2 か月に一度定期的に森林巡視を行い、併せて、合法的伐採を行う森林の目印として、伐採許可旗の現地掲示を制度化。伐採許可旗を設置することによって、合法伐採箇所の判別を容易にし、違法伐採の防止を図ることとした。

・また、悪質な事案に対しては、躊躇することなく、森林法に基づき、伐採の中止命令等の監督処分を行うなど、毅然とした対応を取ることとした。

・また、このように伐採行為自体を強い規制下に置くことにより、仮に外国人が山林を所有したとしても、無秩序な伐採を防止し、水源を守ることができると考えた。

【結果】

・上記のような取組を徹底することで、無許可伐採や無届伐採を防ぎ、万が一、違法な伐採が発生した場合においても、迅速な対応がとれるような仕組みを構築することができた。

61. 企業の森と企業のふるさと

農林水産部・企画部

《企業の森》

【背景】

・和歌山県は県土の 77%にあたる約 36 万 ha を森林が占める有数の森林県であるが、近年、木材価格の低迷のために収益性が悪化し、森林所有者の施業意欲も低下する状況にあった。その結果、十分な手入れが行き届かない荒廃した森林の増加が問題となっていた。

【対応】

・荒廃した森林の再生に向け、県では、全国に先駆け平成 14 年から「企業の森」制度をスタート。「企業の森」とは、企業や労働組合などに CSR や社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、県内の森林の環境保全に取り組んでもらう仕組みである。

・具体的には、まず、企業は伐採した森林を山林所有者から 10 年単位で借り受け、これまでのスギやヒノキの植林一辺倒ではなく、広葉樹林を含む多様な樹木を植える。その際、通常、都会に住む企業の従業員やその家族がレクリエーションをかねて植林に参加する。そのときに地元の住民と交流を図ることが多い。企業はこうして植えた木々を育てるため、下草刈りや鳥獣害防止などの作業を地元の森林組合に委託する。森林組合にとっては、こうした森林の管理によって仕事が生まれ、地元市町村にとっては、作業に来てくれる社員と地元の人々が交流することで地域活性化につながり、県にとっても民間の力を借りて適切な森づくりが促進されるなど、まさに関係者みんなにとってメリットがある事業となっている。また、企業はこの活動を企業の CSR 活動として社会にアピールできる。

【結果】

- ・令和4年10月現在で、103箇所304haで89の企業・団体が参画。

《企業のふるさと》

【背景】

- ・過疎(農村)地域では、若者の都市部への流出などにより、人口減少や高齢化が進行し、担い手の減少や集落としての機能が低下。
- ・一方で、綺麗な空気や豊かな自然を満喫でき、田舎ならではののんびりした雰囲気を楽しむことのできる集落が多く存在。

【対応】

- ・企業と過疎集落の協働による農山村の景観保全等に取り組むことを目的として平成20年度に「企業のふるさと」制度をスタート。
- ・当初は遊休農地を利用した農作業体験を実施する企業を募集していたことから農林水産部が所管していたが、地域の祭りへの参加や農産物の社内販売など過疎集落を応援してもらえるプログラムを加え、地域への経済効果をもたらす制度にリニューアルしたことに伴い、平成30年度に事業を企画部に移管した。

【結果】

- ・令和4年10月現在で、4地域で4企業・団体が参画。

年月	企業名	実施地域(受入組織)
平成 21 年 5 月～	伊藤忠商事 (株)	かつらぎ町天野地域 (天野の里づくりの会)
平成 22 年 5 月～	関西電力労働組合和歌山地区本部	田辺市本宮町発心門地域 (NPO 法人熊野本宮)
平成 25 年 3 月～	(株) ㊦セキ関西	橋本市西畑地域 (くにぎ広場・農産物直売交流施設組合)
平成 30 年 8 月～	山崎製パン (株)	紀の川市麻生津地域 (麻生津の将来を考える会)

62. 公共調達制度の見直し

【背景】

県土整備部 平成 19 年度

- ・平成 18 年に知事の辞職、逮捕に至る官製談合が発覚。
- ・他の公共調達制度によく見られるように発注先は指名業者に限ることにしており、これにより、工事の仕上がりには確信がもてるようになっていた。また大型工事については、その完成遂行の確実性を期するため、県外の大手ゼネコンと県内の大手建設会社が必ず共同（JV）で入札しなければならないという制度を堅持していた。
- ・そのうえで、過去から、知事側近が知事の指示を受け、県内有力業者の受注調整を行うこともあった。
- ・さらに、木村県政においては、知事の知人である民間事業者が受注調整の元締めとなり、知事と事業者のために、資金を集めるようになっていたが、これが司法によって裁かれた。
- ・一方、官製談合による汚職が頻発した結果、マスコミ等の世論はとりわけ建設業者に厳しく、また、徹底した競争を求め、入札価格は安ければ安いほどよい、そのためには企業など倒産してもよいし、地域に建設業者がいなくなってもよいという風潮であった。

【対応】

- ・県行政に対する信頼が著しく失墜したことを受け、二度とこのようなことが起こらないようにするため、公共調達制度の見直しに着手した。その際に独占禁止法等の法令を遵守することは当然であるが、地域の安定的雇用先として、また災害時に復旧復興を依存する先として、地域における建設業者が絶えてしまわないように、また適正利潤をあげられるように配慮しようとした。

・公共調達制度の見直しを実施するにあたり、日本一の制度をつくるため、元検事の郷原信郎氏（当時：桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長）を委員長とする公共調達検討委員会を設置し、次の4つの視点での検討を依頼。

1. 効率性の向上
2. 公共工事の質の確保
3. 天の声の徹底排除と県庁の規律の確保
4. 和歌山県の建設業界の健全な発展

・平成19年5月、公共調達検討委員会は、「和歌山県公共調達検討委員会報告書」を作成して、知事に提出。

・この公共調達検討委員会の提言と県民の意見を踏まえ、県は平成19年6月に公共調達制度改革を公表し、平成20年6月から実施。

● 公共調達制度改革の概要

① 指名競争入札の原則廃止、一般競争入札の導入

・すべての工事において指名競争入札を原則廃止し、一般競争入札を導入することで、「天の声」を排除。

・全国的にも一般競争入札に移行する動きはあったが、和歌山県ではすべての工事で一般競争入札を実施（全国的には金額要件を設定）。

・ただし、災害等緊急を要する場合は指名競争入札、随意契約を可能とするが、その理由を公表することとした。

② 総合評価方式の扱い

- ・公共工事の品質確保及び地域の建設業者を一定程度守る観点から、総合評価方式を導入。
- ・県発注工事では「高度技術提案型」「標準型」のように技術提案を求める工事は少なく、むしろ確実に工事を施工する能力を審査することが重要と考えた。
- ・そこで業者の技術力、施工能力を評価する「特別簡易型」を導入し、審査にかかる事務負担も軽減させた。

③ 地域要件の緩和

- ・従来 1 億円未満の工事は各建設部等单位（9ブロック）で入札が実施され（5千万円未満は指名競争入札、5千万円以上は一般競争入札を導入）、当該建設部等管内の建設業者のみが入札参加が可能であった。
- ・また、工事規模によって参加業者を決めており、大きな企業が小さな工事を入札することができなかった。
- ・これらにより競争制限が行われている状況であった。
- ・そこで、地域要件を緩和し、他地域の工事を受注できる環境を作ることで、企業成長のモチベーションを向上させるようにした。
- ・ただし、地元業者の保護の観点から、地域要件の緩和の実施には時間軸を設定し徐々に緩和を実施することとした。

④ 業者の評価

- ・すべての工事を一般競争入札に移行することにより工事の品質が低下する懸念があり、品質確保のために業者の評価（ランク付け）を実施。

・また、不良不適格業者の排除の観点から、工事成績が際立って悪い業者等に対してはランクダウン、入札談合等の不正を犯した業者に対しては入札参加資格停止の仕組みを取り入れ。

・成長する業者をサポートするためインセンティブを付与することとした（上位ランクの業者の下位ランク工事への参入）。

⑤ J Vのあり方（大規模工事）

・和歌山県の官製談合事件の原因となった J Vの仕組みを見直し。

・これまでとまったく逆に、県内業者による入札を基本とし、県内に施工業者がない、もしくは少ない場合には、従来通りの県外・県内業者の J Vでもかまわないに変更。

・これにより、県の工事に関する限り、和歌山県の企業の優位を確立し、これまで J V先の手ゼネコンにとられていた利益を享受できるようになった。

⑥ 最低制限価格・低入札調査基準価格の事後公表、ランダム係数の導入

・最低制限価格・低入札調査基準価格を事前公表することで、工事を受注するために、最低制限価格での入札（抽選による落札）が頻発。

・最低制限価格・低入札調査基準価格を事後公表にすることで、適切な競争を促すとともに、手抜き工事を防止。

・最低制限価格・低入札調査基準価格を事後公表にすることで、落札したい業者が最低制限価格等の調査を職員に対して行い、職員が汚職に巻き込まれる可能性があるため、ランダム係数を導入し、最低制限価格が開札までわからないような仕組みを構築。

・これにより、各社はほどよい利益を上げられるようになった。

63. 重点施策

【背景】

農林水産部・県土整備部

- ・従来の公共工事の箇所付けについては、各地の要望に応じて、担当部局が知事
の了解を得て決定していた。
- ・公共工事の優先度について、全庁的に議論をしてあらかじめ決めておくといったプロ
セスはなかった。その結果、戦略的ネットワークの形成や強靱化すべき箇所についてど
れを優先するかの議論があまりなされていなかった。

【対応】

- ・そこで県として計画的・重点的に整備を進めていく箇所を共有するため、重点施策
として整理することとした。
- ・一方、財政の観点からみると、県の財政を破綻させないようにするため、公共工事
への予算上の制約が当然ある。そこで事業に優先順位を設定し、予算の制約の中
で、整備の考え方、投資額及び箇所別の着手・完了年度を整理することとした。

【結果】

- ・毎年、様々な事情が発生するので、それらを考慮し整理を行っている。その際に
も、事業の優先順位及び予算上可能であるかを確認しながら実施している。

64. 建設業振興策

【背景】

県土整備部

- ・建設業の技術の向上は、国・県においても経済産業省等の技術開発支援のようなものはほとんどなく、公共調達の中で条件をよくして、様々な技術開発的試みをできるようにしてきた歴史がある。
- ・しかし、昨今、どこでも公共調達については、競争条件が厳しくて、調達のプロセスで技術開発をするということはほとんど不可能になってきている。
- ・そこで、建設業の世界にも製造業の世界でとられている技術助成策を展開して、和歌山県の建設業の技術力を高めようと考えた。

【対応】

- ・平成 21 年度に知事より、建設業の育成のため技術開発に取り組んだり、技術者を雇って講習会を行ったりして、建設業のスキルアップの取組に対して支援することができないか検討するように指示。
- ・和歌山県建設技術会議を設置し、県内企業の競争力強化のため、今後の新たな事業展開や新技術開発の方向性、今後の取組について審議。
- ・県内建設業界の競争力強化のため、技術開発支援と技術力向上支援を実施。
- ・技術開発等に取り組む県内企業をサポートするため、アイデア段階、試験施工段階、評価段階、製品段階までの各開発段階において、専門家の紹介、実験フィールドの提供、技術基準等への適合性や活用効果の検証を行うための試験等の費用、当該技術を用いた建設工事の発注などの支援を実施。

- ・県内企業全体の技術力向上をサポートするため、県内建設業者が自ら主体となって行う講習会開催経費等や技術者が資格取得のための受講料等の補助及び県主催の講習会を開催。

【結果】

- ・県内の建設業者が他県でも仕事ができるように、施工能力・技術力が強化。
- ・県内建設業者の育成により、公共事業の品質確保にも寄与。

65. 県内道路ネットワークの整備

【背景】

県土整備部

- ・平成 17 年度のデータによると、和歌山県の道路改良完成区間延長率は全国でワースト 1 であった。
- ・道路改良完成区間延長率とは、主要な交差点間など一定の区間が連続して 2 車線以上（車道幅員 5.5 m 以上）で改良済みかどうかを判断する指標であり、この率が低いということは、多くの道路を事業化しているが、そのほとんどが連続して完成していないということの意味している。道路は、連続して完成しないと地点間で一定の走行性を確保できないので、県民が道路改良の利益を十分に得られていない状況であった。
- ・理由としては、地元等からの要望に応えた道路整備を実施しており、県全体のネットワークの構築といった概念があまり道路政策上なかったからではないかと思われる。

【対応】

- ・和歌山県の発展のためには、道路ネットワークの構築が必要であると考え、道路整備に優先順位を決めて、効果を早く発揮させることができるよう重点的に整備するネットワークを定めた。具体的には、高速道路を補完する幹線道路網（X 軸ネットワーク・川筋ネットワーク・府県間道路）を優先的・集中的に整備することとし、「つながってこそ道」の理念に基づき「1 つ 1 つ完成主義」により道路整備を進めた。
- ・上記の道路以外でも、安全上問題のある道路については、全線改良ではなく局所改良を実施することとし、整備費を抑制することでネットワーク整備に支障が出ないようにした。

【結果】

- ・選択と集中、終期を区切ってスピード感をもって整備をすることで、平成 24 年度にはX軸ネットワークが完成。平成 30 年度には川筋ネットワーク（I期）が完成した。
- ・長期総合計画の目標である、「県内主要都市間の2時間移動」や「県内のどこへでも3時間で移動」がもう少しで実現できる環境になった。

66. 奥瀬Ⅲ期（分担割合のアロケーション）

【背景】

県土整備部

・国道 169 号奥瀬Ⅲ期の事業化にあたり、和歌山県と三重県の整備の優先順位や道路整備による受益の大小により事業化に向けた調整が必要となっていた。

事業延長：3.4km（和歌山県域：0.8km、三重県域：2.6km）

・他の区間の新規事業化を優先する三重県の理解を得るため、和歌山県が費用を多く分担することを前提として調整を行うこととなった。

・道路法では、直轄事業により道路を新設等する場合において、当該都道府県だけでなく、他の都道府県も著しく利益を受ける場合は、政令で定める基準により、利益を受ける側に費用を分担させることができるとなっていたが、当時、分担の基準を定める政令が未制定であった。

・そのため、原則である延長比で分担することになっており、奥瀬Ⅲ期の整備による受益は和歌山県の方が大きいですが、ルートの大半が通過する三重県の負担が大きくなるため、和歌山県が多く分担するための政令制定を国に働き掛けることとした。

【対応】

・奥瀬Ⅰ期が平成 20 年 7 月に開通、奥瀬Ⅱ期が平成 27 年 9 月に開通しており、奥瀬Ⅲ期を整備し、道路を一気通貫させることが和歌山県にとって重要であった。

・そこで和歌山県が多く分担してでも早く事業化してもらうため、分担割合を延長比ではなく受益をうける人口按分によるアロケーションとすること、三重県内の他の直轄事業の採択に影響を与えないことという条件を示して、三重県と協議し、了解を得た。

・そのうえで、上記のような分担割合の設定が可能となるよう、政令の制定について、平成 27 年 12 月に国土交通大臣に要望。

【結果】

・平成 28 年 3 月に道路法施行令が改正され、「他の都道府県に分担させる負担金に関する基準」が制定され、平成 28 年度より、奥瀬Ⅲ期が事業化された。

・早期供用に向け、工事への協力及び予算の確保を実施。

進捗状況 43%（令和 4 年 10 月末時点）

67. 河川の安全の向上

① 大滝ダム

【背景】

・紀の川の治水安全度向上のため、昭和 37 年に大滝ダム建設計画が発表され、大滝ダムの建設が進められていた。平成 18 年の知事就任当時、完成間近であったが、すでに計画当初に比して大幅な事業費を費やしている中で、大規模な地すべり対策等のために、さらに事業費が増大する見込みであった。国の公共事業には地方の負担割合が決められており、この事業費増により地方の負担も増大する見込みであった。

【対応】

・国土交通省から事業計画の変更や復旧工法を含めた相談があったが、大滝ダムは流域住民の安全を確保するために重要な施設であり、また、これまで懸案であったプロジェクトがのきなみ事業化されたということもあり、早期効果発現のため、了承することとした。

・和歌山市も県に続いて了承することとなった。

【結果】

・大滝ダムは、平成 25 年 4 月に運用を開始し、その後の大水害時においても、紀の川全体として、越水・溢水は発生していない。

・今後、紀の川の中上流部の改修が進み、大滝ダムの洪水調節能力が増加するにつれ、下流の安全度がさらに高まっていくことが期待される。

② 県管理中小河川の整備（河川整備基本方針・河川整備計画）

【背景】

- ・和歌山県には、国管理の紀の川、熊野川に加え、県管理（又は市町村）の中小河川がたくさんある。
- ・県管理の中小河川は、川幅が狭く、堤防が弱体であるなど、多くの未整備区間が残っていた。
- ・県管理の中小河川については、長期にわたり相当の予算が必要なこともあり、河川整備の前提となる河川整備基本方針や河川整備計画の作成が遅れていた。
- ・平成 21 年 11 月豪雨では、和歌山市内の河川において甚大な浸水被害を受けた。

【対応】

- ・平成 21 年の浸水被害を受け、集中豪雨への対応として、中小河川整備の予算を増額し対策を行ってきた。
- ・そのため国費を獲得するためにも、仮に完成まで長期を要するとしても、その現実を県民に示さずあいまいなままにしておくことはよくないと考え、将来の方向性や整備目標を定めた計画を作成することにし、河川整備基本方針及び河川整備計画の作成を行うこととした。

【結果】

- ・河川整備計画については、現在、16 水系 4 圏域で策定済みであり、面積カバー率は約 9 割に及んでいる。
- ・各河川において策定した河川整備計画に基づき、河川整備を進めている。

③ 新六ヶ井堰

【背景】

・新六ヶ井堰を撤去して、紀の川大堰を作り、大阪府に水を供給するという構想で、大阪府の多大の負担を得て建設する計画であったが、大阪府が平成 17 年 8 月に行った水需要予測の見直しにより、紀の川大堰からの利水縮小を決定した。

・これにより、当初見込んでいた計画では予算が不足し、新六ヶ井堰の完全撤去になかなか着手できなかった。しかし、支川では新六ヶ井堰が洪水の疎通の障害となっているのではないかと疑われる水害が度々発生していた。

【対応】

・利水計画等の変更に伴い、平成 18 年に国が紀の川大堰事業の計画変更をすることとなった。変更計画では、新六ヶ井堰の部分撤去や堰上流の河道掘削等が示されており、これにより一定程度の治水安全度が確保されることから、県としても了承することとした。その後、平成 20 年 7 月に新六ヶ井堰の部分撤去が完了した。

・新六ヶ井堰の部分撤去後は、紀の川中上流の岩出、藤崎、小田の狭窄部対策を下流から順に上流に進め、それが全部終わったら再び、新六ヶ井堰の完全撤去にとりかかるということであった。

・七瀬川等の支川の対策は県の役割であるので、大幅な予算を確保し、事業を加速してきた。

・また、平成 26 年から国営農地防災事業「和歌山平野地区」が実施され、七瀬川の上流部で農業用水と河川の接続をスムーズにする工事が行われている。

【結果】

- ・七瀬川の改修は、令和 3 年 5 月に鴨居川合流点までが完了し、6 月には、農業用水路と河川が接続されたことで、内水被害の軽減が期待できる。
- ・新六ヶ井堰の撤去の要望を重ねてきたところ、上流の狭窄部対策も進めながら、ようやく令和 4 年補正予算にて、新六ヶ井堰の一部開削の予算が確保された。

④ 切目川ダム

【背景】

- ・平成 21 年 9 月の民主党への政権交代に伴い、ダム事業の必要性について全国的な見直しが行われた。具体的には、八ッ場ダム等の国の直轄事業のいくつかについては、即座に工事が止められ、地方公共団体が行う事業については、必要性の見直しを行うことが求められた。
- ・切目川下流域は度々洪水に見舞われる地域であるので、平成 13 年から切目川ダムを造るとともに、下流の線形の改良と堤防の強化が行われていた。
- ・ちょうど工事の最終局面であった切目川ダムについても、建設の必要性をもう一度検証し、もし必要ということになった時は、審議会の意見を付して国へ再申請を行うこととなった。

【対応】

- ・県としては、切目川の度重なる水害を踏まえ、堤防改修に加え、ダム建設は必要であると考えた。また、審議会においても慎重な審議のうえ、ダムは必要であるという意見を付して、平成 23 年 4 月に国へ再申請した。
- ・平成 23 年 8 月に国交省の対応方針が示され、切目川ダムについては事業の継続が妥当であると判断された。

【結果】

- ・切目川ダムは平成 27 年 3 月に完成し、同 4 月より運用開始した。
- ・切目川ダムの運用開始及び堤防改修の推進により、近年、切目川流域では大きな水害は発生していない。

⑤ 砂利採取

【背景】

- ・民間事業者による砂利採取は、河川の乱掘や河床低下による河川構造物や橋梁などへの影響の観点から、昭和 61 年制定の許可方針により原則禁止していた。
- ・紀伊半島大水害により大量の土砂が河川に堆積し危険度が増したところもあるが、それをすべて公共事業で撤去しようとする、多額の費用と時間が必要という状況であった。

【対応】

- ・これまでの許可方針を平成 25 年に改正し、有田川、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川の 6 河川で一定の基準を設けた上で民間事業者による砂利採取の再開と採取区域を拡大した。
- ・また、国や三重県に対して同様な取組を勧めた。国では平成 25 年に熊野川で河道掘削により発生する土砂の有効活用のため、民間事業者の公募を行った。平成 27 年に紀の川で民間事業者による砂利等の採取区域の拡大を行った。

【結果】

・和歌山県だけでなく、国管理河川や三重県においても、河川管理者が実施する河床掘削と併せて、民間による砂利採取等により、治水安全度の向上に大きく寄与している。

68. 合併処理浄化槽

【背景】

県土整備部

- ・和歌山県の污水処理人口普及率は全国ワースト2であった。
(平成18年度末の全国平均82.4%に対し、和歌山県は44.3%であった。)
- ・この状況を改善することは急務であり、県としても流域下水道整備を進めるなど市町村と一緒に取り組んできた。しかし、人口が少なく、かつ分散している本県の現状では、下水道整備を進めていくことは効率的ではないと判断し、合併処理浄化槽による污水処理を進める方向に舵をきった。
- ・また、平成13年4月1日に施行された、浄化槽法の改正では、下水道の予定処理区域を除き、新築時の合併処理浄化槽の設置が義務化された。

【対応】

- ・県では平成元年度より、合併処理浄化槽を設置する際に補助を行っていた。
- ・しかし、浄化槽法の改正により、新築時の合併処理浄化槽の設置が義務化されたことを踏まえ、平成20年度に、新築時の合併処理浄化槽設置にかかる補助金を廃止し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とする検討を行ったところ、市町村、県議会及び関係団体から存続の要望があった。
- ・改めて検討したところ、新築時における合併処理浄化槽の設置は義務であるが、補助を行うことで新築住宅の建設が進み、污水処理人口の向上に繋がるのではないかと考えた。そこで、従来通り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換だけでなく、新築時の設置に対しても補助することを継続した。
- ・また、平成27年度からは合併処理浄化槽の設置の補助に加え、単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度を追加。

- ・平成 28 年度からは飲食店及び民宿（11～50 人槽）の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する費用の補助制度を追加。
- ・平成 30 年度からは合併処理浄化槽への転換に伴う配管費用の補助制度を追加。
- ・令和 4 年度からは合併処理浄化槽への転換で不要となる単独処理浄化槽の雨水貯留槽への転換費用の補助制度を追加。
- ・上記のように、補助制度を拡充するとともに、戸別訪問を実施するなど、汚水処理人口普及率の向上に向けた取組を実施。
- ・県有施設についても、平成 28 年度から 5 か年計画で単独処理浄化槽またはくみ取り式トイレから合併処理浄化槽への転換する計画を作成し実施。

【結果】

- ・合併処理浄化槽等により、汚水処理人口普及率は向上してきているが、全国平均に比べて、まだまだ低く、長期総合計画の目標からも程遠い状況。

・汚水処理人口普及率

和歌山県 44.3%【H18】 → 68.4%【R3】

全国平均 82.4%【H18】 → 92.6%【R3】

- ・長期総合計画の目標：80.0%【R8】

69. 景観条例

【背景】

県土整備部 平成 20 年度

- ・和歌山県には紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、熊野参詣道など自然を基調とした歴史文化など、魅力あふれる景観資源が存在する。
- ・「紀伊山地の霊場と参詣道」が平成 16 年 7 月に世界遺産に登録され、同年 12 月に国において景観法が施行された。
- ・和歌山県は観光立県であり、観光を考えるとときに景観は非常に重要なファクター。
- ・観光とはものめずらしさの関数であり、ものめずらしさは雰囲気的大事であり、雰囲気を壊すこと「観光資源の毀損」があってはいけない。観光資源を「保存する」ということが重要。観光の振興ということで張り切りすぎると、不適切な開発をして景観を壊してしまいかねない。
- ・そこで、これらを契機に、景観施策の取組を法律に基づく新たな取組としてとらえ直すとともに、新たな条例を制定して、さらに充実した景観施策の展開を行うこととした。

【対応】

- ・平成 20 年 4 月 1 日に景観条例を施行し、平成 21 年 1 月 1 日には景観条例の中身である景観計画を施行し、県内の良好な景観形成を推進。
- ・景観条例・景観計画の策定には、日本イコモス国内委員会の委員長も務められ、景観法の策定にも携わった西村幸夫氏に景観審議会の会長として協力をいただいた。
- ・県下全域を景観計画区域として、一定の行為を行う際には県に届出が必要な制度とした。景観計画区域の中でも世界遺産に登録された資産及びその周辺につい

ては「特定景観形成地域」として、一般の地域とは異なるきめ細やかな届出基準を定め、地域の雰囲気統一をすることにした。

【結果】

- ・景観計画により全県的な規制をすることで、景観に悪影響を与える建築物の建築を未然に防止。
- ・従来から景観保全の優等生である高野町は平成20年1月から景観行政団体として自ら景観施策を実施。その後、有田川町（平成24年4月）、田辺市（平成29年3月）が景観行政団体となり、自ら景観施策を実施。

70. 周辺の景観に大きな支障を及ぼす廃墟への対策

【背景】

県土整備部 平成 23 年度

- ・全国的に空き家が増加しており、適切に管理されない空き家が廃墟となり、周辺の景観に対し著しく支障をきたし、日常生活環境を阻害する可能性があった。
- ・また景観以外にも、防災、防犯、安全、衛生といった面において生活に影響を与えているものもあった。
- ・このような問題は全国的にあったが、直接的に空き家を規制する制度はなかった。

【対応】

- ・そのため県では全国に先駆けて『建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（通称：景観支障防止条例）』を策定し（平成 24 年 1 月 1 日施行）、周辺住民からの要請に基づき、景観上支障となる廃墟対策を制度化。
- ・この条例の策定にあたり、廃墟といえ私有財産であり、財産権の制約となることから、有識者による研究会を設置し、法的な課題の検討を徹底的に行った。
- ・結果、私有財産に対する権利の制限を課す、法学上でも画期的な全国初の取組が成立。ただし、私有財産への制約について憲法上の問題をクリアするため、かなり厳重に近隣の住民からの一致した要請等の厳格な手続きにこだわったので、なかなか条例執行が進まなかったというくらいはあった。
- ・その後、平成 26 年に国において空家等対策の推進に関する特別措置法（通称：空き家法）が制定され、空き家対策が法制度化されることになった。和歌山県でも対策上援用する法手段は空き家法に移行。

・空き家法の施行を受け、和歌山県では有識者・関係団体・市町村で構成する「空家等対策推進協議会」を設立し、特定空家等の統一的な判断基準を策定するなど、市町村における空き家対策を支援。

【結果】

・那智勝浦町において、この景観支障防止条例を活用し、行政代執行により景観支障物件を撤去。全国レベルで展開されている空き家法制定に一石を投じた意義がある。

71. 高速道路等の沿道における屋外広告物規制

【背景】

県土整備部 平成 29 年度

- ・昭和 39 年の国の通達に基づき、和歌山県屋外広告物条例により高速道路等の沿道（300m）において、屋外広告物の設置を原則禁止してきた。
- ・しかし現状は、違反広告物に対して担当部局も対応せず放置状態であり、広告物が乱立し、和歌山県は近畿管内でも違反広告物が多い状況であった。

【対応】

- ・違反広告物の是正を図るため、和歌山県屋外広告物条例施行規則を改正（平成 29 年 5 月 8 日施行）し、高速道路等の沿道における屋外広告物の設置基準を新たに作成した。
- ・具体的には、高速道路等の沿道であってもすべての広告物が悪いわけではないので、一律に規制するのではなく、観光案内等の広告物に限定したうえで許可をするよう規制緩和（観光案内等以外を取り締まるという意味では規制強化）した。
- ・なお現存する違反広告物については約 3 年間の期間を設け、適正化するようにし、担当部局が厳格に対応することとした。

【結果】

- ・69 件あった違反広告物は所有者が不明な 1 件を除き是正された。

72. まちの空洞化と農地転用

【背景】

農林水産部・国土整備部 平成 28 年度

・日本全国で人口減少を背景に中心市街地の空洞化が問題となっており、和歌山市をはじめとして和歌山県においても、この空洞化が顕著に現れている。例えば人口集中地区（DID）でみると、昭和 35 年と比較して令和 2 年は約 3 倍に拡大しており、都市部分が中心地から従来農地であった郊外に広がっていることがわかる。外縁部に都市が広がっていても人口が増えていけば問題にならないが、人口が減少傾向にあり、産業の発展も停滞している和歌山県においては、街の拡大は中心部分の空洞化や荒廃を意味し、特に大きな問題となる。

・こうした問題に対応するために、本来、都市計画法や、農振法・農地法があり、無秩序な市街化を防止し、優良な農地が転用できないよう規制している。この権限は地方にあり、権限の大部分は市町村の所管となっている。農地転用の許可は県が行っているが、これについても市町村の農業委員会の意見を聞いたうえで行うこととなっている。

・和歌山県においては、こうした法律の運用が緩いものとなっており、とりわけ、和歌山市においては、市街化調整区域の開発許可における独自の緩和条例を制定することによって、農地転用が一段と進み、郊外の農地であったところに住宅が次々と建設される状況にあった。

・こうしたことが続けば、都市機能が低下するだけでなく、農業振興の観点から重要な優良農地が失われていくことが懸念された。

【対応】

・そこで、県では、市街地の無秩序な拡大や優良農地が虫食い状に転用されることを防ぐため、平成 27 年 8 月に『守ります、まちと優良農地。』を発表し、「優良農地の転用は原則として認めない」という方針を打ち出した。

・しかし、県議会などにおいて批判が高まり、方針には権限的には県に属しないことも多く含まれていたことから、方針を撤回し内容を整理したうえで、改めて次のとおり「4 つの希望」を表明し、市町村等に対して、法律の運用に当たっては法律の趣旨に照らして厳正に対処するよう求めた。

- ① 農業委員会および市町村はあらためて、法の趣旨に照らして、運用を行っていただきたい。
- ② 特に市街化調整区域内の農地転用については、法の趣旨に照らして細心の注意をもって行っていただきたい。
- ③ 市町村は、津波避難対策として高台への移転誘導として適地を必要とする場合等、都市計画法の用途地域の利用によって優良農地を含む一団の地域を当てることができることを想起していただきたい。
- ④ これから人口減少下でまちづくりを担っていかなければならない市町村は、今まで以上に都市計画の手法を利用して計画的に行っていただきたい。

【結果】

・この議論が呼び水となって、和歌山市において、条例によって緩和されていた、市街化調整区域における開発行為の制限が強化されることになり、従来、慣例となっていた幹線道路ができるとその道路の周辺は制限の例外として無秩序な開発ができるということに歯止めがかかった。

・このような機運を受けて、和歌山市においては既成市街地の再開発が進み多くのマンションが建設されはじめ、一定の中心市街地への回帰が進んだ。併せて、和歌山市駅前の再開発や和歌山城周辺での再開発なども進みつつある。

73. 住宅耐震化

【背景】

県土整備部

- ・和歌山県では、東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震により最大震度 7 の揺れが生じる可能性がある。
- ・このような大規模地震時に、耐震性の不足する住宅の倒壊が圧死の原因になり、また避難の妨げになり、助かる命が助からないといった懸念がある。
- ・平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災の死因は約 77%が「窒息・圧死」であった。
- ・また、平成 28 年 4 月の熊本地震においても、昭和 56 年 5 月以前に建てられた住宅の 40%以上が倒壊・崩壊の被害を受けた。

【対応】

- ・地震による建物の倒壊から命を守るため、和歌山県では住宅の耐震化に対して全国トップクラスの支援を実施。
- ・平成 16 年度より、昭和 56 年以前に建築された住宅への耐震診断の補助を開始。木造住宅であれば自己負担なしで耐震診断が可能。平成 29 年度には平成 12 年 5 月以前に建築された木造住宅についても補助の範囲を拡大。
- ・平成 20 年度からは耐震改修について補助を開始。平成 30 年度には制度を拡充し、設計と改修を一体的に補助することで、一定の工事費まで自己負担ゼロでの耐震改修が可能となった。
- ・令和 3 年度からは津波避難困難地域から地域外への住替えに対しても補助を実施。

- ・また、耐震改修には多額の費用がかかること、住み慣れた家を改修したくないという高齢者が多かったことから、最低限命だけは守るために平成 27 年度からは耐震ベッド、耐震シェルター設置に対する補助を開始。
- ・上記のような支援策を充実させるとともに、平成 29 年度からは、耐震化の必要性と支援制度を P R するため、戸別訪問を実施。
- ・いずれかの地域で強い揺れが観測された際は、防災意識が高まることから、時宜を逃さずに耐震化支援策をアピールするよう心がけている。

【結果】

- ・まだまだ十分ではないが、住宅耐震率は向上している。

和歌山県 66%【H15】 → 81%【H30】

全 国 75%【H15】 → 87%【H30】

74. 大規模建築物耐震化

【背景】

県土整備部

- ・平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の改正により、大規模建築物の耐震診断結果の報告が義務化された。
- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物については平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断の結果を報告する必要があり、耐震診断の結果について公表されることとなっていた。
- ・こういったプレッシャーにより、各々施設管理者において、耐震基準を満たすような設備投資を実施することが期待されていたが、当時、和歌山県の観光業はあまり良くない状況で、ホテル・旅館等においては、設備投資が進まず廃業してしまうのではなにかという懸念があった。

【対応】

- ・ホテル・旅館は和歌山県がこれから進めようとする観光振興にどうしても必要なもので、それらが廃業してしまうことがないよう、緊急に安全の確保が必要な施設について、全国に先駆け、耐震診断から耐震改修まで国費に加え、県費による補助を実施することとした。
- ・補助対象施設としては、①被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する施設（ホテル・旅館）、②災害時に自力での非難が困難な避難弱者が存在する施設とした。

【結果】

- ・令和 2 年度に対象となる大規模建築物の耐震化（19 施設）が完了。

- ・対象施設への補助金額は約 8 7 億円（うち県費：約 44 億円）。
- ・耐震改修に併せて、その他の設備更新を事業者自らが実施することにより、結果的には安全で綺麗なホテルとなったので、観光客も回復することになった。

75. 放置艇対策

【背景】

県土整備部 平成 19 年度

- ・平成 18 年当時、沿岸部に約 6,500 隻のプレジャーボートが存在し、そのうち約 5,000 隻が不法係留状態(放置艇)であった。
- ・こうした状態は、船舶運航の支障、周辺住民への騒音、違法駐車、ごみの投棄、景観の悪化などの問題を引き起こしていた。
- ・また近い将来発生すると言われている東海・東南海・南海地震に伴う津波襲来時には、これら放置艇が津波にさらわれて陸上の建築物を破壊する 2 次被害の懸念もあった。

【対応】

- ・放置艇は当然取り締まり、撤去を図るべきであるが、プレジャーボートを利用するために和歌山県を訪れる人も観光客の一種であり、経済的利益も見込まれることから、規制強化を図るだけでなく、施設整備を行い適正に利用してもらう方向へ誘導することを考えた。
- ・そこで、『和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例』（平成 20 年 4 月 1 日施行）を制定し、条例に基づく規制によるソフト対策と係留保管場所の確保等のハード対策を進めることとした。
- ・まず、プレジャーボート等の放置（許可を受けず船舶を係留すること）を禁止する放置等禁止区域と、プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、重点的にその調整を図る必要がある重点調整区域を指定した。

・これらの区域において、係留保管施設の整備等を実施し、適正な使用料金を設定した係留保管場所を確保した段階で、プレジャーボートを施設に誘導していくという政策を実施した。

・その上で、移動しないプレジャーボート等については、強制撤去等の措置を実施した。

【結果】

・放置等禁止区域、重点調整区域の指定を、平成 20 年 12 月に紀北地域で、平成 22 年 1 月に紀中・紀南地域で実施。

・併せて平成 21 年から係留施設整備を順次実施し、令和 4 年 11 月末時点で 9 港（由良港、日高港、文里港、日置港、袋港、浦神港、勝浦港、宇久井港、新宮港）で係留施設が整備済み。

・平成 18 年度に約 5,000 隻あった放置艇は令和 4 年度には約 1,100 隻まで減少。

76. 南紀白浜空港の民間運営

県土整備部 平成 28~31 年度

【背景】

- ・昭和 43 年 4 月に 1,200m の滑走路を有する空港（旧空港）として開港し、羽田空港便が開設された。
- ・昭和 44 年 3 月には名古屋空港便、4 月には伊丹空港便が開設したが、昭和 50 年 6 月には伊丹空港便、昭和 63 年 1 月には名古屋空港便が廃止となり、羽田空港便のみとなった。
- ・平成 8 年 3 月に、旧空港の東隣に、1,800m の滑走路を有する空港として新たに開港。ジェット機が就航されることとなり、利便性が飛躍的に向上した。なお、新空港の開設に伴い、旧空港は廃止された。平成 12 年 9 月には滑走路を 2,000m に延長し、中型ジェット機に対応可能となった。
- ・平成 8 年 10 月には福岡空港便、平成 9 年 1 月には広島西飛行場便が開設されたが、それぞれ平成 10 年 1 月、平成 13 年 3 月に廃止され、現在は羽田空港便のみとなっている。
- ・空港運営では赤字が続き、年間約 3 億円を県が負担している状況であった。
- ・空港運営は赤字であるものの、紀南地方の観光や県民の東京への移動など便益もあることから、和歌山県にとっては必要不可欠な施設である。
- ・平成 28 年 4 月には関西国際空港のコンセッション方式による民間運営が始まるなど、全国的に空港のコンセッション方式による民営運営が進んでいた。
- ・コンセッション方式は、建設費の一部を回収するために、民間に運営権を設定し、民間はそこから運営収益をあげる方式であるが、赤字空港で、コンセッション方式が行われた事例はなかった。

【対応】

・今後の南紀白浜空港を考えると、国際チャーター便の就航や効率的な空港運営を目指すうえで、民間事業者に任せたいほうが県直営よりも営業力や経営力が向上すると考えた。しかし、他の空港のように、民間の事業者が経営権を得るために資金を投下してくれるかという点、毎年赤字が出ている状況では無理である。そこで、県の補助は継続してもよいが、その額を小さくする事業者を選ぶという新しい形のコンセッションを考えて、公募型プロポーザル方式により民間事業者を募集。

・公募にあたって、民間事業者には、①どのように空港を活用していくか、②県からの補助金はどの程度必要か、③予算の範囲内で国際線受入機能を有するターミナルビルの配置計画はどうするかについて提案してもらうことにした。これにより、チャーター便を含む空港ネットワークの拡充、県が負担する空港運営費の軽減、ターミナルビルの収益の向上を期待した。

・3つのグループから応募があり、関西国際空港の民営化なども手がけた、経営共創基盤を中心とするグループが審査の結果、優先交渉権者となった。

・その後、特別目的会社「(株)南紀白浜空港エアポート」が設立され、平成31年4月より南紀白浜空港の民間運営が開始。

【結果】

・空港運営に係る県負担額が10年間で約6億5000万円削減。

(10年間の県負担額 31億円→24.5億円)

・令和3年11月に国際線ターミナルビルが完成（コロナの影響により未開業）。

・コロナ禍でも赤字にならず、令和4年度は各月の最大搭乗者を更新中（4月～11月）。

・令和5年2月に4往復8便化の実現に向け臨時便が運航予定。

77. 学力向上対策

【背景】

教育委員会 平成 20 年度以降

- ・平成 19 年度より、文部科学省が子供達の学力状況を把握するため、全ての小学 6 年生、中学 3 年生を対象に「全国学力・学習状況調査」を実施。
- ・都道府県毎の成績が発表されるが、本県は、小学校、中学校ともにあまりよくない状況であった。
- ・大阪府は、和歌山県よりもよくない状況であったが、当時の橋下知事は、小中学校とそれを監督する市町村を学力向上に熱心に取り組ませるために市町村別成績を公表すると発表し、これに文部科学省が公表はいけないと応じて、話題になった。
- ・これに対して、和歌山県は、公表しても悪いことはないが、点を上げるために競争をするというのは、真の学力向上とは少しずれていると考えて、以下の対応を打ち出し実行した。

【対応】

- ・現場の先生が、どうやったらうまく教えられるかということを一生懸命勉強してもらおうと考えて、小学校および中学校担当教員を対象にした指導力向上に係る研修を実施。
- ・この際、指導力の高かった退職教員を学校へ派遣し、授業改善等を支援。
- ・勉強についていけなくなっている生徒に対し、教師が放課後等に生徒の理解に応じたきめ細かな補充学習を実施。
- ・県独自の学力調査を全ての小中学校で実施。
- ・その後さらに教育委員会や教師が試験問題の作成と採点に忙しすぎて、生徒の指導に支障が出ているという指摘を受けて、専門企業の試験と採点、個々の生徒

ごとの理解の進み方の分析を行ってもらうことにして、令和4年度からこのための学力調査を中学校で年2回実施することにした。これにより生徒個人の課題を把握し、個々の理解に応じた補充学習を充実。

・また、指導力向上に係る研修を対象教科担当の中学校教員全員に実施。

【結果】

・この対策により、一時は全国における県の成績ランキングは向上してきていたが、直近はまた下降。

・全国学力・学習状況調査の成績は、小学校では上昇、中学校では伸び悩んでいる。

	(H26)	(R3)		(H26)	(R3)
小6	国語 A 47 位	⇒ <u>国語 16 位</u>	中3	国語 A 44 位	⇒ <u>国語 45 位</u>
	国語 B 42 位			国語 B 45 位	
	算数 A 42 位	⇒ <u>算数 13 位</u>		数学 A 37 位	⇒ <u>数学 38 位</u>
	算数 B 44 位			数学 B 41 位	

・このため、令和4年度から再び上記の対策を強化。

78. 体力向上対策

【背景】

教育委員会

- ・子供の体力調査について、毎年、全国調査が実施されてきたが、悉皆ではなく抽出により行われてきた。その調査によると昭和 60 年頃から低下傾向が続いてきた。
- ・文部科学省は、平成 20 年度から全ての小学 5 年生、中学 2 年生を対象に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施。
- ・都道府県毎の成績が発表されるが、本県は、小学校と中学校ともにあまりよくない状況となっていた。

【対応】

- ・子供の体力がどういう位置にあるのか調査をして把握していなければ、体力を向上させようと思うきっかけがなくなってしまうので、毎年、県独自に全ての学年で体力・運動能力調査を実施することに変更し、平成 20 年度から全ての学校で実施。
- ・また、運動への動機付けを図る取組や楽しみながら運動できるツールもうまく活用してもらって体力の向上を進めようと考え、子供が仲間や個人で挑戦する種目の記録をインターネット上で競い合う「きのくにチャレンジランキング」や和歌山オリジナルの「紀州っ子ががやきエクササイズ&ダンス」を開発し、県内の学校で活用。

【結果】

- ・体力の全国順位は全体的に向上。

	(H20)	(R3)
小 5	男子 30 位	⇒ <u>18 位</u>
	女子 28 位	⇒ <u>20 位</u>

	(H20)	(R3)
中 2	男子 46 位	⇒ <u>35 位</u>
	女子 44 位	⇒ <u>22 位</u>

79. 道徳教育の充実

【背景】

教育委員会 平成 26 年度

- ・戦前の道徳教育として、修身という科目があり、初めは仁義忠孝と公民道徳が主な内容であったが、戦時期になると軍国主義や極端な国家主義的観念が盛り込まれ、子供達にそういった思想を押し付けることになってしまったというのが、一般的な国民の理解。
- ・そのため戦後、修身は廃止されて、国は道徳教育を再興しようと独立の教科を目指したが、戦前のこともあり教科化に反対され、教科書も作られなかった。
- ・その後、道徳教育は社会科の中で行われてきたが、昭和 33 年に道徳の時間を特設し、小学校・中学校で週一時間行われるようになった。
- ・しかし、依然として歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育を忌避しがちな風潮があること、また、教材である読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があるなど、教員に道徳教育の理念が十分に理解されず、効果的な指導方法が確立されていないことなどが課題であった。
- ・軍国主義と道徳心のある立派な人を育てるというのは、全く関係のないことである。人を思いやる気持ち、国や郷土を愛する気持ち、家族を大事にすることや社会で生きていく時の必要なルールなどの道徳心は、いつの時代でも身につけておくべきことであって、道徳心を身につけている人が、社会の中で尊重され、好かれ、良い仕事ができ、あるいは良い生活を送れるというのは明白である。
- ・そこで和歌山県では、子供達に思いやりの気持ちや生命を大切に作る心、善悪の判断などの規範意識を育むため、以下の取組を実施した。

【対応】

- ・平成 24 年度から国の道徳読み物資料を確認すると、いろいろと配慮しすぎて非常にメッセージが弱かったため、もっと切実に子供達に考えさせ道徳心をつけてもらおうと、和歌山にゆかりのある先人の生き方や社会問題となっているいじめ、インターネットを扱ったものなど、子供達の心に響く教材を取り上げて、本県独自の道徳教科書「心のとびら」（小学校用）、「希望へのかけはし」（中学校用）を作成し、全ての学校において授業で活用。
- ・また、教員向けに授業の進め方や子供達に伝えたいメッセージ等を掲載した指導の手引も併せて作成し、各学校へ配布して活用。

【結果】

- ・和歌山県では 26 年度から県独自の道徳教科書による授業を開始したが、国も後を絶たないいじめ問題をきっかけとして、平成 27 年 3 月に小中学校の学習指導要領を改訂し、小学校は平成 30 年度から、中学校は令和元年度から道徳を教科化した。
- ・教育を通じて道徳を重んじる人材の育成につながっている。

80. ふるさと教育の充実

【背景】

教育委員会 平成 22 年度

- ・和歌山は、単に気候風土、自然景観が素晴らしいだけでなく、多くの歴史的建造物や文化財を擁し、また、様々な分野で個性あふれる立派な人物を輩出している。
- ・しかし、昔は学校で郷土のことを教えることはなく、生まれ育った和歌山のことをあまり知らないために、郷土に誇りを持たない人が多く存在した。
- ・和歌山への愛着を高め、郷土を誇りに思う心などを育成するためには、郷土の自然や歴史、文化、先人について学ぶことが必要である。

【対応】

- ・和歌山の自然、歴史、文化、先人たちのことを学んでもらうように、ふるさと教育副読本『わかやま何でも帳』を作成。
- ・毎年、中学 1 年生に 1 人 1 冊配布して全ての学校において授業で活用。小学校は必要数を配置して授業で活用。
- ・また、広く県民の方にも読んでもらえるように一般販売も実施。

【結果】

- ・ふるさと和歌山に誇りを持った子供達を育成している。

81. 国際化教育の充実

【背景】

教育委員会 平成 23 年度以降

- ・世界の動きを見ていると、日本も国際化の中に今まで以上に巻き込まれていき、その中で活躍できる人材を育成することが教育の目標となっている。そのため、英語をはじめ外国語の学習は大変重要である。
- ・しかし、日本人の特性として、受験のために一生懸命に英語をはじめ外国語の勉強をするが、実際に外国語を使うことのできる人は少なく、ましてそうした職業に就く人はとても少ない。
- ・受験のためだけの英語勉強は、実際に英語を知っていれば、ものすごく人生が豊かになる、得をする、将来こういう点で使えるということを理解しないで勉強していることになり、それではやる気も出なくなってしまう。
- ・実際にどういうところで使えるかということを想像しながら勉強した方が、将来その子供にとって役に立つはずである。

【対応】

- ・勉強の方法として、「英語を学ぶ」から、英語を使って何かを勉強する、「英語で学ぶ」という方に少し変えた方が良いと考え、特に成績の良い子供を中心に、授業に取り入れることにした。
- ・そのほか、生徒に興味を持ってもらうため、「わかやま高校生クイズ in English」や、「和歌山県高校生英語ディベート大会」を開催するなど、刺激をしながら勉強をさせることにした。
- ・和歌山県内外の高校生とアジア・オセアニアの国や地域の高校生が、意見交換、プレゼンテーション、文化紹介などを行う、「アジア・オセアニア高校生フォーラム」を開

催し、英語を使っている人々とコミュニケーションをとる訓練を出来るだけ多くの生徒にしてもらえるように、国際交流の機会を創出。

・また、生徒が自ら英語力を高めようとする意欲を養うために中学 3 年生を対象に外部検定試験を実施。

・世界に挑戦する気持ちを持たせ、ディベート力や使える英語を身につけさせるため、アメリカのスタンフォード大学と連携し、県内の能力の高い高校生を対象に同時双方向型オンライン遠隔講座を実施。

【結果】

・卒業時に求められる英語力を持つ生徒の割合が増加した。（目標：50%）

	(H28)		(R3)
中学校卒業時 英検 3 級相当	35.6%	⇒	52.4%
高校卒業時 英検準 2 級相当	29.1%	⇒	43.2%

・「英語で学ぶ」は、全員で実施するところまでは至っていない。

82. ICT 教育の推進

【背景】

教育委員会 平成 30 年度以降

- ・情報技術の進展が著しい社会で活躍するためには、情報技術を身につけて、情報機器やシステムを操作できるようにならないといけない。
- ・この観点から日本中で ICT 教育が実施されていて、例えば電子黒板の導入やパソコン、タブレットを配布して操作を習熟させるなどの教育が大変熱心に行われている。
- ・しかし、情報機器やシステムを使いこなすことができても、それらを動かしているプログラムを自ら作る能力がないと、ある意味ではそれらに支配されてしまうおそれがある。プログラムを自分で作り、システムを自分でコントロールする能力を身につけておかないと、真の意味での情報活用能力とは言えない。
- ・したがって、和歌山県の全ての小・中・高校生にプログラム教育を行うこととした。

【対応】

- ・ICT 教育を推進するために必要となるパソコンを 1 人 1 台整備。
- ・高校卒業時に、大学へ進学したら研究や論文に資するプログラムを自分で作ることができる、就職したら ICT 部門において第一線ですぐ働けるような能力を子供達全員に身につけさせるということを目指し、全国に先駆け、県独自のカリキュラムにより県内全ての小・中・高等学校で体系的なプログラミング教育「きのくに ICT 教育」を実施。

	実施内容	学ぶためのツール
小学校	プログラミングを体験し、プログラミング的思考を育む（5・6年）	ロボット教材 （意図する動きの組み立て）
中学校	プログラミングを学習し、課題解決の体験をする（3年間）	センサー等を活用した課題解決のプログラミング
高校	プログラミングを活用し、課題解決力を身につける	テキスト型プログラミング言語

・「きのくに ICT 教育」を実施するためには、教員にその知識や技術を身につけてもらう必要があることから、全ての担当教員に対して特に優れた教員や外部の専門家により研修を実施した。

・また、生徒の中にはプログラムの専門性が高く、もっと高度なことに取り組みたい、身につけたいという生徒もいる。そこで、中学校・高校のパソコンクラブに県内外の ICT 企業等の指導者（システムエンジニアなど）からチューターとして学校に派遣してもらい、高度なプログラミング教育を実施している。

（指導内容）

- 高度なプログラミング言語の習得
- 動作制御プログラム
- スマホアプリ開発
- ゲーム開発 など

【結果】

・取組を始めてから子供達の様子として「プログラミングに興味を持つ子供が増えた」、
「いろいろなアプローチを考え、失敗を恐れずとにかく試してみることができるようになってきた」などの声も届いており、取組を通じて様々な課題を発見し、解決できる子供の育成につながっている。

・企業等からの指導者派遣実績

年度	派遣数	主な指導内容
30年度	中学校 7	VR アプリなどの開発に向けた講座 AI スピーカーとマイコンタンの開発に向けた講座
	高 校 7	仕事で使えるシステム開発 インターフェースの作成及びデータベースの構築
R元年度	中学校 5	ドローン飛行で学んだプログラミングを活用したアプリ開発
	高 校 6	マイコンとセンサー類をつなぎ動作させるためのプログラミング 多人数参加 RPG ゲーム作成プログラム
R2年度	中学校 4	Arduino を駆使したセンサーによる計測と駆動系の制御プログラミング
	高 校 4	スクラッチを用いた機械学習・AI の学習
R3年度	中学校 6	プログラミング言語の学習 ドローンの動作プログラミング
	高 校 6	AI 機械学習の基本講座、ソフトウェア制作 タンクロボットの制作、遠隔操作端末の設計

83. 高校生の就職活動における一社推薦制度の見直し

教育委員会 令和3年度

【背景】

- ・平成19年当時、就職した高校生が2、3年以内に多く離職しており、この原因を考察した。大学生は企業を訪問して、企業の考え方や内容を確認して、企業からも気に入られて自分で志望の就職先を決める、いわゆる就活というプロセスを経ている。ところが高校生は、企業が学校へ求人を出し、学校が生徒1人について1社をあっせんするという制度になっていて、この制度が全国的に長年の慣行として定着していた。
- ・この一社推薦制度は、企業側からすれば学校がきちんと人材を保障してくれるし、学校側からすれば協力校へ多くの求人を出してもらえ、生徒は短期間で内定が決まるので、当初の就職率は高いという利点がある。
- ・しかし、生徒が希望する業種や気に入った雰囲気のある企業を選ばずに就職すると、職場のイメージが違ったり、仕事をしていく中で壁に突き当たったときに嫌になってしまい、簡単に離職してしまうことになる。
- ・日本の就職は新卒者に対して非常に丁寧に行われているが、途中で退職した人に対するプロセスは新卒者ほど手厚くないため、一旦、離職してしまうと、必ずしも自分の気に入った再就職先に落ち着く保証はない。

【対応】

- ・平成19年度から、一社推薦制度による就職活動を止めて、大学生が行っているように、いわゆる就活を推進しようということを決めた。これによって、就活を推奨しよう

とする機運は高まったが、学校現場では制度的には廃止したはずの一社推薦制度が温存されていて教育委員会もそれを是正しなかった。

・この制度を温存していると、生徒の自主性を重んじながら企業と生徒の意向が一致することを探るという就職活動の本来の趣旨が徹底されないことが分かったため、形式的にも制度を廃止して、令和 3 年度から複数社へ応募ができる制度に改めた。

【結果】

- ・制度を改めた結果、企業も最初は戸惑っていたが説明をしていくと納得してくれた。また、就職率も過去 10 年間で 1 番高い率となり、就職率が落ちることはなかった。
- ・就職した高校生の離職率は、制度の見直しにより、改善されていく見通しである。

84. いじめ対策

【背景】

教育委員会 平成 24 年度

- ・平成 19 年当時、いじめの認知件数は少ない順で全国上位だったが、暴力行為の件数は多い順で全国上位だった。つまり、学校でいじめではなく暴力として処理されていた。
- ・暴力の中にもいじめはあるのに、それをいじめと見なさないでいるというのは危ないこと。
- ・平成 23 年 10 月 11 日、滋賀県大津市の中学 2 年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するに至った事件が発生。
- ・当初、大津市の教育委員会や学校は、いじめと自殺の因果関係を認めておらず、県警の強制捜査で明らかになるなど、組織的な隠ぺいが大きな批判を受けた。
- ・大津市長は、教育委員会の対応がうまくいっていないことに対し、市長には教育に関する権限がなく、教育委員会の問題だと発言。
- ・これに対して、和歌山県では下記のように考え、それを実行に移した。

【対応】

- ・いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る問題。いじめを出した校長や担任個人を責めるようなことになると、いじめを無かったことにしようと考えてしまう可能性もあり、そうすると、いじめを受けたと訴えている子供が学校に裏切られたと考えて絶望して自殺に至るケースもある。
- ・重要なのは担任の教師や校長の責任を追及したり、責め立てたりするのではなく、みんなで総がかりで早期に対応していくということであり、県政全体の問題として、解決することにした。まず、いじめ問題対応マニュアルを作成し、学校では全ての教職員

がマニュアルに基づき早期に対応。そこでは、担任の教師が手に負えぬ時は、早期に校長と相談して学校全体で対応することにし、それでも手に負えぬ場合は、市町村教育委員会、県教育委員会とどんどん相談をかけて皆で対応をしようとした。

・さらに問題がこじれるといじめを受けた子供や保護者はおよそ教師という職業の人を庇い合いをしていると信じなくなるので、いじめの訴えがあった時は県教育委員会のルートで対応するとともに、知事部局の一般行政職員も訴えを聞いて対応することにした。

・そのため、いじめ相談窓口を拡大し、「知事へのメール（県政ポスト）」でも直接相談を受付。

・教育委員会は、執行機関として独立性を持っているが、首長には任命権があり、任命した人が首長に関係なくやっているはずがなく、首長は権限がないので対応不能などと言うことは言えないという立場を表明して、県知事を含む県全体で対応することを世に宣明した。

【結果】

・これらの取組等により、平成 24 年度からいじめ認知件数及び解消率ともに大幅に改善された。特にいじめを隠蔽しないで、どんどん明るみに出すことを奨励したので、いじめ認知件数はランキングがかなり高かったが、いじめ解消率は全国で 1 ～ 2 位を争うようになった。

	(H23)	(H26)	(H29)	(H30)
いじめ認知件数	44 位	6 位	13 位	12 位
いじめ認知件数 に対する解消率	32 位	2 位	1 位	1 位

・時として、上記の対応の経緯と内容を現場の関係者が忘れがちになるので、時々周知を徹底。

・また、平成 27 年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育長と教育委員長が一体化や、首長が招集する「総合教育会議」が設置されたりするなど首長の関与も制度的にも確立された。

85. 不登校対策

【背景】

教育委員会 平成 27 年度

- ・平成 26 年度「児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査」において、小学校の千人当たりの不登校児童数が全国最多となった。
- ・本来学校は、子供達が集まって勉強し、集団生活も覚えていくのに、不登校になってしまうと十分な教育ができないことから、大変憂慮すべき事態と認識。
- ・しかし、不登校の要因や背景は、学校生活におけるいじめ、学業不振、進路の不安及び部活動への不適應などのほか、病気や家庭の事情によるものもあり、複雑で難しい。

【対応】

- ・平成 27 年度に不登校問題の日本の第一人者であった森田洋司氏（鳴門教育大学特任教授）を招聘し、「和歌山県不登校対策に係る有識者会議」を設置するとともに、総合教育会議でも対応策について精力的に議論。
- ・不登校は単純ではないが、その原因を突き詰め、子供やその保護者に寄り添って対応していくこと、また、担任が個人で問題を抱え込んでしまわないように、組織として取り組んでいくことが必要。
- ・そのため、有識者会議の提言をもとに、不登校の要因について、児童生徒一人一人の状況を把握し、支援計画を立て、組織的に対応できるように教職員向けに不登校問題対応の手引き、マニュアルを作成し、対応。
- ・また、子供の様子で気になることがあったときの対応などを具体的に説明した保護者向けのマニュアルも作成し、各家庭へ配布・活用。

・さらに不登校児童生徒への学習支援、復帰支援として、訪問支援員による定期的な家庭訪問や ICT を活用した学習支援などを実施。

・また、対応が遅れてしまわないように、欠席しがちな児童生徒の情報を収集し、早期に対応することが重要であり、これまで国の通知どおり「累計 30 日以上欠席」を不登校として対応してきたが、「連続 3 日間の欠席」または「累計 5 日以上欠席」をした児童生徒に対して対応するように変更。累計 5 日以上欠席は、学校から教育委員会にも報告。

【結果】

・こうした対策により全国最多の状況は脱したが、それでもまだまだ多い状況にある。

千人当たりの人数 全国順位（少ない順）

	(H26)		(R3)	不登校児童生徒数	千人当たり
小学校	47 位	⇒	27 位	597 人	13.5 人
中学校	45 位	⇒	13 位	1067 人	44.7 人
高校	35 位	⇒	43 位	560 人	24.1 人

・時として、上記対応の内容を現場の関係者が忘れがちになるので、時々周知を励行。

86. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録

【背景】

教育委員会 平成 28 年度

・平成 13 年 4 月の世界遺産国内暫定リスト登載時には、熊野古道は今ほど有名ではなく、人が通らなくなって荒れていた所もあり、また、高野山は参詣客で栄えていたが、車やケーブルカーで山上に上がるため、参詣道として説明できるものは町石道だけであった。そのため、当時、詳細な資料を用意することができたのは、当初の世界遺産登録箇所だけだった。

・しかし、熊野古道は、京都から様々な参詣道を通じて切れ目なく熊野三山につながっていたはずであるし、高野山は、高野七口と言われる 7 本の参詣道が山上に通じていたはずである。高野熊野をこよなく愛する方々には、「世界遺産にふさわしい資産であるのにまだまだ漏れている」との思いが強く、県としても追加登録を目指すこととした。

【対応】

・語り部になられた人々を中心に郷土史家や教育界の人々が協力して埋もれた熊野古道を再発見し、高野参詣道の再調査に取りかかった。大辺路刈り開き隊の方々は、使われなくなって木が生い茂り通れなくなった熊野古道を刈り開き、土を入れて通れるようにしていった。県としても地元の方々と協力して高野七口再整備に取りかかった。

・また、文化遺産課が中心となり、文化庁や当時の日本イコモス国内委員会委員長である西村幸夫氏などの指導を仰ぎつつ、世界遺産として追加すべき所をまずは国の史跡に指定してもらい、その上でユネスコに世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣

道」のコンセプトを変えない範囲で軽微な変更として認めてもらおうという作戦を立てて、進めていった。

・平成 27 年 11 月までに 3 度にわたる文化庁文化審議会を経て、これらの史跡指定が決定され、その後、日本政府は、ユネスコに対して、上記世界遺産の追加登録を申請した。

【結果】

・平成 28 年 10 月 24 日、フランス・パリのユネスコ本部で開催された第 40 回ユネスコ世界遺産委員会の臨時会合において、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の軽微な変更提案が承認され、追加登録された。

・追加登録された 22 地点

(熊野参詣道中辺路：9 地点)

田辺市 北郡越・長尾坂・潮見峠越・赤木越
那智勝浦町 小獅子峠・かけぬけ道
上富田町 八上王子跡・稲葉根王子跡
新宮市 阿須賀王子跡

(熊野参詣道大辺路：9 地点)

白浜町 富田坂
すさみ町 夕才の峠
串本町 新田平見道・富山平見道・飛渡谷道
串本町・那智勝浦町 清水峠
那智勝浦町 二河峠・駿田峠
田辺市 鬪雞神社

(高野参詣道：4 地点)

かつらぎ町 三谷坂 ※丹生酒殿神社含む
高野町 京大坂道不動坂・女人道
橋本市・高野町・九度山町 黒河道

・登録資産の状況

	登録資産面積	参詣道延長
平成 16 年当初登録	495.3ha	307.6 km
平成 28 年追加登録	11.1ha	40.1 km
合 計	506.4ha	347.7 km
追加登録による増加率	2.2%増	13%増

県内における資産保有市町は、3 市町を加え、11 市町に増加
高野山町石道は、高野参詣道に資産名称を変更

87. 「紀の国わかやま国体」に向けた選手強化と効率的な大会運営

平成 19 年度以降

【背景】

- ・国体の開催については、多くの予算が必要となるため、県は以前は開催に消極的であったが、仁坂知事になって以来、県民のスポーツ振興の大きなきっかけとなることから、順番が回ってくるなら頑張ってみようという方針変更。
- ・本県の国体順位は長年 40 位台とずっと低迷していたが、国体は、ごく一部の例外を除いて開催県が常に優勝しているし、本県も前の黒潮国体の時には優勝を果たした。何でも調子が良く、データも良い県なら国体で優勝しなくても県民にショックを与えないかもしれないが、和歌山県では県民の士気にかかわると考えて、ぜひ優勝しようと考えた。
- ・そこで競技力を分析すると、かつての黒潮国体の時のように、あるいは他県のようにチームを引き受けて強化してくれる企業が少なくなってしまう、また、仁坂知事就任時の競技力強化費はものすごく切り詰められていた。さらに黒潮国体の時に来てくれていた指導者が頑張ってくれていたが、加齢とともに指導者層も薄くなっていた。

【対応】

①選手強化

- ・国体本番で活躍する選手を育てるためには、ジュニアから一貫した指導体制による計画的な競技力向上対策が必要となるため、開催年に向け優れた素質を有する子供を発掘し、一貫した指導体制に基づく育成・強化プログラムを実施し、国体で活躍できる選手を継続して育成。

- ・その中で、強化校を種目別に作り、そこに優秀な指導者をスカウトして配置し、熱心な子供達が集まって腕を磨けるようにした。
- ・また、県内の民間企業にお願いしてスポーツチームを持ってもらうようにしたり、和歌山へ来て活躍してあげようという選手をスカウトした。
- ・大会に向けて施設の完成が直前になると、選手達が本番と同じ会場で実践練習をする機会が少なくなるため、国体までに新築または改築することを決めていた関連施設（紀三井寺公園、武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、秋葉山公園県民水泳場、県営相撲競技場）を早期に整備して選手の強化期間を確保した。

②効率的な大会運営

- ・財政が厳しいため、施設は必要最小限にして整備することを目指し、運営についても出来るだけ予算を抑えるように工夫した。
- ・県内に国体施設基準を満たす施設がなく、自前で整備するのは財政的に困難な施設については、近隣府県等の施設を借りて大会を運営。

水泳（飛込、シンクロ）	大阪府門真市
ボート	滋賀県大津市
馬術	兵庫県三木市
クレー射撃	神奈川県伊勢原市

- ・開会式や閉会式の企画は、PR 会社に丸投げせず和歌山らしさを表現し、感動的なものを作るように、知事以下県庁が自前で企画し、シナリオをつくって、最後にそのサポートを PR 会社に依頼する形にした。
- ・また、県民総参加の大会を掲げ、広く県民に呼びかけて大会運営ボランティアとして参加してもらい、また、美化活動や花いっぱい運動なども多くの方々と一緒になって取り組んだ。

【結果】

- ・結果、感動的な開会式や閉会式を開催することができ、和歌山県民の念願であった男女総合優勝、天皇杯を獲得することができた。また、多くの県民がボランティア活動に参加してくれた。
- ・そして、この機運を無くさないように競技力強化費をある程度残して、その後のスポーツ振興についても一気に冷めてしまわないように、例えば国体で招いた人は指導者として次の人を指導してもらうようにした。
- ・開会式に御臨席された天皇陛下がその時の情景を詠まれた。

天皇陛下の御製

「作られし鯨もいでて汐を吹く集団演技もて国体開く」

- ・県では、大会の感動が末永く後世に伝わることを強く願い、陛下の御製を刻んだ碑を紀三井寺公園に設置した。（平成 28 年 3 月）

88. ワールドマスタースゲームズ関西

【背景】

平成 25 年度以降

・概ね 30 歳以上なら誰でも参加できる世界最大級のスポーツ祭、「ワールドマスタースゲームズ」について、関西広域連合と関西経済界との意見交換会時に関西経済同友会代表幹事から、経済波及効果が大きい同大会を関西に誘致して欲しいと要望があった。

・ワールドマスタースゲームズは、予選もなく誰でも参加できる大会であり、生涯スポーツの祭典である。そして、スポーツを通じて世界の人々や他県の人々と末永い交流を続けるきっかけになる。また、過去大会の実績からも、世界から選手だけではなく家族やその仲間も観光を楽しみにやってくるため、これを機会に関西、和歌山県の発展を図りたいと考えた。

・また、令和 3 年開催に向けては、国内では令和元年「ラグビーワールドカップ」、翌令和 2 年「東京オリンピック・パラリンピック」と国際大会が連続して開催される流れもあり、これらの大会に続いての開催は全国的な盛り上がりの中で関西を国内外に発信し、観光客の増加などの相乗効果が大きく期待された。

・さらに、本県においても、平成 27 年「紀の国わかやま国体・大会」、平成 29 年「全日本マスタース陸上競技大会」、令和元年「ねんりんピック」と大きな大会が連続しており、国体を契機としたスポーツの機運の盛り上がりをも本大会へ繋げていくことが可能であった。

【対応】

・当時、関西広域連合の連合長県である兵庫県とともに、中心となって関西への招致に取り組み、令和 3 年開催が決定。

・本県においても、出来るだけ多くの競技を実施しようと、下記 5 競技 7 種目の公式競技を県内各地に誘致。

(陸上競技)	ハーフマラソン	上富田町	(口熊野マラソンコース)
	駅伝	田辺市	(田辺スポーツパーク)
(射撃競技)	ライフル射撃	海南市	(県ライフル射撃場)
(セーリング競技)	セーリング	和歌山市	(和歌山セーリングセンター)
	ウインドサーフィン	同上	
(バレーボール競技)	インドア	和歌山市	(ビッグホエール,ビッグウエーブ他 2 施設)
(ダンススポーツ競技)	ダンススポーツ	和歌山市	(ビッグウエーブ)

・国内 3 万人、国外 2 万人、計 5 万人の大会参加者を目標に掲げ、エントリーの開始を控えた時に、参加者の確保をさらに進めるため、各府県市の頑張りが評価される仕組みが必要であると考えて、各府県市が競技ごとの参加者数を増加させるほど、経費面でインセンティブが与えられる制度を提案し、創設された。

・その後、大会開催に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会の 1 年延期（令和 4 年 5 月開催）が決定された。

・さらに令和 4 年 5 月時点においても開催が困難であることから、IMGA と再延期後の会期を交渉して、令和 9 年 5 月に開催することになった。

・再延期後の開催場所や競技種目は、基本的に 2021 年の計画を踏襲し、資金はその時に投入できるよう温存することにした。そのため、事務局を縮小し、一時的に活動水準を下げるが、機運が失われないように PR を続けていて、これを段階的に高めていく。

【結果】

・令和 9 年 5 月の開催に向けて、もう一度大会への関心を高め、参加者を増やすべく努力中である。

89. 市町村負担金の見直し

【背景】

平成 21 年度

・当時、全国知事会では、国が執行する事業に対して地方に負担を求める国直轄事業負担金制度の廃止を訴えていたが、その一方で、都道府県は自身の工事を行う際に市町村から負担金をもらう制度を維持していた。

【対応】

・国に対して直轄負担金は払わないと言っておきながら、一方では市町村に負担金をもらうと言うのは、不公平で正義に反すると考えて市町村負担金制度の見直しに着手した。

【結果】

・和歌山県では、県と市町村の役割分担を明確にするために、平成 22 年度から市町村からの負担金は原則としてすべて廃止することとした。

・ただし、以下のとおり事業の特性等を勘案して合理的なものについては市町村の同意を得たうえで、引き続き市町村の負担を求めることとした。

《異なる取り扱いとする事業①》

受益者が限定的で、法制上受益者が負担すべき事業であるが、市町村が受益者の負担を軽減するために負担しているものは、引き続き市町村の負担を存続する。

【対象事業】…土地改良事業（農道含む）、急傾斜地崩壊対策事業

※土地改良事業（農道含む）については、国営土地改良事業の地方負担分
から事務費負担金が軽減されたことと歩調を合わせ、事務費負担分を軽減

《異なる取り扱いとする事業②》

施設整備費、維持管理費を利用者からの使用料で賄うべき事業（地方公営
企業）については、引き続き市町村の負担を存続する。

【対象事業】…流域下水道事業

《異なる取り扱いとする事業③》

事業実施主体は地元民間団体であり本来市町村が支援すべき事業であるが、
国の補助要綱上で補助金交付対象が県に限定されているものについては、引き続
き市町村の負担を存続する。

【対象事業】…土地区画整理事業（組合施行）

《異なる取り扱いとする事業④》

街路事業については、本来的には市町村事業であり県が代行していると考えられ
るが、これまでに事業区分を取り決め事業中のものは市町村の負担を存続して実施
する。

今後の事業については、市町村事業とするが、市町村から従来どおりの進め方に
よる事業推進の要望があれば、市町村の財政状況等に鑑み、相談、協議を行って
いく。

【対象事業】…公共街路、社会資本整備交付金街路、地方特定道路街路

90. 政府関係機関の誘致

大規模土砂災害対策技術センター

【背景】

・平成23年台風12号（紀伊半島大水害）では深層崩壊など大規模な土砂災害が多数発生し、甚大な被害となった。今後も起こりうる大規模土砂災害に対応するための調査研究を行い、国全体で知見を高めることが必要と考えられた。

【対応】

・大規模土砂災害の調査研究に特化した国の研究機関を新たに作るという動きがあり、被災地である那智勝浦町に誘致することで、今後の土砂災害対策に関する研究のシンボルになると考え、国会議員の助けも借りながら熱心に活動を行った。

・国からは、入所する建物などについて地元協力が得られるのであれば研究所設置について協力するとの回答があったことから、建物は県で設置することとし、建物の名称は研究成果のPRや土砂災害についての啓発を目的とすることなどから「和歌山県土砂災害啓発センター」とした。

・平成26年4月に国の研究機関である「大規模土砂災害対策技術センター」が那智勝浦町水道事務所内に仮設置され、大規模土砂災害の研究に特化した研究機関としては全国初の事例となった。研究機関には研修目的で県職員を派遣することとした。

- ・平成 28 年 4 月に和歌山県土砂災害啓発センターが開設し、大規模土砂災害対策技術センターが入所した。
- ・令和 4 年 9 月には大規模土砂災害対策技術センターシンポジウムを那智勝浦町で開催し、紀伊半島大水害等をきっかけに進められている調査研究・技術開発を全国に発信。

【結果】

- ・研究成果は国内の様々な学会や国際学会で発表されているほか、国内外の研究機関や自治体から視察が訪れるなど、注目を浴びている。
- ・令和 4 年度には「土砂災害の教訓を次世代に伝えるための普及啓発」の業績が評価され、科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞。

統計データ利活用センター

【背景】

- ・平成 26 年に政府が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に政府関係機関の地方移転が盛り込まれ、東京一極集中を是正するため、各地域の地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的として、道府県等から誘致の提案を募集した。

【対応】

・和歌山県は、総務省統計局及び独立行政法人統計センターの誘致を提案した。それは、他の省庁に比べると、国会や産業界との関わりが少なく、移転による影響が小さいことに加え、職員数が多く、和歌山県の人口増にも繋がることが考えられたためである。

・しかしながら、国からは統計局全体の移転は困難であるが、新しい行政領域である統計の利活用部門であれば、それを和歌山で行うことも可という回答を得た。そこで、総務省統計局等との実証実験を経て、平成 28 年 9 月に、和歌山県が関西圏の統計データ利活用拠点と位置づけられるとともに、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、「統計データ利活用センター」を置き、統計マイクロデータ提供等の新たな業務を平成 30 年から実施することが決定された。

・県では「統計データ利活用センター」の取組を支援するとともに、行政課題に関する研究や、データ分析・処理することができる人材育成に取り組むため、「和歌山県データ利活用推進センター」を設置することとした。

・それぞれの設置場所は交通の利便性などを考慮し、南海和歌山市駅ビル 5 階とし、平成 30 年 4 月に同時に開所した。

・また県では、統計データ利活用センターの協力のもと、「データ利活用シンポジウム」や「和歌山県データ利活用コンペティション」など普及啓発事業を毎年実施している。

【結果】

・県データ利活用推進センターの活動は、総務省の「地方公共団体における統計データ利活用表彰」の特別賞(令和元年・令和 4 年)、日本統計協会の「統計活動奨励賞」(令和 2 年)を受賞し、高い評価を得ている。

91. 審議会への丸投げ

【背景】

・行政が特定のテーマの政策課題を議論し、コンセンサスを作ってもらい、政策を発表するときに「審議会や委員会の意見に従って」と説明することがよく行われる。これに対し世間からは、審議会・委員会を「かくれみの」にしているという批判が従来からある。

・一方、和歌山県も含め多くの行政庁では、何でも審議会に諮るということが横行しており、自分たちで考えない、考えたとしても、「審議会の方々の意見」と言い、事務局であることを理由に自らの存在を隠すことが往々にしてあった。

・また、審議会・委員会を組織するとき、任命、要請が容易であるという見地から委員の選定が行われていて、審議が要請されている行政のレベルからして十分な能力があるか疑わしい場合もあった。

【対応】

・委員会は、各分野のコンセンサスをとることや、行政だけでは知識と知恵が足りない場合に、それを教えてもらうということが目的であり、行政自らが判断すべきことを、審議会・委員会の判断に委ねるのは無責任である。

・和歌山県では、安易に審議会・委員会を使わず、自分たちで説明責任を果たすようにした。なお、審議会・委員会を組織する場合は、その分野の一流の専門家に依頼することとしている。

・ただし、外部から高度な専門的意見を聞かずに判断するには知識や知恵が不足する場合（例：長期総合計画）や、県が当事者であり、客観的な判断をしにくい

場合（例：平成 29 年 10 月の川市西脇地区斜面崩落事故）については、躊躇なく外部の意見を聞くことにしている。

【結果】

- ・自らが責任をもって説明する習慣がついた。

92. お正月の作法(名刺交換会)

【背景】

知事室 平成 19 年度

・各界の方々からの新年の挨拶を知事室にて個別に対応する「賀詞交歓会」を開催していたところ、庁内に順番待ちの行列ができるとともに、順番が回ってきても話をする時間がほとんどない状態であった。

【対応】

・平成 20 年 1 月から県幹部も含め、参加者同士の懇談もできるよう、新たに会場を設け、「新年名刺交換会」を開催。

・初回の会場はホテルを使用した但、2 回目以降は県庁で最も格式の高い部屋である「正庁」とした。

・和歌山県産のジュースで乾杯し、「プレミア和歌山」の紹介コーナーを設け、参加者をおもてなし。

【結果】

・県内各界の方々に来られる機会であり、参加者相互に名刺交換や情報交換を行うなど、和歌山の将来をみんなで一緒に語り合う場となった(ただし、参加者に比べて正庁が狭いので、目的が果たせないくらいも)。